

令和5年10月26日

世田谷区長  
保坂展人様

世田谷区地域保健福祉審議会  
会長 中村秀一

世田谷区地域保健医療福祉総合計画  
の策定にあたっての考え方について（答申）

令和4年11月16日付、諮問第23号により諮問のあった標記の件について、下記の事項について答申します。

1 答申事項（諮問第23号）

別紙「世田谷区地域保健医療福祉総合計画策定にあたっての考え方について 答申」のとおりです。

2 答申にあたって

今後、区において、この答申の趣旨を十分に活かすとともに、区民や事業者等の関係者の意見を反映させた、世田谷区地域保健医療福祉総合計画を策定することを期待します。

また、現在、世田谷区で並行して策定を進めている、次期基本計画と本計画を整合させるとともに、各分野別計画が本計画を踏まえて作成され、それらに基づき効果的に施策を推進することを要望します。

さらに、計画策定後は、区民に対し分かりやすい形での広報、丁寧な情報の提供や説明がなされることを希望します。

世田谷区地域保健医療福祉総合計画  
[令和6～13年度(2024～2031年度)]  
策定にあたっての考え方について  
(答申)

令和5年(2023年)10月26日  
世田谷区地域保健福祉審議会

## 目 次

第 1 章 計画策定にあたって .....	1
第 1 節 計画策定の趣旨 .....	1
第 2 節 計画の位置づけ .....	2
第 3 節 計画の策定体制 .....	9
第 2 章 近年の動向、区の課題 .....	10
第 1 節 これまでの区の取組み(成果と課題) .....	10
第 2 節 地域福祉に関連する動き .....	23
第 3 章 地域福祉を推進する基本的な考え方 .....	26
第 1 節 地域福祉推進の基本方針 .....	26
第 2 節 地域福祉推進の視点 .....	27
第 3 節 基本目標(今後の施策を展開する 2 つの柱) .....	28
第 4 節 施策体系 .....	30
第 5 節 圏域の考え方 .....	31
第 4 章 今後の施策の方向 .....	33
第 1 節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する .....	33
第 2 節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備 .....	75
第 5 章 計画の推進に向けて .....	96
第 1 節 計画の推進体制 .....	96
第 2 節 評価指標 .....	97
卷末 .....	
1 成年後見制度利用促進基本計画 .....	99
2 再犯防止推進計画 .....	119

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

世田谷区(以下「区」という。)では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「地域福祉計画(平成7~16年度)」の策定以降、「地域保健医療計画(平成10~15年度)」、「地域保健医療福祉総合計画(平成16~25年度)」、「地域保健医療福祉総合計画(平成26~令和5年度)」を切れ目なく策定し、保健、医療、福祉の各専門分野にかかる基本的な方向を定めてきました。

平成26年(2014年)3月に策定した前計画では、高齢者、子ども、障害者など、各分野が横断的に取り組むべき施策の方向として、「1. 地域包括ケアシステムの推進」、「2. 区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」、「3. 地域福祉を支える基盤整備」という3つの柱を打ち出しました。

この方向性を踏まえて、高齢者分野では「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を、障害者分野では「せたがやノーマライゼーションプラン(世田谷区障害施策推進計画)」、子ども分野では「世田谷区子ども計画(子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画等を内包)」、健康分野では「健康せたがやプラン」を策定し、分野毎の施策を進めてきたところです。

この間、区では少子高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者が増加しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行(パンデミック)や不安定な世界情勢に起因する物価高騰などの社会的要因も重なり、区民同士の交流機会の減少や経済的に困窮する人が増加するなど、区民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。また、保健医療福祉分野では、複数の困りごとがありながら支援を受けていない人や世帯、経済的な困窮を背景に様々な問題に直面する人や世帯など、「制度の狭間」や「既存の制度の支援では不十分であった課題」が顕在化し、分野を超えた対策の必要性が高まっています。

こうした状況のなかで、区は、区制100周年を見据え、令和6年度(2024年度)を初年度とする向こう8カ年の「世田谷区基本計画」を策定しました。基本計画では、区政が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」と定めました。この区政の方向性を踏まえ、誰もが取り残されることなく暮らせる世田谷を目指し、保健医療の基本的な考え方を示す、新たな「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

本計画は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経て進むウィズコロナ・ポストコロナ社会の生活様式の変化、個人の多様性の尊重、デジタル技術の社会実装化、国際社会全体で達成を目指すSDGsなどを念頭におき、国全体で進める「地域共生社会」の実現に向けて、保健医療福祉施策の基本方針となるものです。

また、本計画は、改正社会福祉法に基づき新たに創設された重層的支援体制整備事業の「実施計画」、再犯防止推進法に規定する「市町村再犯防止推進計画」並びに成年後見制度利用促進法に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含します。

## 第2節 計画の位置づけ

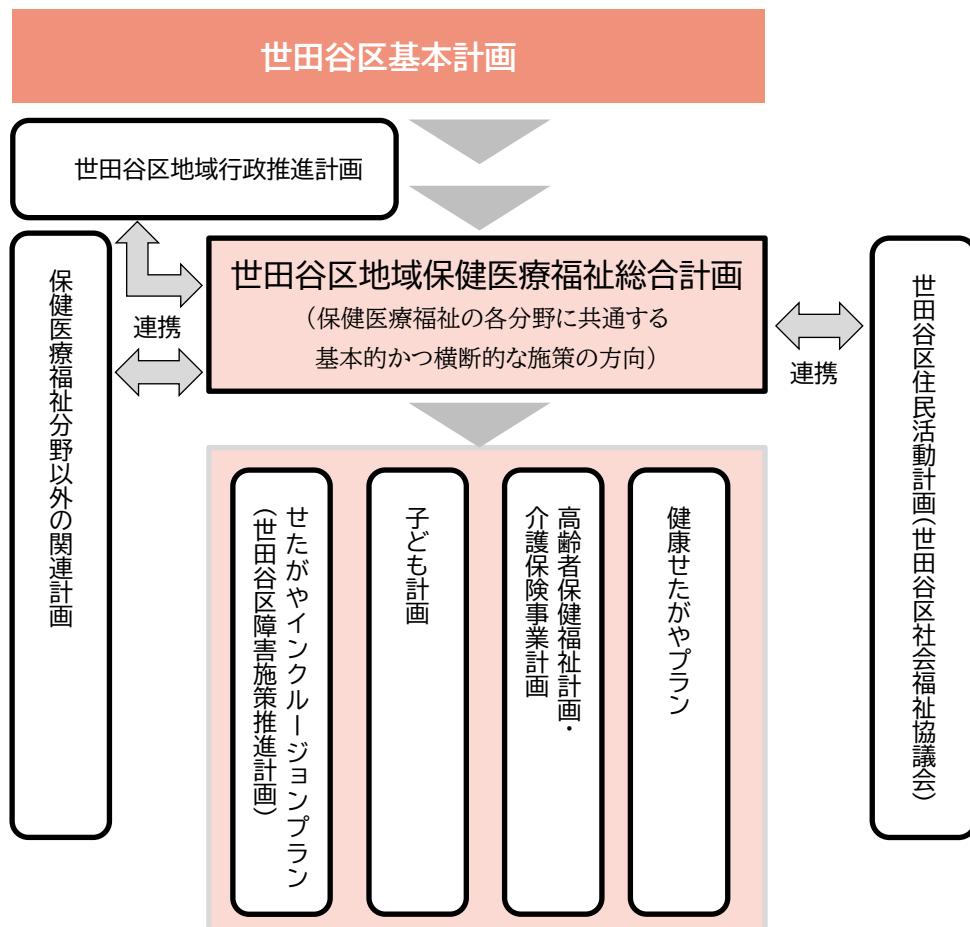
### 1 根拠となる法律・条令等

- 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」とします。
- 世田谷区地域保健福祉推進条例第16条の「推進計画」とします。
- 世田谷区地域保健福祉推進条例第17条の「行動指針」とします。
- 高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが地域で暮らしていく際に必要となる保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする計画とします。
- 東京都の地域福祉支援計画を踏まえた計画とします。
- 東京都の保健医療計画を踏まえ、医療と保健、福祉との連携の方向性を示す計画とします。
- 社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含します。
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含します。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含します。

## 2 計画の役割、諸計画との関連

- 本計画は、区政の基本的な指針である「世田谷区基本計画」で示されたまちづくりの方向性を踏まえ、保健医療福祉の各分野に共通する基本的かつ横断的な施策の方向を示すものです。
- 本計画は、「世田谷区地域行政推進計画」で示された区政運営の基盤である地域行政制度の基本的な考え方や方向性を踏まえ策定します。
- 本計画には保健医療福祉分野以外に関連する施策も含まれることから、生涯学習(学校教育、文化・芸術、スポーツ)、産業振興、都市整備(住宅政策を含む)、男女共同参画・多文化共生推進等の計画、施策、地域活動との連携についての基本的な考え方を示します。
- 保健医療福祉のそれぞれの分野における施策と事業については各個別計画等に位置づけ、計画的に実施します。
- 区の地域福祉を推進する上で両輪となる、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会が策定する「世田谷区住民活動計画」との連携を図ります。

図表 計画の位置付け



### 3 計画期間

計画期間は、令和 6 年度(2024 年度)から令和 13 年度(2031 年度)までの 8 年間とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化や大幅な制度改革など、計画内容や期間を調整する必要が生じた場合は、期間中に見直しを行います。

図表 主な計画の期間

計画名	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度						
	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度						
世田谷区基本計画	令和 6~13 年度(2024~2031 年度)													
世田谷区地域保健医療福祉総合計画	令和 6~13 年度(2024~2031 年度)													
せたがやインクルージョンプラン —世田谷区障害施策推進計画—	次期 令和 6~8 年度 (2024~2026 年度)		令和9年度(2027 年度)以降も策定予定											
高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画	第 9 期 令和 6~8 年度 (2024~2026 年度)		令和9年度(2027 年度)以降も策定予定											
世田谷区子ども計画	第 2 期	第 3 期 令和 7~16 年度 (2025~2034 年度)												
健康せたがやプラン	次期 令和 6~13 年度 (2024~2031 年度)													
(参考)世田谷区社会福祉協議会 「世田谷区住民活動計画」		次期 令和 7~14 年度 (2025~2032 年度)												

## 4 世田谷区基本計画(令和6年度～令和13年度)

基本計画は、区が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画です。人口動態の変化をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染症拡大や、自然災害の常態化など、この間の社会状況の変化を踏まえ、令和6年度(2024 年度)を初年度とする8年間の新たな基本計画を策定しました。基本計画では、区政が目指すべき方向性をはじめ、計画の理念や地域経営の考え方、重点政策等を示しています。そのうち、保健医療福祉分野に関しては地域保健医療福祉総合計画においてより具体化していくことになります。

### 区政が目指すべき方向性

「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」

### 基本計画の理念

参加と協働を基盤とする	参加と協働による政策、施策の展開を区政運営の基盤とします。また、区民の主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげます。
区民の生命と健康を守る	生命と健康を守ることは、自治体として最優先の課題であり、引き続き積極的に取り組み、身体的な健康のみならず、心の健康につながる心の豊かさなどの視点に配慮します。
子ども・若者を中心据える	子ども・若者は、地域と一緒に創っていく主体として明確に位置づけ、参加やすく、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるよう子ども・若者の「今」に焦点をあてて政策、施策の組み立てを考えます。
多様性を尊重し活かす	異なる立場や様々な価値観を持つ人々がともに社会を構築できるよう、性別、LGBTQ などの性的指向及びジェンダー・アイデンティティ、年齢、国籍、文化の違いや障害の有無から、価値観や家族のあり方、ライフスタイルの多様性まで、広く多様性を尊重し活かしていきます。
地域・地区の特性を踏まえる	各地域や地区の特性・課題などを十分考慮し、それぞれの区民ニーズを的確に捉えて政策、施策を組み立てます。
日常生活と災害対策・環境対策を結びつける	日常生活と災害対策・環境対策を常に結びつけて考え、政策、施策を組み立てます。

### 地域行政の基本となる考え方

地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを推進し、もって安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現します。

基盤となる取組みの一つとして、地域福祉の展開(地域包括ケアの地区展開(包括的支援体制)の充実)を挙げています。

## **重点政策**

6つある重点政策の一つに、「誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化」を挙げています。地域保健医療福祉総合計画を中心に具体化し、実現に取り組みます。

## 5 地域行政推進条例・地域行政推進計画

令和4年(2022年)に区は、区政運営の基盤である地域行政制度の改革について必要な事項を定め、区が区政の課題の解決を図る体制を強化し、地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを推進し、もって安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現するため地域行政推進条例を制定しました。

条例では、まちづくりセンターを、区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、総合支所を、地域経営を担う地域の行政拠点として位置付けるとともに、区の責務として、地区及び地域において、区民が必要な行政サービスを利用することができる環境の整備、区民が区政に関する意見を述べることができる環境の整備とともに、区民がまちづくりに取り組むための必要な支援を行うことを定めています。

また、区の責務を果たすうえで、まちづくりセンターが、区民生活に寄り添い、区民から頼りにされる行政拠点としてその機能の充実強化を図り、総合支所が、地域を経営する機能を強化し、本庁が、地域行政制度の意義や目的を踏まえた区政運営に取り組むための基本方針を定めました。

条例に基づく、地域行政推進計画(令和6年度～9年度)では、世田谷区基本計画における基本方針のうちの「参加と協働を基盤とする」「地域・地区的特性を踏まえる」を理念とし、条例に掲げる基本方針の下で、次の7の事項を地域行政の基盤とし、具体的な取組みを推進しています。

### <地域行政の基盤>

- (1) 地区・地域課題の解決 (2) コミュニティづくりと区民参加の促進
- (3) 地域福祉の展開(地域包括ケアの地区展開(包括的支援体制)の充実)
- (4) 地域防災力の強化 (5) 安全で魅力的な街づくり (6) 行政サービスの向上
- (7) 地域行政の運営体制の充実

総合計画と関連の深い「(3)地域福祉の展開」の方向性と具体的な取組みは以下のとおりであり、総合計画と整合を図りながら地域行政を推進します。

#### ◇地域福祉の展開(地域包括ケアの地区展開(包括的支援体制)の充実)

高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者等に対する医療、介護、住まい、生活等の支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの充実を図り、地域共生社会の実現をめざします。地区における四者連携(まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・地区社会福祉協議会事務局・児童館)を基盤に、共助による見守りネットワークづくりや身近なところで福祉の相談や手続きのできる環境の充実を図ります。併せて福祉に関する社会資源の開発と福祉のまちづくりにおける区民との協働を推進します。

- (1) 地域包括ケアの地区展開の充実
  - ① 地区アセスメントに基づく地区課題への取組み
- (2) 福祉の相談窓口の充実
  - ① オンライン相談の拡充 ② ICT 利用手続き等の支援

## 6 SDGsとの関係

SDGs(持続可能な開発目標。エスディージーズ)は、平成27年(2015年)9月に国連で採択された令和12年(2030年)までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す17の国際目標です。国は平成28年(2016年)に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。本計画は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を念頭において施策を推進します。

図表 SDGs17の国際目標(目標(ゴール))

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な人間居住を実現する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

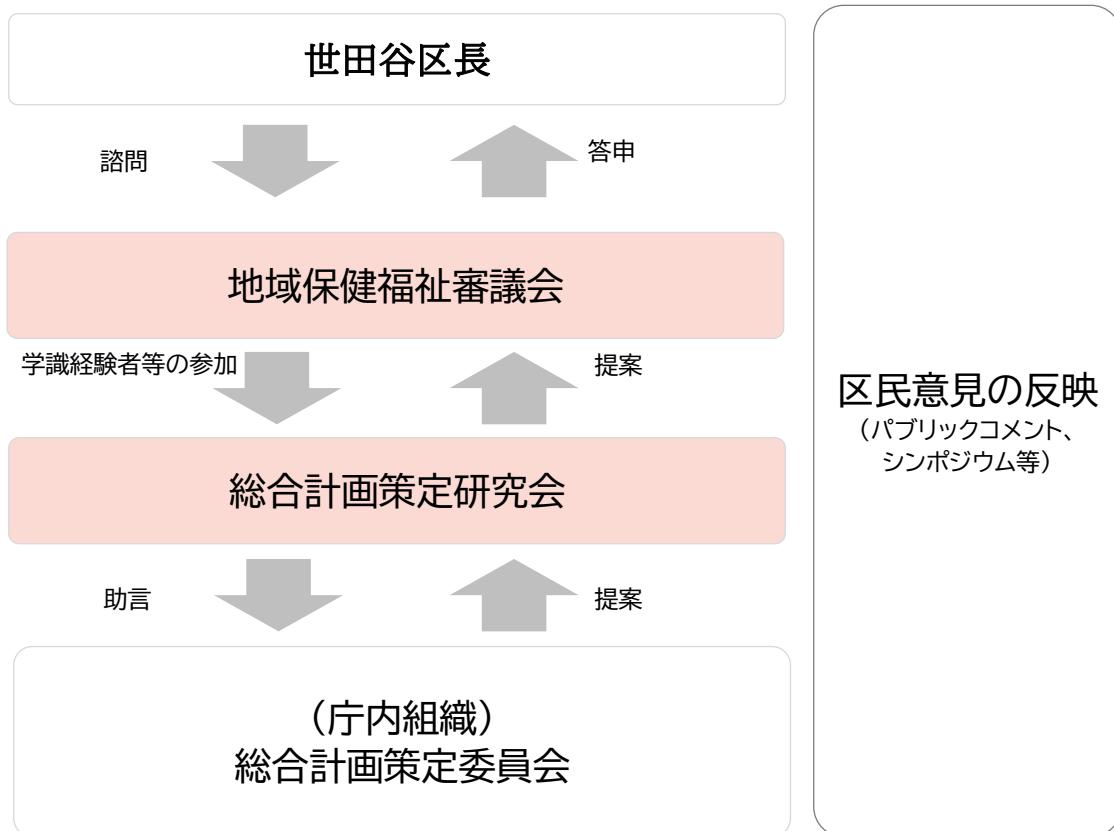
出典:外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

## 第3節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者と区民委員で構成する「地域保健福祉審議会」、同審議会の学識経験者等と区職員による「総合計画策定研究会」、庁内組織として「総合計画策定委員会」を設置し、各会において計画内容を検討しました。

また、パブリックコメントやシンポジウムを通して、区民の意見を計画に反映するよう努めました。

図表 計画の策定体制



## 第2章 近年の動向、区の課題

### 第1節 これまでの区の取組み(成果と課題)

「地域保健医療福祉総合計画(平成26～令和5年度)」では、「地域包括ケアシステムの推進」、「区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」、「地域福祉を支える基盤整備」の3つの施策の柱に沿って取組みを推進してきました。これまでの取組みの成果を3つの柱ごとに振り返ったうえで、保健医療福祉分野にまたがる課題をまとめます。

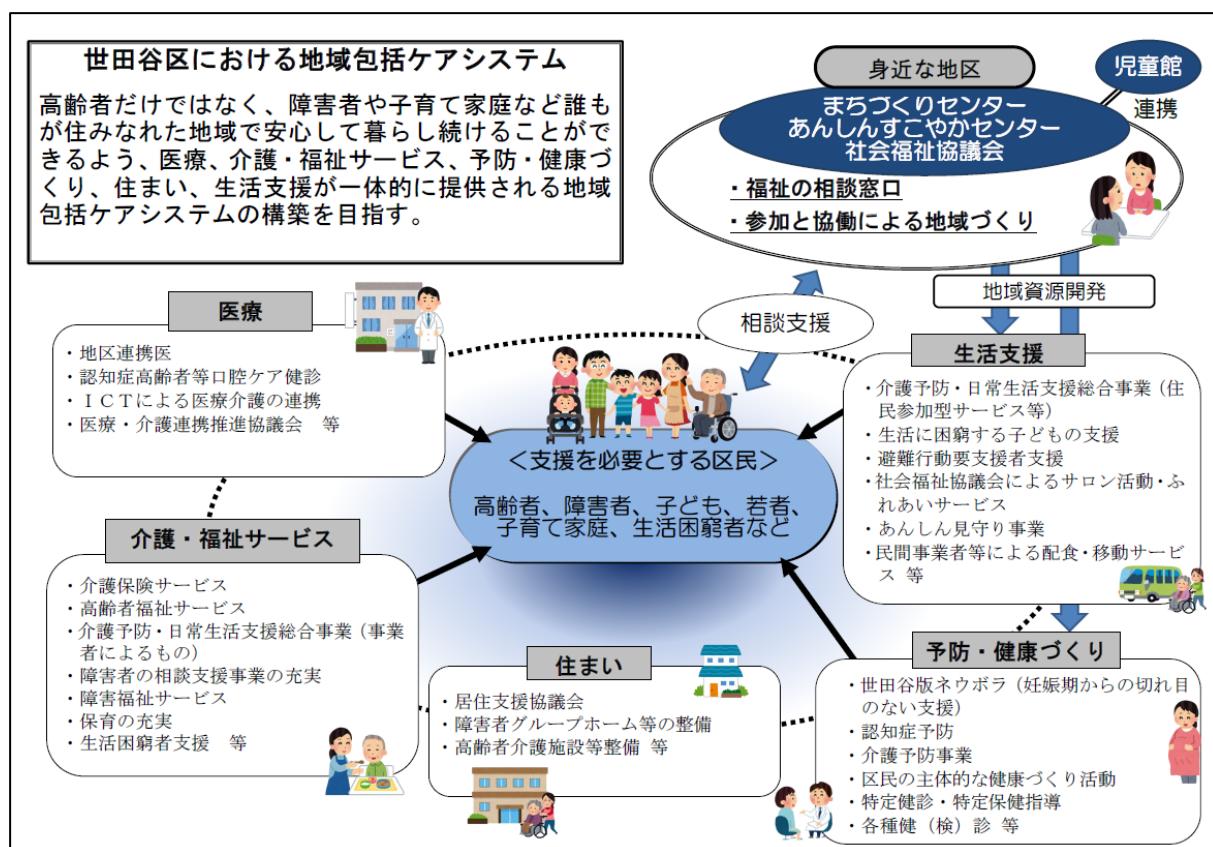
- 地域保健医療福祉総合計画(平成26～令和5年度)における地域福祉推進の基本的な考え方
  - ・ 高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地区で相談することができ、多様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが総合的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を目指します。
  - ・ 地区において、課題の発見・把握から、相談支援、サービス提供、社会資源開発、情報発信を行うなどの、個別支援と地域支援を組み合わせて支援するコミュニティソーシャルワークを推進します。
  - ・ 地区を中心に地域福祉を推進するという考え方方に立ち、地区における地域づくりや地域活動を推進していきます。
  - ・ 区民や地域福祉活動団体、事業者など、様々な主体が多様性を認めあい、ともに地域の課題に取り組み、ともに支えあう地域社会づくりを進めます。
  - ・ これまで地域福祉の推進を担ってきた、区民や社会福祉協議会、社会福祉法人等、地域の活動団体とともに、NPO、商店街、民間事業者等の様々な主体と協働し、新たな社会資源の開発や地域づくりを行います。
  - ・ 区民への総合的な支援を行うためには、従来の保健福祉の関係機関や団体との連携だけでなく、幅広いネットワークを構築する必要があり、教育関係者や弁護士等の司法関係者、まちづくりに携わる人々など、区民の生活に関連する幅広い領域で活動する人々と連携し、地域福祉の推進を図ります。

## (1)「地域包括ケアシステムの推進」に関する取組み

区では、平成3年(1991年)に地域行政制度を導入し、地区・地域・全区の三層制の区政運営を開始しました。平成17年(2005年)には出張所改革を行い、出張所の窓口事務を7箇所の出張所に集約し、その他の20箇所を主に地区まちづくりの支援を行うまちづくり出張所としました。その後、名称をまちづくりセンターと改め、地区及び地域の実態に応じた行政サービスの提供とまちづくりの支援を進めています。

このような地区を中心に据えた体制を土台として活かしながら、平成26年度(2014年度)からは、国の示す地域共生社会の考え方方に先んじて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、困りごとを抱えたすべての区民を対象として、「医療」「介護・福祉サービス」「住まい」「予防・健康づくり」「生活支援」の5つの要素が一体的に提供される世田谷区独自の地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。

図表 世田谷区における地域包括ケアシステムのイメージ図



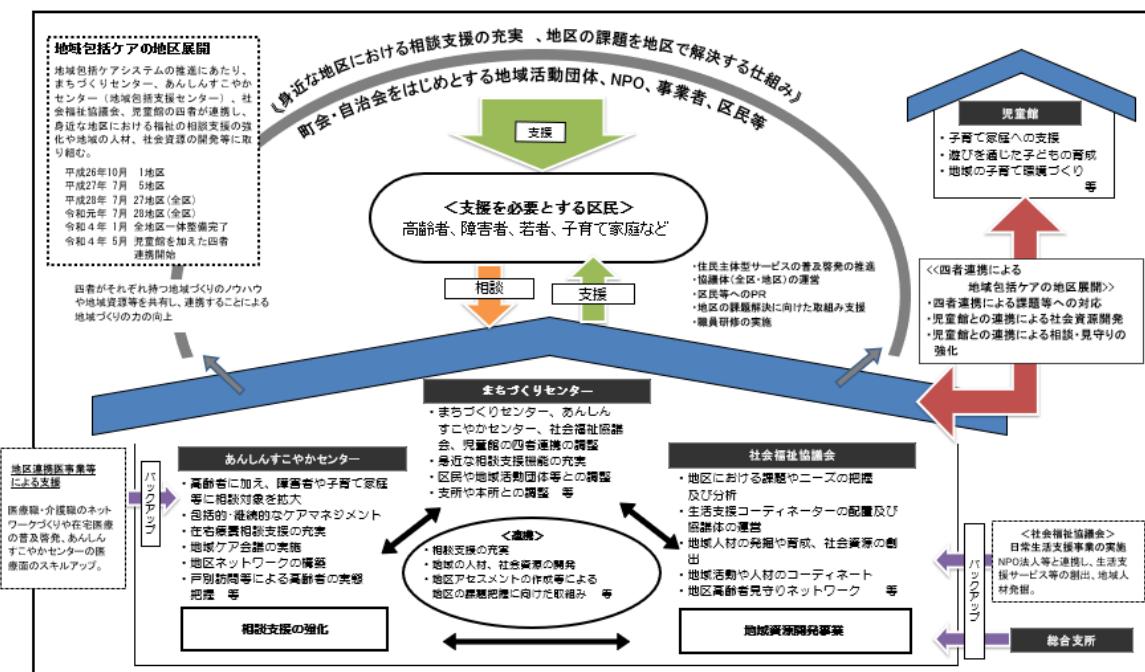
## ● 地域包括ケアの地区展開の実施

区では、地域包括ケアシステムを区民にとって最も身近な地区で実現するために、平成26年度(2014 年度)からのモデル実施を経て、平成28年度(2016 年度)から全地区で「地域包括ケアの地区展開」を実施しました。

区民が福祉に関する困りごとを抱えた際に、早期に支援につながれるよう、28地区のまちづくりセンター内に、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会の三者を一体整備し、「福祉の相談窓口」を設けました。「福祉の相談窓口」では、総合支所のバックアップを受けながら、分野や属性に関わらず、福祉に関するあらゆる困りごとの相談を受け付けています。アセスメントの結果、専門的な支援が必要な場合には、専門の関係機関に適切に繋げます。

また、福祉の相談窓口で受け付けた相談から地区の課題を抽出し、三者で連携して地域資源開発を行う「参加と協働の地域づくり」も実践しました。令和4年(2022 年)5月からは、三者に児童館が加わり、子ども分野における地域資源開発にも力を入れて取り組んでいます。

図表 地域包括ケアの地区展開イメージ図



図表 地域包括ケアの地区展開 実施経緯

平成 26 年(2014 年)10 月	地域包括ケアの地区展開を1地区にてモデル実施(砧)
平成 27 年(2015 年)7 月	地域包括ケアの地区展開を5地区にてモデル実施(砧、池尻、松沢、用賀、上北沢)
平成 28 年(2016 年)7 月	地域包括ケアの地区展開を全地区にて実施
令和4年(2022 年)5 月	全地区において児童館を加えた四者連携を開始

- 5つの要素(医療、福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援)の充実

区では、地域包括ケアシステムにおける5つの要素(医療、福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援)を充実させるため、様々な取組みをしてきました。(P33～第4章第1節参照)

- 地域ケア会議の実施

地域ケア会議は地域包括ケアシステムを構築するための一つの手法として介護保険法で定められた会議で、①個別課題解決、②ネットワーク構築、③地域課題発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策形成という5つの機能があります。

区では、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、平成29年度(2017 年度)より、「地区」、「地域」、「全区」の3層において「地区版地域ケア会議」、「地域版地域ケア会議」、「全区版地域ケア会議」を実施しています。

3層での地域ケア会議の積み重ねにより、「身寄りがない方の入院・入所に関する世田谷区版ガイドライン」の策定や、世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」の開設といった全区的な課題解決の取組みにもつながっています。

図表 世田谷区における地域ケア会議

	地区版地域ケア会議	地域版地域ケア会議	全区版地域ケア会議
主催者	あんしんすこやかセンター	保健福祉センター保健福祉課 介護予防・地域支援課	保健福祉政策部保健福祉政策課
概要	個別ケースの課題解決と個別課題の積み重ねによる地域課題の抽出及び地域づくり・社会資源開発を行います。	地区版地域ケア会議の報告から地域の課題を抽出し、課題解決に向けた取組みを行います。地域では解決できない課題は全区版地域ケア会議につなぎます。	地区・地域レベルでは解決が困難な課題を検討し、解決へ向けた新たな施策の立案や実行につなげます。
機能	①個別課題の解決 ②ネットワーク構築 ③地域課題発見 ④地域づくり・資源開発	②ネットワーク構築 ③地域課題発見 ④地域づくり・資源開発	⑤政策形成
令和3年度実績	160 回	47 回	1 回

- 認知症施策の総合的な推進

令和2年(2020年)4月、全区的な認知症施策の中核的拠点として、保健医療福祉総合プラザ内に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を開設しました。もの忘れ相談窓口を担うあんしんすこやかセンター等と連携しながら、認知症施策を総合的に推進しています。

同年10月には「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行し、翌年3月には、認知症施策の一層の推進のため、上記条例に基づく「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定しました。具体的な事業としては、早期発見をねらいとした、あんしんすこやかセンターごとに実施しているもの忘れチェック相談会や、医師による講演会を地域ごとに実施しています。また、家族への支援として、家族会や心理相談、家族介護者のためのストレスケア講座の実施や、アウトリーチ事業としてあんしんすこやかセンター及び認知症在宅生活サポートセンターの連携による認知症初期集中支援チーム事業および医師による認知症専門相談事業を実施しています。

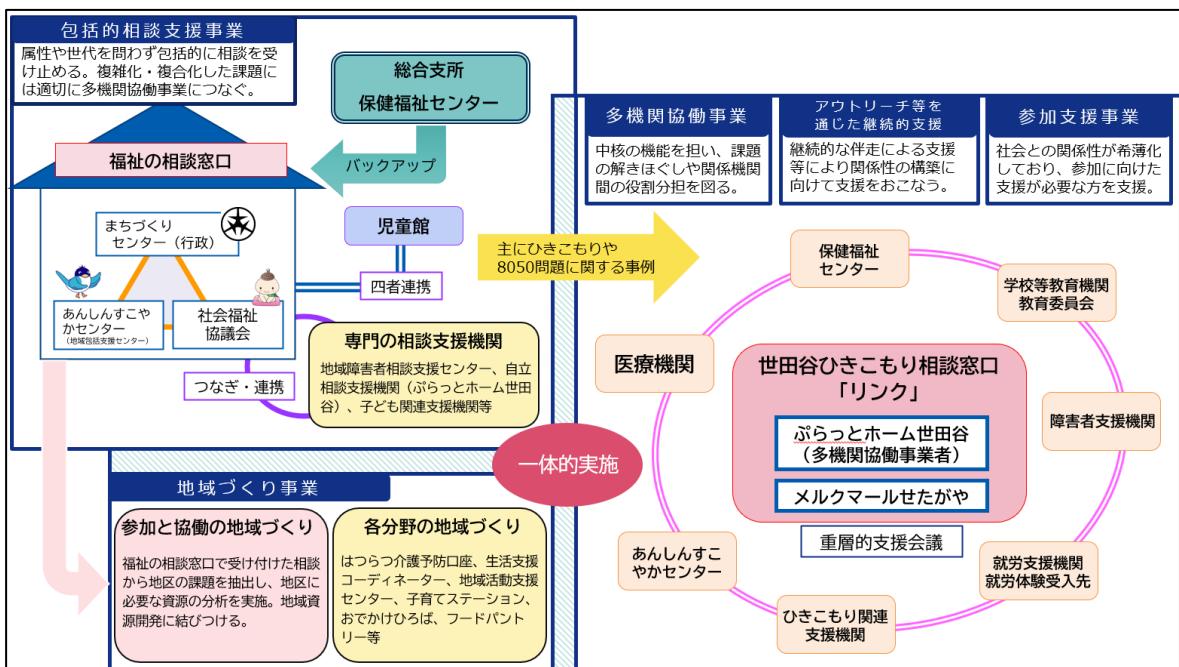
また、認知症の正しい知識の普及や地域での支え合いの活動への展開を図るため、アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)、軽度認知障害(MCI)の勉強会等を実施しています。

## ● 重層的支援体制整備事業の実施

区では福祉の相談窓口において世代や属性を問わない相談を受ける中で、様々な課題や福祉ニーズを抱えた方を支援してきましたが、中でも、ひきこもりに関する相談については、窓口やつなぎ先が無かったことから、支援の現場において非常に重要な課題となっていました。

そこで、令和3年度(2021年度)から重層的支援体制整備事業を活用し、ひきこもり支援に必要な体制を構築しました。令和4年度(2022年度)には世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を開設し、ぱらっとホーム世田谷とメルクマールせたがやが中心となり多機関協働事業や継続的なアウトリーチ支援事業を展開しています。

図表 世田谷区における重層的支援体制整備事業(令和5年度(2023年度)まで)



- 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和元年(2019年)12月に中国の武漢市で初めて確認されて以降、瞬く間に世界中に広がり、各国の主要都市で相次いで都市封鎖(ロックダウン)が実施されました。日本においても、令和2年(2020年)1月に国内初の感染が確認された後、急速に感染拡大し、社会や経済に甚大な被害をもたらし、令和3年度(2021年度)以降は変異株の感染が拡大するなど、猛威を振るいました。

国はこの未曾有の事態に対応するため、令和2年(2020年)4月、令和3年(2021年)1月、同年4月及び同年7月の4度にわたり緊急事態宣言を発出し、不要不急の外出や移動について自粛を要請するなど、感染拡大防止に向けた緊急対策を実施しました。

長引くコロナ禍では、経済活動の制限による生活困窮や、外出や会食等の自粛が続いたことによる社会的な孤独・孤立などが問題になるとともに、地域活動や学校教育など、様々な分野が甚大な影響を受けました。

区では、区民生活や地域医療、事業活動を守り抜くため、保健所機能の強化やクラスターの抑止等を目的としたPCR検査(社会的検査)の実施、地域医療体制の確保を図るための医療機関支援、区民が迅速かつ安全にワクチン接種を受けられる体制の整備など、様々な感染予防の取組みを実施しました。

令和5年(2023年)5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に引き下げられ、法的な制限は緩和されましたが、引き続き動向を注視しつつ、コロナ禍で得た新たな知見を施策に活かし、区民が健やかで心豊かに暮らし続けることができる安全・安心な環境づくりに取り組んでいく必要があります。

図表 新型コロナウイルス感染症に関する主な区の取組み

令和2年 (2020年)	1月	新型コロナウイルス感染症の国内における発生状況を踏まえ「世田谷区健康危機管理対策本部」を設置
	2月	新型コロナウイルス感染症の相談体制「帰国者・接触者電話相談センター」等の開設
	3月	「世田谷区健康危機管理対策本部」を「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行
	4月	新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた防疫体制の拡充及びPCR検査の実施
	9月	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)の実施
	11月	「帰国者・接触者電話相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更
令和3年 (2021年)	2月	やむを得ず自宅で療養する新型コロナウイルス感染症患者(以下「自宅療養者」という。)の支援を行う「世田谷区自宅療養者健康観察センター」事業を開始
	4月	・新型コロナウイルス感染症後遺症への対応として「世田谷区コロナ後遺症相談窓口」を開設

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院調整中等で酸素吸入が必要な自宅療養者へのフォローアップ体制を強化。</li> <li>・新型コロナウイルスワクチン巡回接種開始</li> </ul>
	5月	新型コロナウイルスワクチン集団接種開始
	6月	新型コロナウイルスワクチン個別接種開始
	8月	世田谷区酸素療養ステーション開設(1か所目)(8月31日～10月15日)
	9月	自宅療養者への支援体制を再整備し「自宅療養者相談センター」を設置
	11月	「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査」報告書
令和4年 (2022年)	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区酸素療養ステーション開設(2か所目)(1月11日～)</li> <li>・国土館大学・日本体育大学と「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」を締結</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査(その2)」報告書</li> <li>・大塚製薬株式会社と「区民の健康づくり及び健康に関する安全・安心確保等に関する連携協定」を締結</li> </ul>
	6月	区民の利便性や感染拡大時の更なる検査需要にも対応するため、新たなPCR検査センターを設置
令和5年 (2023年)	3月	「コロナ禍における世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書

## (2)「区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」に関する取組み

区では、多様化していく区民の困りごとにきめ細かく対応するために、地域で活動している住民や団体、事業者等と連携・協力して、多様な主体による多様なサービスを拡充するとともに、住民相互の日頃からのつながりを保つことによる、支えあいの地域づくりを進めてきました。

- ともに支えあう福祉の地域づくり

区では、平成26年から、地域の課題解決のため、地域で活動する団体や住民と連携し、買い物支援などの生活支援サービスや居場所の創出に取り組む「地域資源開発事業」を社会福祉協議会に委託し実施しています。本事業は平成26年(2014年)10月からモデル事業として開始し、平成28年(2016年)7月から全地区で実施しています。協議体を設置して新たな生活支援サービスの創出に取り組んでおり、スマホ講座や買い物支援、食の支援(フードドライブ)など、地域人材や場所を活用し、地域課題の解決に取り組んでいます。

また、地域での福祉活動の活性化のため、地域で同種の活動を行う団体のネットワーク化も支援しています。区内の令和4年度(2022年度)のサロン登録は624団体、ミニディ登録は62団体あり、サロンリーダー交流会等を通じて、地域活動団体間の交流を図っています。社会福祉協議会では、サロンやミニディなどの地域支えあい活動の支援を行っています。

地域住民による生活支援として、社会福祉協議会が実施するふれあいサービスのほか、平成28年度(2016年度)より、住民参加型と住民主体型の介護予防・生活支援サービスも開始しました。住民等による掃除、洗濯、調理補助、買い物同行、ごみ出し等、短時間の簡易な家事援助を行う住民参加型の「支えあいサービス」と、住民やNPOが運営する定期的な「通いの場」に週1回通り、食事や介護予防を目的とした活動を行う住民主体型の「地域デイサービス」を実施しています。

行政だけでは困難な高齢者等のきめ細かい見守りには、地域住民や地域活動団体、事業者等と連携・協力して取り組んできました。ひとり暮らし高齢者等の住民主体の見守り施策として、町会自治会や地域活動団体等の参加による「地区高齢者見守りネットワーク」を全地区で実施し、高齢者の生活状況の変化に対する「気づき」を、住民からあんしんすこやかセンター等につなげるといったことに取り組んでいます。また、地区見守りネットワーク会議では、町会、商店街、民生委員・児童委員協議会、金融機関、警察、消防、医療機関、あんしんすこやかセンターなど、様々な関係機関が連携して対応できるネットワークを構築しています。

### ● 災害時に備えた支えあいの支援体制の構築

区では、高齢者や障害者など、災害時に自力で避難することが困難な方に対する支援体制を整備するため、町会・自治会や民生委員・児童委員などの地域の支援者に災害時避難行動要支援者名簿を毎年提供し、協力を呼びかけています。

社会福祉協議会では、災害時における避難行動要支援者の安否確認や避難支援、ニーズ把握等を担う災害福祉センターの登録に努めています。災害福祉センターは、普段のつながりや顔の見える関係を活かした災害時の安否確認など、地域で支える体制づくりに貢献しています。

また、災害時にボランティアの方を円滑に受け入れられるよう、ボランティア窓口(区内94ヵ所)にボランティアマッチングセンター(区内5ヵ所)との調整役であるボランティアコーディネーターを割り当てました。これにより、直接ボランティア窓口に向かうことができるようになりました、災害時の迅速な対応が可能となりました。

### ● 地域人材の育成・活用

社会福祉協議会では、平成27年(2015年)に、地域人材の育成・確保をコンセプトに、地域活動等に協力できる方を「地区センター」として登録する仕組みをつくりました。地区センターとして登録していただいた方には、地域支えあい活動や福祉イベント、生活支援サービス等をマッチングし、地域で活躍していただいているいます。

また、高齢者や障害のある方等を、サービスを受ける側として捉えるのではなく、地域福祉の担い手として考えた取組みも推進してきました。高齢者のボランティアとしての活動や、障害のある方等に自身の体験談を語ってもらう講師を担っていただくなど、高齢者や障害のある方に担い手として地域に貢献していただいている。本人にとっても地域とのつながりを築くきっかけとなり、生きがいにも繋がっています。

区民に身近な地域で活躍する民生委員・児童委員は、高齢者や障害者、児童等の虐待の予防や早期発見等、地域福祉を推進する上で欠かせない人材です。区では、民生委員活動について広く周知し、地域福祉活動に関心を持ってもらえるよう取り組んでいます。

区民の生命を守るための取組みとして、ゲートキーパー養成講座を一般区民向け・医療従事者向けに実施し、身近な方のストレスサインに早期に気づき、相談窓口との橋渡しを行うことができる「ゲートキーパー」の養成も進めています。

### ● 寄附文化の醸成、基金の活用

寄附は誰でも参加することができる一つの社会貢献です。区では、区民からの寄附が地域福祉の推進に大きく寄与することを広く周知してきました。また、寄附金を活用した取組みを周知することで、次の寄附につながる好循環を作れるよう取り組んでいます。

### (3)「地域福祉を支える基盤整備」に関する取組み

区では、福祉人材の育成や保健医療福祉の全区的拠点の整備など、誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくるため、地域福祉を下支えする基盤の整備にも取り組んできました。

- 福祉人材の確保・育成・定着

区では、福祉の専門人材の確保・育成・定着及び区職員のスキル向上に向けて、様々な取組みをしてきました。(P78 第4章第2節参照)

- 保健医療福祉の全区的拠点「うめとぴあ」の稼働

高齢者・障害者支援施設が入る東京リハビリテーションセンター世田谷(民間施設棟)を平成31年(2019 年)4月に、保健センターや福祉人材育成・研修センター等が入る区立保健医療福祉総合プラザを令和2年(2020 年)4月にそれぞれ開設し、保健医療福祉の全区的拠点「うめとぴあ」の本格稼働を開始しました。

福祉用具展示相談会と介護・障害福祉のよろず相談の合同開催をはじめとした拠点内施設間の連携による取組みを推進しているほか、福祉団体や障害者施設等と連携した失語症サロンや販売会の実施等、拠点内外との連携事業を展開しています。また、ふれあいカフェ「うめとぴあ」の運営をはじめ、カフェでの各種イベント、認知症当事者やその支援者等が参加する RUN 伴(ランとも)せたがや等、多様な立場や世代の人々との交流の場の創出にも取り組んでいます。コロナ禍においては、新型コロナワクチンの集団接種会場としても機能しました。

- 多様なサービス提供手法の導入

区の保育待機児童数は平成25年度(2013 年度)から平成29年度(2017 年度)まで、および平成31年度(2019 年度)と全国市区町村の中で最多でしたが、公有地や民有地を活用した施設整備を進めたことで、令和2年度(2020 年度)から令和4年度(2022 年度)まで「保育待機児童ゼロ」を達成しました。また、障害者施設に関しても、令和2年(2020 年)9月に「障害者施設整備等に係る基本方針」を策定し、民間事業者による公有地での障害者施設の整備が進んでいます。

おでかけひろばなどの地域の子育て支援の場においては、支援の受け手が担い手となっていく地域子育ての好循環が生まれています。区では、おでかけひろば事業の基礎知識の習得等を目的とする初任者研修をはじめ、中堅者研修やリーダー研修など、経験年数に応じた研修を実施し、担い手のさらなる成長を支援しています。

- 先進的な技術の活用  
区では、先進的な技術を活用し、様々な取組みをしてきました。(P84 第4章第2節参照)
- 保健福祉サービスの質の向上  
区では、保健福祉サービスの質の向上に向けて、様々な取組みをしてきました。(P86 第4章第2節参照)
- 権利擁護の推進  
区では、権利擁護の推進に向けて、様々な取組みをしてきました。(P72 第4章第2節参照)
- 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の設置  
平成26年(2014 年)4月に、経済的な問題と合わせて生活上の様々な困りごとを抱えた方の相談窓口として、世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」を設置しました。ぷらっとホーム世田谷では、相談者の状況に合わせ、保健福祉センター、ハローワーク、その他関係機関と連携し、生活困窮者自立支援法に基づき、様々な支援を提供しています。各保健福祉センターには自立促進専門員を配置し、ぷらっとホーム世田谷へのつなぎを行い、支援プランの決定等に関わっています。家計相談・就労支援を中心に、ぷらっとホーム世田谷が生活保護に至る前段階のセーフティネットとして機能しており、生活困窮者のための自立支援機能が強化されました。
- 関連分野との連携の推進  
子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」では、学校、教育委員会及び関係機関などに働きかけながら、子どもに寄り添い、子どもの最善の利益を目指し、子どもの相談対応などの権利擁護活動を実施しています。  
犯罪や非行のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」では、世田谷区保護司会や警察など、推進委員会を構成する様々な機関と協力し、更生保護の啓発活動を行っています。  
区内の農地保全と障害のある方の就労促進、工賃向上を図るため、令和3年度(2021 年度)より農福連携事業にも取り組んでいます。

## (4)保健医療福祉分野にまたがる重要課題

- これまでの取組みを通じて浮かび上がってきたこととして、支援の現場では、複雑化・複合化した課題を抱える方や、制度の狭間にいる方への支援が十分にできていないことが挙げられます。また、本人の意思を尊重したうえでの支援のあり方が、より重要になってきました。
- こうした中、コロナ禍の長期化による地域コミュニティの分断から発生する社会的な孤立・孤独や生活困窮世帯の増加、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発といった災害の常態化など、地域課題はこれまで以上に多様化・複雑化しており、誰もが安心して暮らし続けるためには、新たな要素が求められていることが分かりました。
- そして、国全体では人口減少をはじめ、少子高齢化の進行に伴う後期高齢者並びにひとり暮らし高齢者の増加や生産年齢人口の減少など、今後訪れる未来はこれまでよりも厳しい状況が見込まれます。国全体の影響を受けるため、区としては、そのような状況においても、すべての区民が安心して暮らし続けるための仕組みが持続的に機能するよう、基盤を整備していくことが重要です。
- このような状況を踏まえ、保健医療福祉分野では以下の重要課題が想定されます。

### 複雑化・複合化した課題を抱える方への支援

- 複数の分野にまたがる課題や、いわゆる制度の狭間の課題など、複雑化・複合化した課題を抱える方への支援の充実が求められています。区で先行して実施してきたひきこもり支援のような、分野を超えたチームにより支援する仕組みの構築が必要です。

### 困る前に支援ができる地域づくり

- 支援が必要な状態にもかかわらず支援につながらっていない方がいます。
- 区民が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進していく必要があります。

### 保健・医療・福祉及びその他の分野との連携強化

- 最期まで住み慣れた自宅で過ごしたいという人が増えており、在宅医療のニーズや必要性が高まっています。
- 引き続き、保健・医療・福祉のさらなる連携強化に取り組んでいくとともに、分野横断的な取組みを推進していく必要があります。

### 人材不足への対応

- 地域福祉を支える基盤整備においては、後期高齢者の増加によるサービス需要の増大と全国的な生産年齢人口の減少による担い手不足は依然として深刻です。
- そのため、介護職のような福祉の専門人材のネガティブイメージからの脱却が必要です。併せて、地域の人材が参加したくなる仕掛けも必要です。

## 第2節 地域福祉に関連する動き

### 1 地域共生社会

国は、人口減少と超高齢化が同時進行する将来を見据え、制度・分野毎の「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域をともに創る「地域共生社会」という方向性を打ち出しました。この「地域共生社会」を中心に、社会福祉法等の改正をはじめ、様々な法律が施行されています。

図表 国の主な動向

平成 27 年 (2015年)	厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	全世代・全対象型地域包括支援体制(新しい地域包括支援体制)を提示
	「生活困窮者自立支援法」施行	生活保護受給者以外の生活困窮者に対する新たな仕組み(第2のセーフティネット)の構築
平成 28 年 (2016年)	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」成立	区市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定の努力義務化
	「再犯の防止等の推進に関する法律」成立	区市町村再犯防止推進計画の策定の努力義務化
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会」の実現が明記
平成 30 年 (2018年)	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行	・福祉分野の上位計画に地域福祉計画が位置付けられ、区市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が追加
令和元年 (2019年)	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される法律の目的・基本理念、教育の機会均等が図られるべき趣旨の明確化
令和 2 年 (2020年)	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業が創設、実施計画の策定について記載
令和 3 年 (2021年)	「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定	分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備
令和 4 年 (2022年)	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定	・地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備 ・全市町村で基本計画を早期に策定(概ね令和6年度(2024年度)まで)

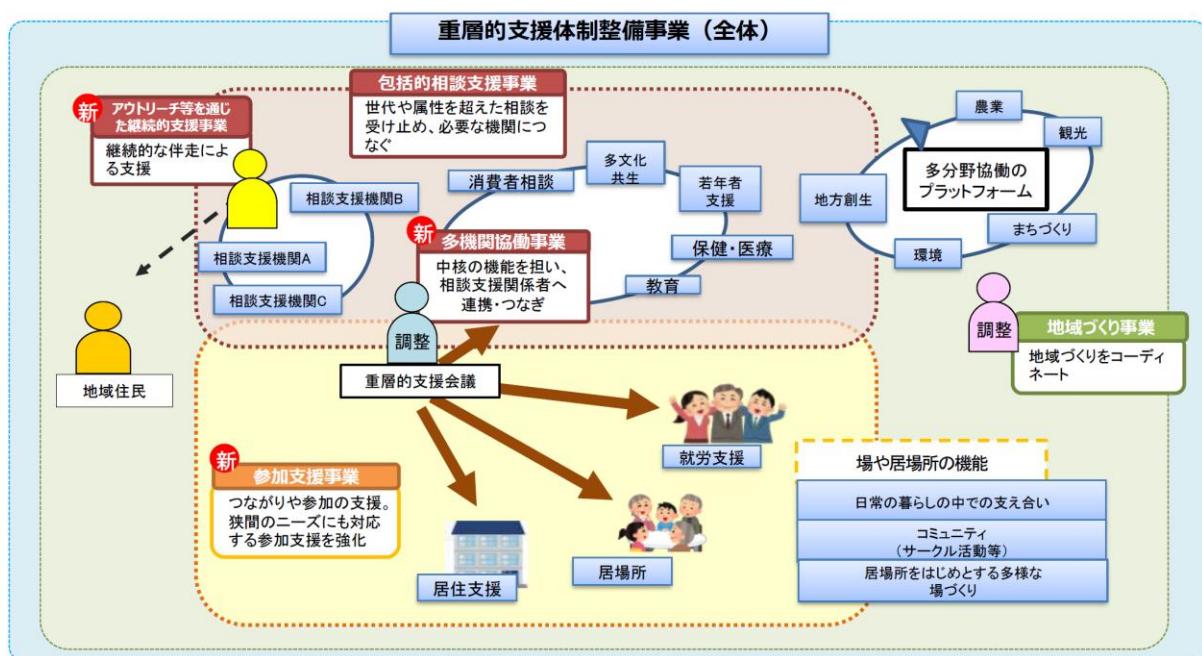
## 2 包括的な支援体制の構築

令和2年(2020年)に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(改正社会福祉法等)において、地域による包括的な支援体制を構築するための新しい事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

この事業は、既存制度の事業を含めた「属性を問わない包括的相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」という3つの支援を市町村(特別区を含む)が一体的に実施するものです。

住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応がテーマとなるこれからの地域福祉において、重要な役割を果たす事業のひとつです。

図表 重層的支援体制整備事業の全体像



資料:厚生労働省

### 3 その他関連動向

#### ア 「孤独・孤立対策推進法」(令和5年(2023年))

国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めています。

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年(2021年)12月28日の孤独・孤立対策推進会議にて、孤独・孤立対策の基本的な方向性が盛り込まれた「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。

國の方針を踏まえて、地域福祉において、孤独・孤立対策の分野横断的な対応が可能となる推進体制の強化を進めることになります。

#### イ 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年(2016年))

平成28年(2016年)12月に、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)が制定・施行されました。同法に「再犯防止推進計画」の策定が位置付けられたことを受けて、国は平成29年(2017年)12月に計画を閣議決定しました。計画には「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、就労・住居の確保、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動等の重点課題を挙げ、これらの課題解決に取り組んでいます。

東京都においても、令和元年(2019年)7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

#### ウ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年(2016年))

平成28年(2016年)4月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)が制定され、同年5月に施行されました。同法に「成年後見制度利用促進基本計画」の策定が位置付けられたことを受けて、国は平成29年(2017年)3月に第一期となる計画を閣議決定しました。令和3年度(2021年度)に第一期計画が最終年度を迎えたことから、成年後見制度利用促進専門家会議での検討を経て、令和4年(2022年)3月に第二期計画が閣議決定されました。

東京都は、「第2期東京都地域福祉支援計画(令和3~8年度)」の「テーマ②誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために」に権利擁護の推進を位置づけています。

#### エ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年(2022年))

女性をめぐる課題は生活困窮、暴力の被害(性暴力・性犯罪被害、DV、虐待等)、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。

こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護厚生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」を目的に位置付け、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた、新たな支援の枠組み構築に取り組んでいくことになります。

## 第3章 地域福祉を推進する基本的な考え方

### 第1節 地域福祉推進の基本方針

#### 誰一人取り残さない 世田谷をつくろう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発といった災害の常態化、世界情勢などに起因した物価高騰などにより、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にあるとともに、所得格差や地域社会の分断の広がりへの懸念、社会インフラの老朽化などの課題もあり、区を取り巻く状況は厳しさを増しています。

こうした急激な社会状況の変化を踏まえ、令和6年度（2024年度）を初年度とする区の最上位の行政計画である基本計画では、区が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」としました。

区の保健医療福祉施策の基本方針となる地域保健医療福祉総合計画においては、基本計画の方向性も踏まえ、「誰一人取り残さない 世田谷をつくろう」を基本方針に据えます。これは、社会状況の変化等により、区民の抱える困りごとも多様化・複雑化してきている中で、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」を実現するという決意を示すものです。

## 第2節 地域福祉推進の視点

区の地域福祉の施策展開においては5つの視点をもち、社会状況の変化や多様化・複雑化するニーズに的確に対応していきます。

### ①すべての人が自分らしく生きることができる環境をつくる

- 年齢、性別、国籍の違い、障害等の有無にかかわらず、互いの差異や多様性を認めあう、社会的包摂の考え方を基本とし、地域福祉を推進します。
- 高齢者や障害のある方等を「サービスを受ける人」という固定的な見方をせず、その力を活かし、地域社会で役割を持って活躍できるような環境づくりを進めます。
- 支援の対象は、高齢者、障害者などの属性ではなく、「生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人」また「その世帯」としてとらえます。
- 自分らしい生き方や自立、自己実現を支援していく、という視点から支援を考えます。

### ②困る前に支援につなげる地域づくり

- 区民が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進します。

### ③参加と協働により地域福祉を推進する

- 区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげます。
- 区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指します。

### ④先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する

- 進歩するデジタル技術等の先端技術を積極的に活用します。
- デジタル技術等の導入にあたっては、福祉の仕事の持つ対面的な関わりの価値も尊重し、検討します。

### ⑤分野横断的な連携を推進する

- 教育、防災、都市整備など、分野を超えて連携し、施策を展開します。

## 第3節 基本目標(今後の施策を展開する2つの柱)

### 1 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

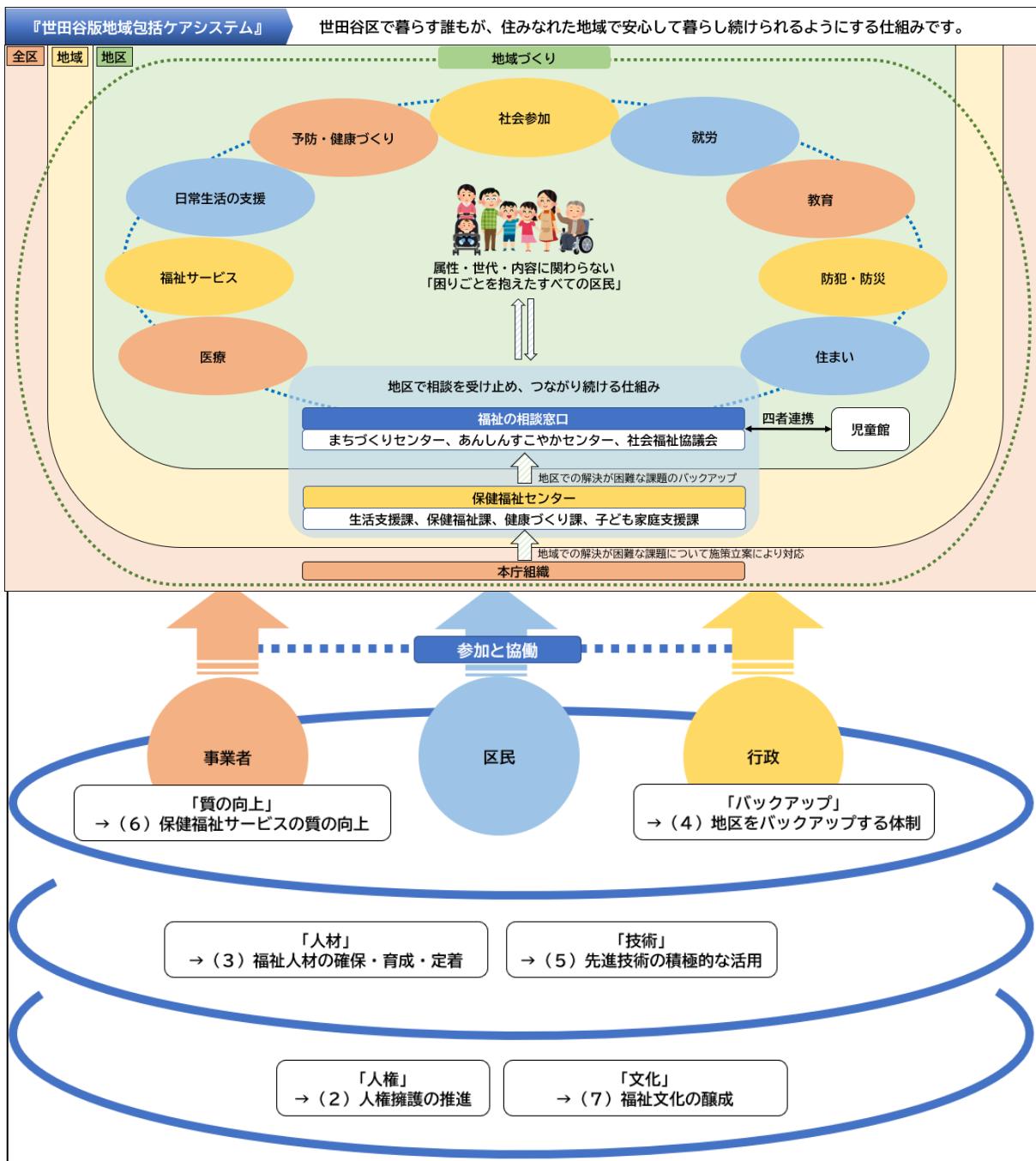
区では、国の示す地域共生社会の考え方方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を、困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、「世田谷版地域包括ケアシステム」を構築・推進してきました。

一方で、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化し、区民の抱える困りごとも複雑化・複合化してきています。また、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方への対応では、継続的かつ長期的に関わっていくことも求められます。

区では、これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」、「福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」を各分野において推進してきましたが、多様化したニーズに応えるために、「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで「世田谷版地域包括ケアシステム」を強化し、変化し続ける課題に応えていきます。

### 2 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤の整備を推進します。具体的には、地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保・育成・定着、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進めます。

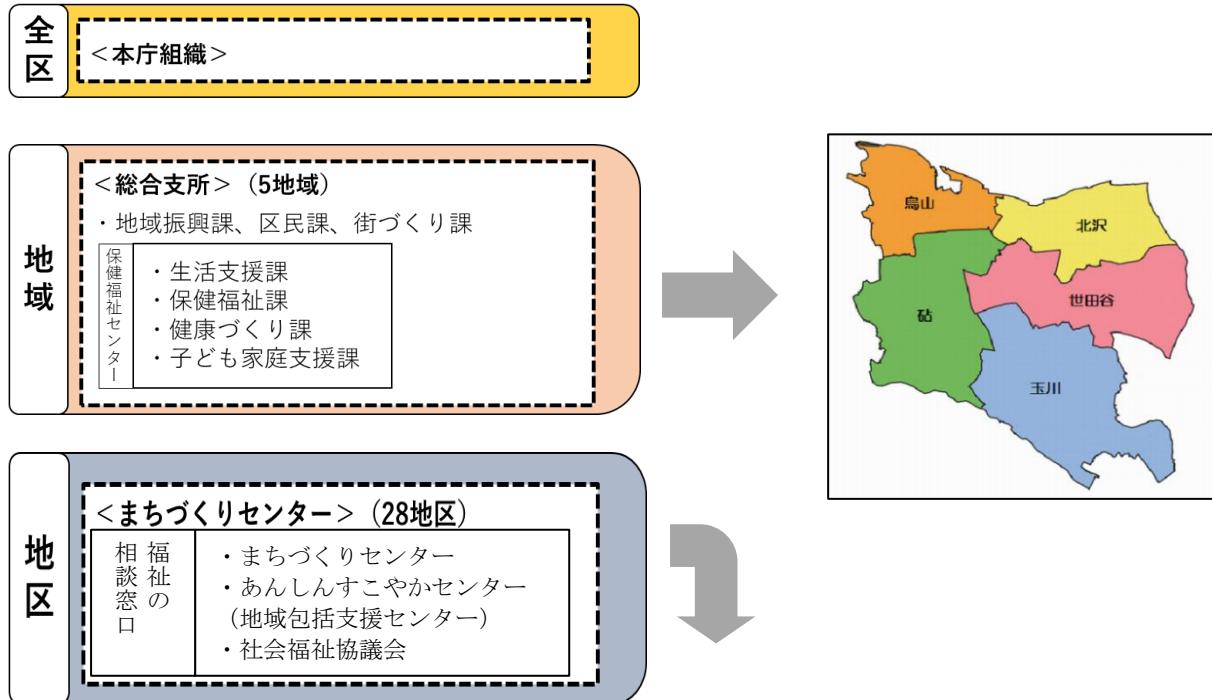


## 第4節 施策体系

基本方針	基本目標(2つの柱)	推進施策
誰一人取り残さない 世田谷をつくろう	<p><b>1</b> 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する</p> <p><b>2</b> 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み —重層的支援体制整備事業—</li> <li>(2)地域生活を支える保健、医療、福祉の連携</li> <li>(3)福祉サービス</li> <li>(4)予防、健康づくり</li> <li>(5)住まい</li> <li>(6)日常生活の支援</li> <li>(7)就労</li> <li>(8)学校や教育分野と福祉分野の連携</li> <li>(9)社会参加の促進 —重層的支援体制整備事業—</li> <li>(10)防犯・防災</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域づくり —重層的支援体制整備事業—</li> <li>(2)人権擁護の推進</li> <li>(3)福祉人材の確保・育成・定着</li> <li>(4)地区をバックアップする体制</li> <li>(5)先進技術の積極的な活用</li> <li>(6)保健福祉サービスの質の向上</li> <li>(7)福祉文化の醸成</li> </ul>

## 第5節 圏域の考え方

- 5つの地域に総合支所を置き、福祉、健康、子育て等の施策を行っています。
- さらに28の地区に細分化し、区民にもっとも身近な行政運営の拠点として「まちづくりセンター」を各地区に設置しています。



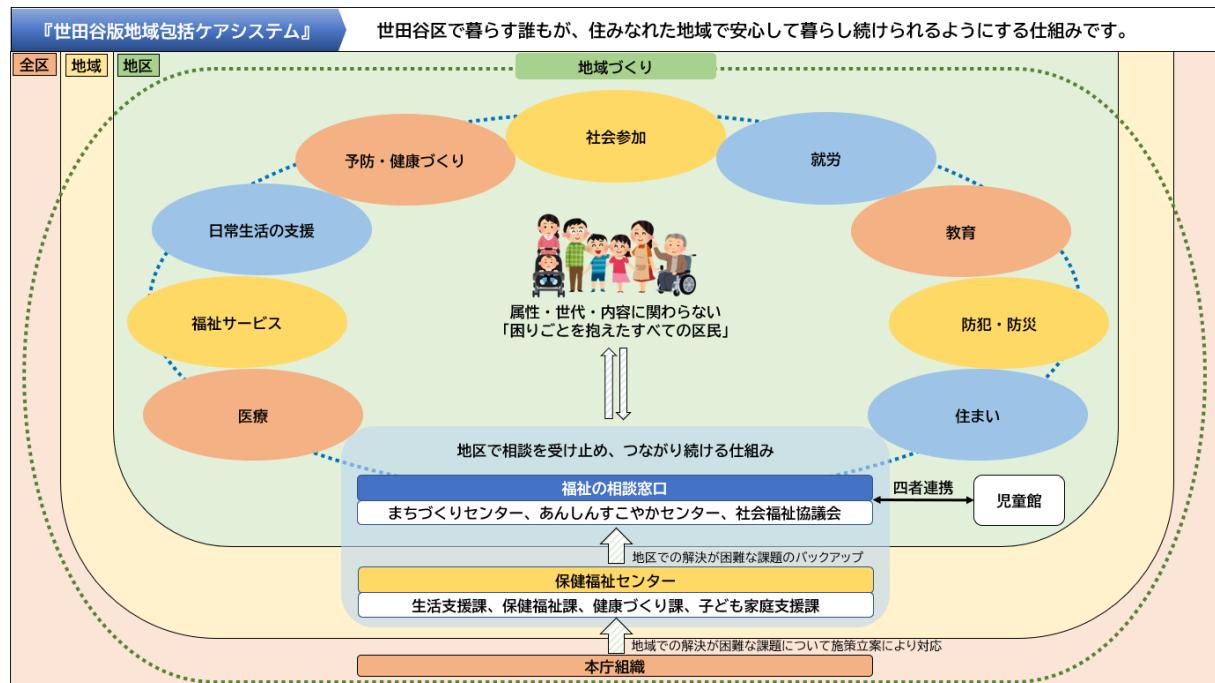


## 第4章 今後の施策の方向

### 第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

これまで推進してきた世田谷版地域包括ケアシステムの相談支援の仕組みと既存の5つの要素（医療、福祉サービス、住まい、予防・健康づくり、生活支援）をさらに充実させます。

また、区民のライフステージに大きく関わる「就労」と「教育」、区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である「防犯・防災」、そして区民一人ひとりが自身のライフステージやライフスタイル、地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する「社会参加」という要素を新たに加え、世田谷版地域包括ケアシステムを強化していきます。



# (1)地区で相談を受止め、つながり続ける仕組み

## ■めざす姿①■(重層的支援体制整備事業—包括的相談支援事業—)

どのような困りごとを抱えていても、身近な地区で早期に相談することができ、状況に応じた適切な支援や、関係機関につながることができます。

近年、区民の抱える困りごとは複雑化・複合化しています。早期に相談し、適切な支援機関に繋がることが望ましいですが、相談先が分からず、問題が深刻化するまで抱え込んでしまう方もいます。どのような相談も、身近な地区で受け止める相談支援の仕組みを推進します。

## ■現状やこれまでの取組み■

- 困りごとを抱えた区民が早期に相談できるよう、福祉に関するあらゆる困りごとの相談を受け付ける窓口として、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者による「福祉の相談窓口」を全地区に設置しました。
- まちづくりセンターでは、区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、多様な相談及び手続きに対応する窓口を担っています。
- 地域包括支援センターであるあんしんすこやかセンターでは、高齢者や介護に関する相談以外にも障害者や子育て、生活困窮など内容を拡充して、日々の相談対応を行っています。
- 社会福祉協議会では、行政では対応しづらい制度の狭間にある方の相談対応や、社会福祉協議会のサービス等に関する相談、ボランティア、サロン・ミニディといった区民による自主的な活動についての相談などに対応しています。

【「福祉の相談窓口」相談件数】

相談先	平成29年度(2017年度)	令和2年度(2020年度)	令和4年度(2022年度)
まちづくりセンター	2,542件	1,634件	6,608件
あんしんすこやかセンター (内、相談拡充分)	149,183件 (1,588件)	193,643件 (2,284件)	221,115件 (3,715件)
社会福祉協議会	3,227件	4,046件	3,244件

- 「福祉の相談窓口」では、相談者の困りごとを聞き取り、初期のアセスメントを行います。困りごとに応じた支援を実施するほか、専門の相談支援機関へのつなぎや連携した対応を行っています。

【「福祉の相談窓口」からの主なつなぎ先】

困りごと	相談支援機関
障害関連	地域障害者支援センター(ぽーと)、保健センター、総合支所保健福祉課、総合支所健康づくり課
子ども関連	児童相談所、若者総合支援センター、総合支所子ども家庭支援センター、おでかけひろば、地域子育て支援コーディネーター
生活困窮関連	生活困窮者自立相談支援センター(ぷらっとホーム世田谷)、総合支所生活支援課

- 「福祉の相談窓口」の区民認知度は、令和3年度(2021 年度)調査では下がったものの、概ね 50%程度を推移しています。

【「福祉の相談窓口」の認知度】

令和 2 年度(2020 年度)	令和 3 年度(2021 年度)	令和 4 年度(2022 年度)
55.1%	45.0%	53.0%

- 総合支所に出向かなければいけなかった相談や手続きを身近な地区で行えるようにするために、令和4年度(2022 年度)より、「福祉の相談窓口」と総合支所等をオンラインの映像システムでつなぐ取組みを一部の地区でモデル実施しています。

## ■今後の課題■

- 支援が必要な方を取り残さないために、「福祉の相談窓口」をより多くの区民の方に知つていただく必要があります。近年は困りごとを抱えた若い世代が増加しているため、若い世代の認知度向上は特に課題です。
- また、より確実に「福祉の相談窓口」に繋げるためには、ケアマネジャー等支援者が「福祉の相談窓口」を知っている必要があります。
- 相談に行きたくても様々な事情により「福祉の相談窓口」に行くことが難しい方もいるため、新たな相談方法を展開していく必要があります。

## ■取組みの方向性■

「福祉の相談窓口」の認知度を上げるための取組みを推進します。若い世代の認知度向上には特に工夫して取り組みます。

「福祉の相談窓口」に確実に繋げてもらうために、まずは支援に関するケマネジャーや医療機関の MSW\*など、専門職への「福祉の相談窓口」の周知を徹底します。

来庁せずに手続きができる電子申請の推進と併せて、ICT を活用して、総合支所や本庁などと連携し、「福祉の相談窓口」における相談、手続きに関する機能の充実を図ります。また、デジタル化への対応が困難な区民へ必要な支援を行います。

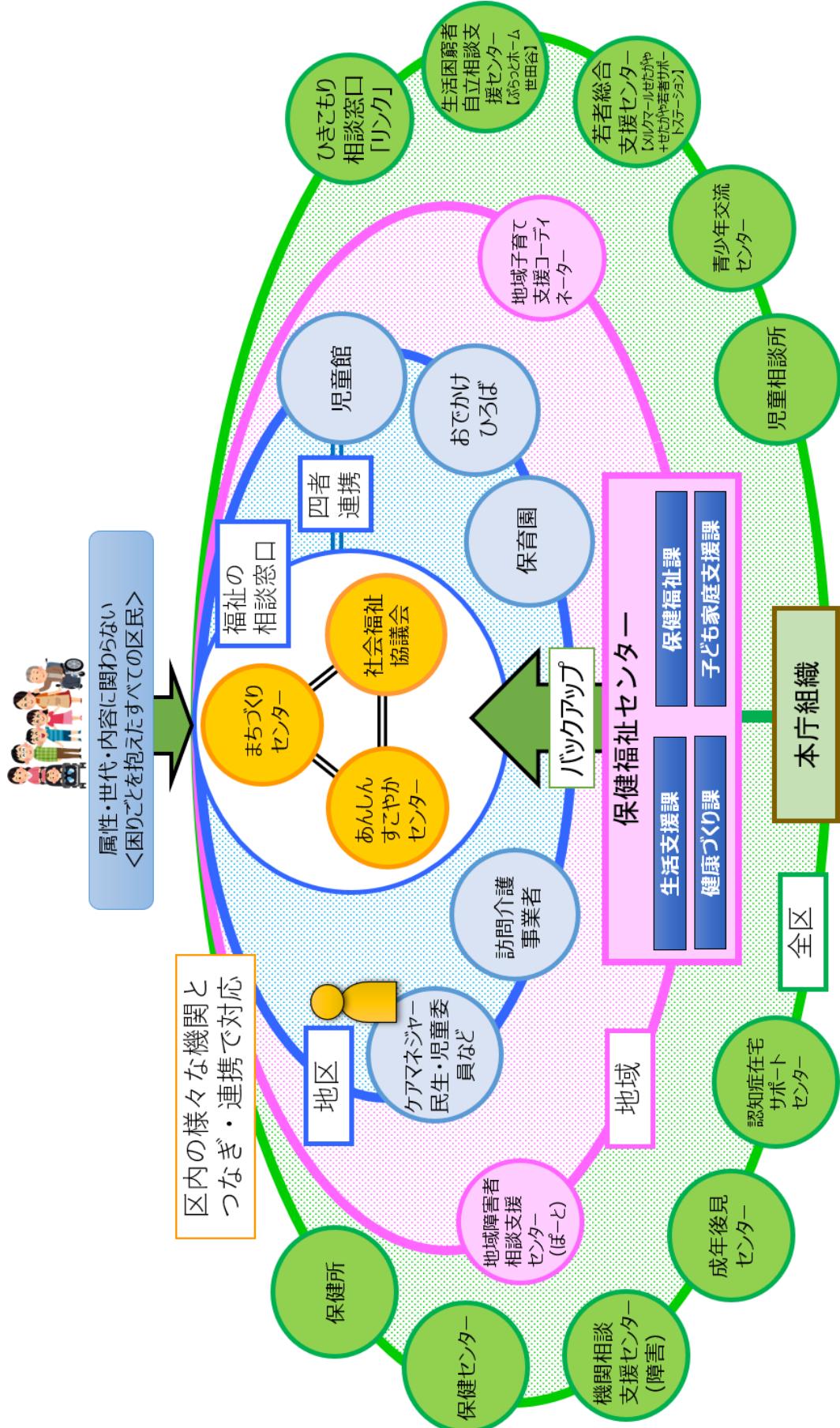
地区の身近な相談窓口として、区民からの多様な相談への対応の強化を図ります。

---

\*MSW

医療ソーシャルワーカー(Medical Social Worker)のこと。保健医療機関等において患者や家族の相談にのり、社会福祉の立場から経済的・心理的・社会的問題の解決、調整、社会復帰を支援する。

図表 相談支援イメージ





## ■めざす姿②■(重層的支援体制整備事業—多機関協働事業—)

複雑化・複合化した課題を抱えている方や制度の狭間のニーズを抱えた方にも、隙間のない支援が届いています。

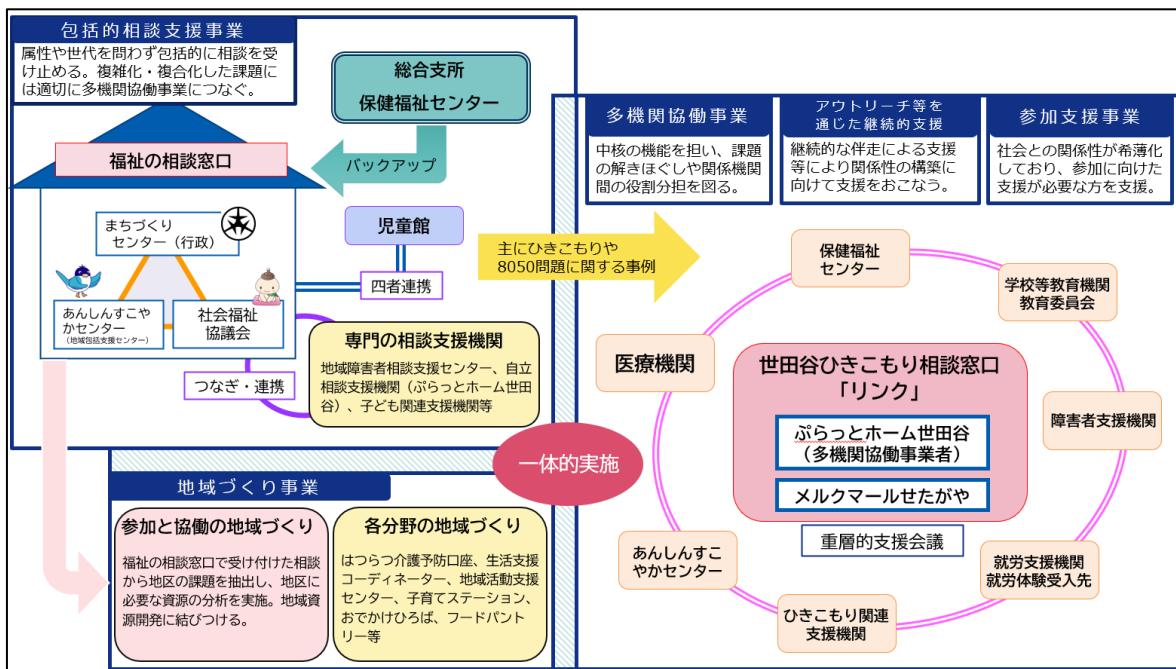
区では、福祉の相談窓口をはじめ、身近な地区で断らない相談支援を実施していますが、一方で、近年は課題が複雑化・複合化した方や、制度の狭間のニーズを抱えた方が増加してきており、地区だけでは解決が困難なケースも出てきています。

そのような課題を抱えた方に対しても、保健福祉センターを中心に、福祉分野に限らずチームを組織し、支援者間の隙間ができないようコーディネートしながら、必要な支援を的確に届けます。

## ■現状やこれまでの取組み■

- 各地域の保健福祉センターによるバックアップ体制を構築し、各地区の「福祉の相談窓口」を支えています。
- 区では、複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた方の中でも、特に現場で対応に苦慮していた、8050問題\*やひきこもり状態にある方への支援を強化するため、重層的支援体制整備事業をひきこもり支援事業に活用し、支援を強化しました。

図表 世田谷区における重層的支援体制整備事業(令和5年度(2023年度)まで)



- 令和4年(2022年)4月、生活困窮者自立相談支援センター「ぶらっとホーム世田谷」と若者総合支援センター「メルクマールせたがや」を同一建物に整備し、世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を開設しました。「リンク」では、上記2つの機関が中心となってチームを組織し、連携してひきこもり状態にある方を支援しています。

- 複雑化・複合化した課題としてあげられる虐待ケースについては、高齢者虐待対策地域連絡会や自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会など、各分野において虐待対策の取組み、支援を行っています。

## ■今後の課題■

- 区では、これまで8050問題やひきこもり状態にある方の支援を強化するとともに、医療や福祉制度利用の拒否、虐待、生活困窮などの複雑化・複合化したケースなどは地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会など既存の仕組みを活かして、支援に取り組んできましたが、一方で、ヤングケアラーやいわゆるごみ屋敷の問題、多頭飼育崩壊などの複雑化・複合化した課題への対応の充実が必要です。
- 複雑化・複合化した課題の相談を受けた窓口が、複数の支援機関が関係することによりつなぐことができない、主担当が決まらないまま対応が滞っているというようなケースを無くし、円滑な支援につなげなければなりません。

## ■取組みの方向性■

これまで強化してきた、ひきこもり支援の取組みは継続しつつ、その他の複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方の課題への対応を、より一層強化します。

福祉の相談窓口をはじめとした相談窓口において相談内容、困りごとを受止め、課題を抱えた方の状況を把握・分析します。課題が複雑化・複合化している場合や制度の狭間のニーズを抱えている場合には、総合支所保健福祉センターを中心にチームを組織し、チームで支援する体制を整え、相談窓口等による抱え込みを無くし、円滑な支援に繋げます。

チームは課題に合わせ、福祉の分野以外にも、民間団体、警察・司法、地域住民、学校、その他地域の様々な機関等と一体となって支援を行います。

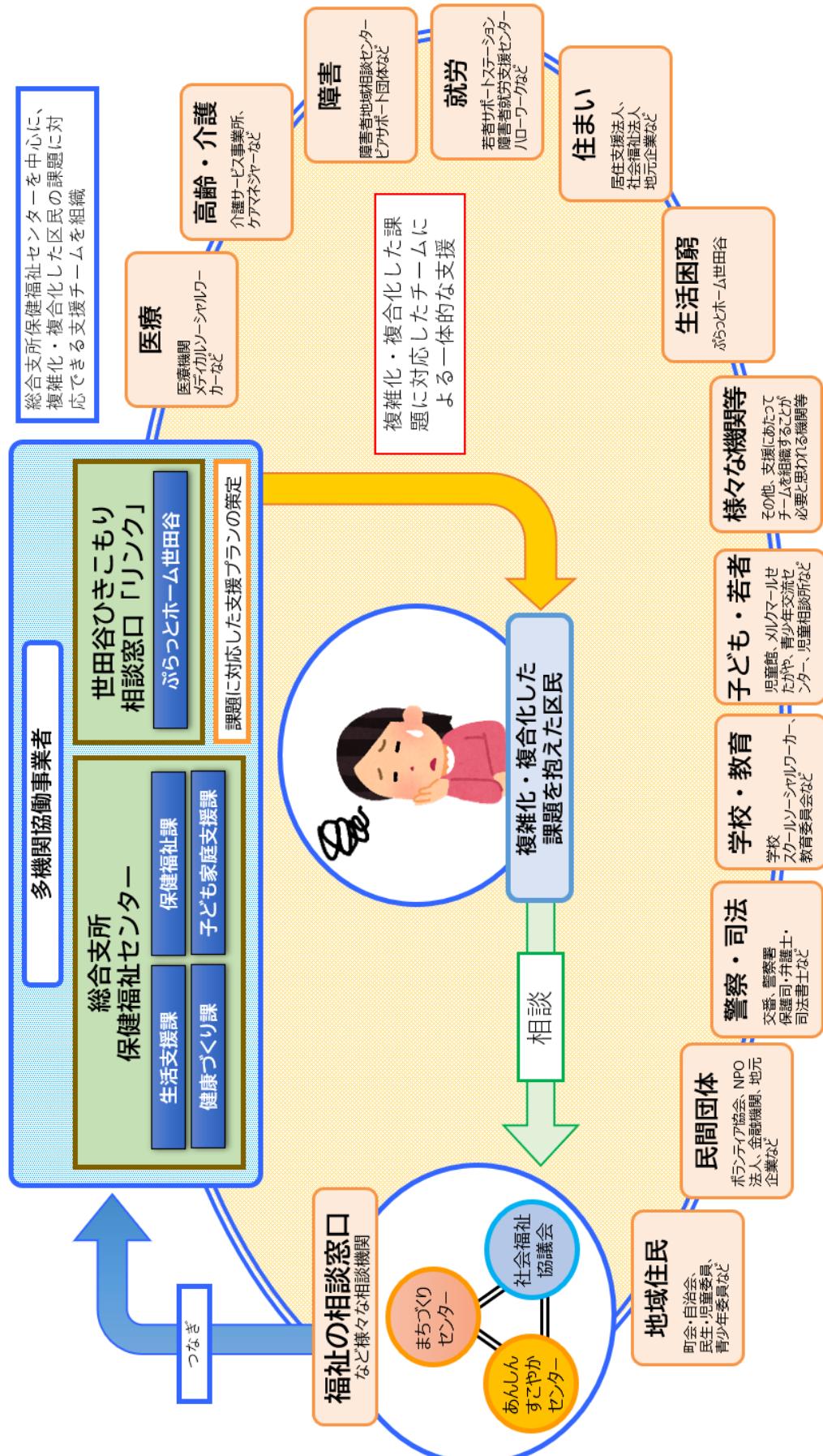
複雑化・複合化した課題を抱えた方やその世帯の支援ニーズを受止め、支援のタイミングを見定めながら、社会との関係性を育むために継続したアウトリーチによる伴走支援(p.42)や、地域や社会との関わりをもつことで自らの役割や、自己有用感を取り戻すことができるよう社会参加の支援(p.47)につなげられるよう、様々な機関等と一体となって支援を行います。

---

\*8050 問題

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。高齢者である親が、ひきこもり状態などにある単身・無職の子を支えている家庭で、背景には家族や本人の病気、親の介護、離職、経済的困窮や人間関係の孤立など複合的課題を抱え、地域からの孤立の長期化など社会的な課題として顕在化している。

## 图表 多機関協働事業イメージ





## ■めざす姿③■(重層的支援体制整備事業—アウトリーチを通じた継続的支援—)

支援が必要にもかかわらず支援が届いていない方にも支援が届いています。

複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた方の中には、支援を受け入れにくい方や、支援の必要性を感じていない方もいます。課題が深刻化する前に早期に発見し、信頼関係を構築するための伴走支援を実施し、必要な支援を届けます。

## ■現状やこれまでの取組み■

- 区では、高齢者や障害者、子育て家庭といった分野や属性、区民のライフステージごとにアウトリーチを実践し、支援を必要とする方に支援を届けてきました。
- あんしんすこやかセンターでは高齢者宅を職員が訪問する実態把握訪問を行っています。実態把握訪問により、高齢者的心身の状況や家族の状況等の実態を把握し、困りごとや課題を抱えた方を早期に発見し、必要な支援に繋げています。
- 社会福祉協議会では、サロン・ミニデイなどの地域活動団体や専門の相談支援機関とつながりを形成し、地区に潜在している課題や困りごとを抱えた方の早期発見に努めています。
- まちづくりセンターまで距離がある等の課題がある地区では、窓口に行くことが難しい方に向けて、「福祉の相談窓口」の出張相談会を実施し、必要な支援に繋げています。
- 若者総合支援センター「メルクマールせたがや」では、訪問相談のほか、5つの総合支所及び希望丘青少年交流センターにて毎月出張相談会を実施しています。また、「メルクマールせたがや」から離れた4地域で家族向けセミナーを開催するなど、利用者の掘り起こしや事業の普及啓発にも努めています。出張相談会や家族セミナーから、定期的な来所相談に繋がる方もいます。

## ■今後の課題■

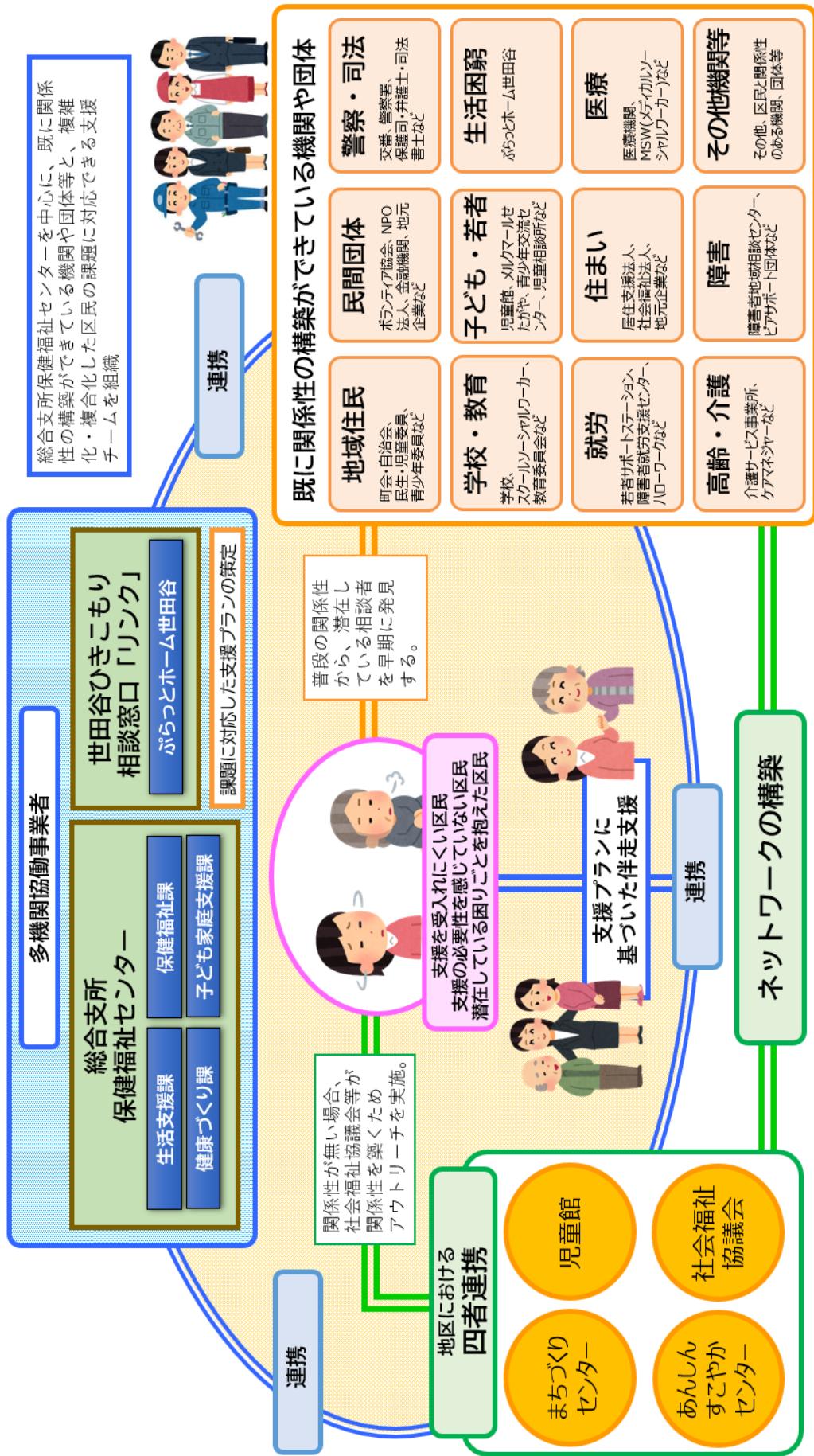
- 各分野や制度ごとにアウトリーチを強化してきたことで、専門性を活かしたアプローチには強みがありますが、複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた方へのアウトリーチには課題があります。
- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズに対応するためには、潜在している方を早期に発見し必要な支援につなげることや、信頼関係を構築し支援ニーズに沿った様々な社会資源につなげていくことが重要ですが、地域に潜在している方を行政のみで発見し、アプローチしていくことは困難です。様々な支援機関や民生委員、地域活動団体等とのつながりの中から相談者を早期に発見し、必要な支援を届けることができる体制づくりが必要です。

## ■取組みの方向性■

これまでの取組みに加え、複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた方へのアウトリーチも実施していくよう、社会福祉協議会の体制を強化します。

また、四者連携を核にしたネットワークづくりに取り組み、地区の様々な団体や機関、地域住民が連携しやすい体制を整えていくとともに、地域課題を共有した多世代の協力者を育成し、より多くの方を支援につなげていくよう取り組みます。

図表 アウトリーチを通じた継続的支援事業 イメージ図





## ■めざす姿④■(重層的支援体制整備事業—参加支援—)

社会参加の機会を掴めない方や、参加を希望してもつながらない方に伴走し、自らが役割を見出し多様な接点を確保できるよう社会参加を支援します。

課題の複雑化・複合化の背景には関係性の貧困があり、地域で孤立してしまっていることも少なくありません。自身の状況を問題と認識できない方や、人との関わりや支援・サービスの利用に抵抗感を持たれている方、既存の居場所に参加できない方もいらっしゃいます。

そのような方にも本人のペースで緩やかに関係性を育み、本人やその世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らが役割を見出すことができるよう多様な接点を確保できることが重要です。

## ■現状やこれまでの取組み■

- 区では社会福祉協議会の職員をすべての地区のまちづくりセンターに配置し、地域の様々な社会資源とネットワーク形成をおこなっています。  
また、社会福祉協議会の職員は地区において、新たな生活支援サービスや居場所などの地域資源開発をおこなっています。
- 社会福祉協議会では、身近な地域で町会・自治会や福祉団体などが行う地域活動を支える「地区サポーター」の登録や、仕事・趣味で培われてきた特技を、サロン・ミニデイやイベントなどで活かす「特技ボランティア」を募集し、マッチングを行うことで、社会参加につなげています。
- 社会福祉協議会では、地域活動に関心のある方や居場所が必要な方に対し、民生委員などの地域住民や、専門支援機関と連携し、地域活動とのマッチングを行っています。例えば、認知症のある高齢者が、サービスの受け手としてだけではなく、役割や生きがいをもって地域で暮らすために、地域住民から地域清掃の周知をしてもらい、活動参加につながりました。
- 高齢者の方に社会参加、地域貢献をしていただき、介護予防に役立てていただくことを目的として「せたがやシニアボランティア事業」を実施しています。シニアボランティア研修を受講した65歳以上の高齢者が登録施設等でボランティア活動をおこなった際に、介護保険料の負担軽減資金としてボランティアポイントを支給し、社会参加を支援しています。
- 障害者の社会参加を支援するため、ピアサポートの手法により、本人の興味・関心や特性に合った多様な社会参加等を支援するプログラムを実施するとともに、社会参加への支援として、ピアソポーター養成・活躍支援事業を実施しています。

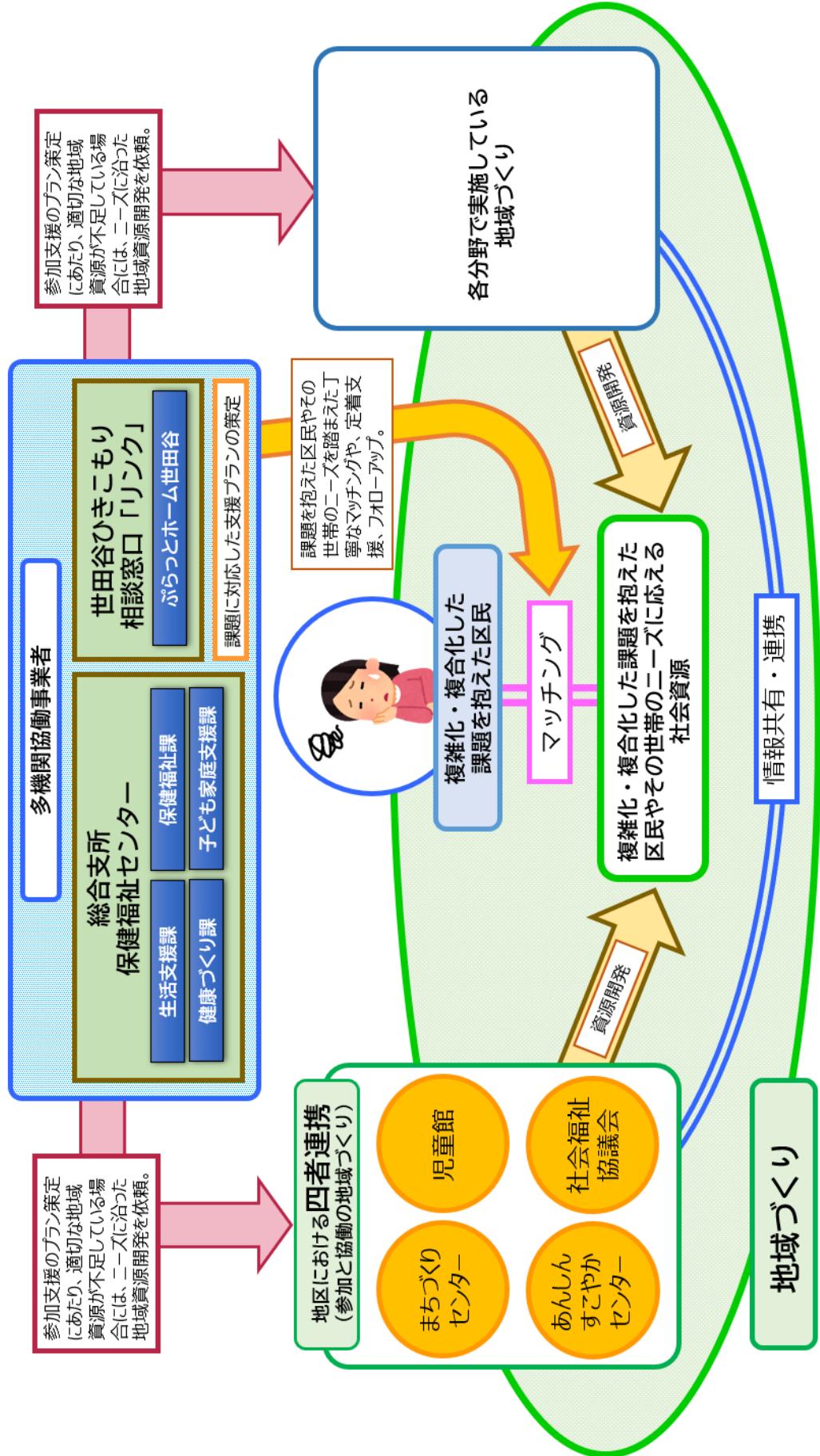
## ■今後の課題■

- 複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方が、地域や社会と関わり方を選択し自らの役割を見出すために多様な接点を確保する必要があります。
- 各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応し、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う必要があります。

## ■取組みの方向性■

- 「(1)地区で相談を受止め、つながり続ける仕組み」でも示したとおり、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方については、地区で寄り添いながら困りごとを抱えた方とつながり続け、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていることができるよう支援します。
- 既存の社会参加を支援する事業では対応できない課題や困りごとを抱えた方については、本人や世帯のニーズ、抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート及びマッチングを行うことで、社会参加を支援します。
- 既存の社会資源の拡充を図るとともに、本人や世帯のニーズに沿った社会参加の場がない場合には、四者連携会議などをとおして地区において新たな資源開発を図ります。

図表 参加支援事業と地域づくりのイメージ





## (2) 地域生活を支える保健、医療、福祉の連携

### ■めざす姿■

住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら、本人が希望する生活が続けられるよう、質の高い在宅療養体制ができています。

安心して在宅生活を送ることができるよう、また、精神的な疾患や障害のある方が、入院医療から円滑に地域移行し本人の希望する地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉等の連携を強化し、サービスを総合的に提供できる支援体制を充実します。

### ■現状やこれまでの取組み■

- 令和4年度(2022年度)の世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査(区民編)によると、「介護が必要になった場合に希望する居住の場」について、自宅での生活を希望すると回答した方の割合が半数を超え、最も多くなっています。
- 区民が安心して住み慣れた自宅や地域で療養生活を送る体制を整備するため、医療職、介護職等の多職種が参画する医療・介護連携推進協議会を開催し、多職種が相互に連携して在宅医療・介護連携に関する現状分析、課題抽出及び施策立案等を行っています。
- 住み慣れた自宅や地域で療養生活を送るための在宅医療や、人生の最終段階にどのような治療やケアを望むのかを身近な人と繰り返し話し合い、本人自らが決定していくACP(アドバンス・ケア・プランニング:人生会議)について、区民や医療・介護関係者への普及啓発を図るため、講演会・シンポジウムの開催や「在宅療養・ACP ガイドブック」の作成などを行っています。

【区民意識調査 在宅医療と ACP の認知度】

	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)
在宅医療の認知度	73.0%	75.6%	72.4%
ACP の認知度	—	10.4%	15.5%

- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地区連携医事業を通して地区における医療職・介護職のネットワークづくりを進めています。
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実を図るため、各地区のあんしんすこやかセンターに在宅療養相談窓口を設置し、区民や医療・介護関係者からの相談に応じるとともに、研修会の実施などにより専門的知識の向上を図っています。
- 在宅で療養生活を送るため医療や介護サービスを区民が主体的に選択できるよう、在宅医療を支える様々な資源の情報をまとめた「世田谷区在宅療養資源マップ」を作成し、あんしんすこやかセンターや地域の医療機関・介護事業所等に配布し、在宅療養相談や区内医療機関との連携に活用しています。
- 区ではうつ病をはじめとする精神疾患は増加傾向にあり、自立支援医療(精神通院医療)や精神障害者保健福祉手帳の申請件数は増加しています。精神障害者等が地域において必

要な支援を円滑に受けることができるよう、精神障害者等支援連絡協議会を開催し、保健、医療、福祉等の関係機関の連携強化と精神障害施策の充実に向けた検討を進めています。

- 未治療・治療中断等の精神障害者に対する医師・保健師・精神保健相談員等で構成する「多職種チーム」による訪問支援や、措置入院者に対する退院後支援、区長同意による医療保護入院者や長期入院者に対する訪問支援等を行い、医療と連携した地域生活支援を進めています。

## ■今後の課題■

- 在宅医療及び ACP について、引き続き認知度の向上に取り組んでいく必要があります。
- 医療や介護が必要な区民がそれぞれの段階に応じた適切な介護サービスや在宅医療を受けることができ、希望する場所での看取りが可能となるための体制の構築が必要です。
- 国連勧告及び国の基本指針で示す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の考え方に基づき、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、引き続き保健・医療・福祉等の連携強化、支援体制の充実に向けた取組みを進める必要があります。
- ひきこもり等により必要とする医療に繋がっていないなつたり、受診が中断したままとなっている方の中には、受診への抵抗や医療不信があることがあり、医療との丁寧なつなぎが求められます。

## ■取組みの方向性■

本人や家族等が希望する在宅療養や看取りを実現するために、在宅医療や ACP について、更なる普及啓発に取り組みます。

医療や介護が必要な区民がそれぞれの段階に応じた適切な介護サービスや在宅医療を受けることができ、希望する場所での看取りが可能となるよう、地域の保健、医療、福祉等の関係者の連携体制の構築や24時間対応が可能な診療・看取り体制の確保に向けた取組みを進めます。

精神科病院の入院者への訪問支援を進めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問支援が困難な病院が多い経過がありました。引き続き病院との支援関係の構築を図るとともに、保健・医療・福祉等の連携を一層強化し、支援体制を構築していきます。

## (3)福祉サービス

### ■めざす姿■

支援を必要とする人に基本的な福祉サービスが確実に届いています。

日常生活を送る上で困りごとや課題を抱えた方は、その困りごとや課題に対応した高齢福祉、障害福祉、子どもや若者・子育て家庭への支援、生活困窮者支援など、法や制度に基づく基本的なサービスを利用できます。住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援を必要とする方に、このような制度化された基本的なサービスを確実に届けます。

### ■現状やこれまでの取組み■

- 高齢者については、介護保険制度による要介護・要支援認定者に対しての居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスなどのほか、ひとり暮らしの方や高齢者のみ世帯を対象とした区独自の在宅生活支援サービスがあります。
- 障害者(児)については、障害者総合支援法に基づく介護給付や訓練等給付などの自立支援給付、移動支援などの地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援などのほか、障害の程度に応じて支給される手当・年金、ホームヘルパー派遣など日常生活を援助するためのサービスなど、様々なサービスがあります。
- 子ども・子育てについては、「世田谷版ネウボラ」を実施し、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるため、区・医療・地域が連携して相談支援を実施しているほか、産後ケア事業、おでかけひろばでの子育て親子の交流の場の提供、保育等の支援を行っています。
- 生活困窮者については、平成26年(2014 年)に、生活全般にわたる困りごとの相談窓口として「ぷらっとホーム世田谷(生活困窮者自立相談支援センター)」を設置し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業や住居確保給付金、家計改善支援事業などをとおして自立に向けた支援を行っています。

## ■今後の課題■

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者、障害者、子ども・若者・子育て家庭、生活困窮者等について、ニーズに応じた福祉サービスをより一層充実させる必要があります。
- 分野ごとのサービスが発展してきた一方で、いわゆる「制度の狭間」が出来てきています。また、分野を超えて複雑化・複合化した課題を抱えた方も増えてきており、制度の狭間の支援ニーズを抱えた方や複雑化・複合化した課題を抱える方への対応を充実させる必要があります。

## ■取組みの方向性■

各分野においては、必要な福祉サービスの充実やそのための施設整備など、計画をたて、引き続き推進していきます。

制度の狭間の支援ニーズを抱えた方や複雑化・複合化した課題を抱える方にも対応できる支援体制を整えます。

## (4)予防、健康づくり

### ■めざす姿■

生涯を通じた健康づくりを行い、誰もがいつまでもいきいきと暮らしています。

住み慣れた地域で、誰もがいきいきと自分らしく暮らしていけるよう、子どもから高齢者まで、誰もが自身の健康に关心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むとともに、それぞれの状況に応じて、健康づくりや介護予防に取り組めるよう、施策を推進していきます。

### ■現状やこれまでの取組み■

- 令和2年度(2020 年度)に行った「世田谷区民の健康づくりに関する調査」では、自分の健康に約9割の区民が関心を持ち、8割を超える区民が健康だと思い、毎日を健やかに充実して暮らしています。
- 区民の健康状況は比較的良好なものと推測され、健康に対する意識も高く、健康づくりに取り組んでいる区民も多い状況です。区民の健康寿命と65歳健康寿命は伸びています。
- 区では、子どもから高齢者までライフステージに応じた健康づくりに取り組んでいます。
- 「世田谷版ネウボラ」の取組みの中で、安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目ない支援を行い、親と子の健康づくりに取り組んでいます。
- 区では、区民自らがこころの不調や精神疾患について理解し、ストレス対処や早期に相談するなどの適切な行動がとれるよう、また、身近な人のこころの不調に気がつき、声かけや適切な相談・支援へのつなぎを行うことができるよう取り組んでいます。
- 区では、病気の早期発見や自身の健康管理のために、区民健診や特定健診などの一般健康診断のほか、がん検診など、健康増進法に基づく目的別の検診を行っています。
- 思春期世代を中心に、成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣を整え、からだやこころの変化に気づき、自分自身を主体的に守ることができるよう取り組んでいます。
- 区では、高齢者自身によるセルフマネジメント(自己管理)力を向上させるために、運動、栄養、口腔機能、認知症についてなど、介護予防に必要な基本的な知識を区民に周知する介護予防普及啓発事業を実施しています。
- 高齢者の自立した生活を支えることを目的に、支えあいサービスや地域デイサービスなどの住民参加型・住民主体型サービスや介護予防筋力アップ教室など、多様なサービスの充実に取り組んでいます。

## ■今後の課題■

- 平均寿命の伸びに対して65歳健康寿命の伸びは鈍い状況にあります。健康に関する意識はあっても実践につながらない人や健康無関心層がいることがわかっています。健康無関心層を取り込みながら、関心層も含め、関係者・関係団体などと連携し、区民が、自主的かつ合理的に、または自然に、健康につながる選択ができるような仕掛けや工夫を一つの手法として取り入れた健康づくり施策の推進が必要です。
- 区民一人ひとりのおかれた状況やライフステージに応じた、相談・支援・啓発のこころの健康づくり支援の環境整備について、医療・福祉、教育、労働分野と連携し、世田谷自殺対策基本方針に基づく自殺対策と一体的に推進していく必要があります。
- 「世田谷版ネウボラ」の取組みの中で、安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目ない支援を行うとともに、乳幼児健診の確実な実施、子どものころからの望ましい生活習慣の普及・啓発や疾病予防の取組みなどを通じて、子どもの心身の健やかな成長を支援する必要があります。
- コロナ禍によって、高齢者が外出を控えるようになり、活動量低下に伴うフレイルの進行が懸念されます。区民の活動の場の創出や参加の機会を充実させるとともに積極的な参加を促し、個々の心身の状況に応じて外出や社会とのつながりを持ち、地域のボランティア活動などを通じて生きがいや役割を見出していくことができる環境整備に取り組むことが重要です。

## ■取組みの方向性■

65歳健康寿命の延伸に向けて、区民へのポピュレーションアプローチ<sup>\*1</sup>などを通じ、健康や生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発を行い、ヘルスリテラシー<sup>\*2</sup>を高め、区民の望ましい健康づくりを推進していきます。

健康に関心はあるが取組みに結び付いていない人や健康に関心がない人を含め、ターゲットに応じた効果的な働きかけを行うとともに、引き続き、性差やライフステージを踏まえた支援に取り組みます。

誰でも持ちうる「こころの不調」や「精神疾患」に関する誤解や偏見の解消のために、様々な機会を通じた普及・啓発により、相談や支援につながりやすい環境づくりに取り組みます。

外出を控えるようになった高齢者に対して、医療機関や関係団体等と連携した介護予防事業等を通じて、「通いの場」を活用した介護予防の取組みや世田谷いきいき体操の普及啓発など、区民が主体的に取り組む介護予防の活動を支援していきます。また、自宅で介護予防に取り組めるオンライン形式の介護予防講座を継続するとともに、外出することが習慣化する事業を実施するなど、高齢者の介護予防の機会拡充を図っていきます。

---

\*<sup>1</sup>ポピュレーションアプローチ

対象を一部に限定しない、集団全体に対する予防方法を指します。集団全体へのアプローチにより影響量が大きくなるため、集団全体としての発症者の減少効果が高く、多くの人々の健康増進や疾病予防に寄与しうる利点があります。

\*<sup>2</sup>ヘルスリテラシー

健康に関する情報を探し出し、理解して、意思決定に活用し、適切な行動に繋げる能力のことをいいます。ヘルスリテラシーが高い人は、適切な健康行動をとりやすく、その結果、疾病にかかりにくく、かかっても重症化しにくいことが知られています。



## (5)住まい

### ■めざす姿①■

住まいを確保することが困難な方に対する居住支援の仕組みが充実しています。

住まいは、生活していく上で欠かせないもので、様々な事情により、自宅に住み続けられなくなつたとしても、自宅に代わる住まいは必ず必要になります。しかし、地域には高齢者や障害者、ひとり親世帯など、住まいを確保することが困難な方がいます。誰もが安心して地域で暮らし続けるために、そのような住まいの確保に困難を抱えている方を支える仕組みを充実させていきます。

### ■現状やこれまでの取組み■

- 区は、平成19年(2007年)に住まいサポートセンターを設置し、住まいに関する各種相談を受け付けています。住まいサポートセンターでは、高齢者や障害者、ひとり親世帯等、住まいを確保することが困難な方を対象に、区と協定を結んだ不動産団体の協力のもと、民間賃貸住宅の空き室情報を提供する「お部屋探しサポート」を実施しています。ノウハウも蓄積され、相談者の約半数に希望する空き室の情報提供が出来ています。

令和2年度(2020 年度)			令和3年度(2021 年度)			令和4年度(2022 年度)		
相談者数	情報提供 人数	提供率	相談者数	情報提供 人数	提供率	相談者数	情報提供 人数	提供率
279 人	106 人	38%	261 人	126 人	48%	291 人	136 人	47%

- 住まいの確保が困難な方の民間住宅への円滑な入居を促進するために、平成29年(2017年)に居住支援協議会を設立しました。関係団体が連携し、住まいの確保が困難な方と民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して、居住支援に係る情報提供等の支援を実施しています。具体的には、居住支援事業や福祉サービスを紹介するセミナーの開催、パンフレットの発行、区ホームページへの不動産団体協力店リストの掲載などを行っています。令和4年度(2022 年度)からは、都道府県が指定する居住支援法人(令和5年(2023 年)4月時点で6法人)も参加し、居住支援に関する連携を深めています。居住支援法人は家賃債務保証の提供や賃貸住宅への入居促進に係る住宅情報の提供・相談・見守り等の生活支援、住宅の提供(法人が借り上げた住宅を転貸)等を行っています。
- 住まいを確保することが困難な方向けに、公営住宅を一定数確保しています。
- 18歳未満の子どもを養育するひとり親世帯の方(所得制限等条件あり)が、対象の住宅に転居する場合に、区が賃貸人に家賃の一部を補助する「ひとり親世帯家賃低廉化補助事業」を実施しています。
- 特に難しいといわれている精神疾患のある方の居住支援の拡充として、区の救急通報システムや緊急介護人派遣事業の対象に、病院を退院し地域で暮らす精神障害者を加えました。

## ■今後の課題■

- 高齢者、障害者、子育て世帯等への民間賃貸住宅の提供について、賃貸人の理解促進に引き続き努めていく必要があります。

## ■取組みの方向性■

住まいを確保することが困難な方が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするために、居住支援協議会を中心に、引き続き居住支援の取組みを推進していきます。

地区においては、窓口での相談やアウトリーチにより住まいに関するお困りの方を把握した時には、居住支援機関等に適切につなぎます。なお、繋いだ後も必要に応じて本人に必要な福祉的な支援を実施し、家主や不動産事業者の不安を軽減できるよう努めるとともに、転居後に孤立することがないよう努めます。

## ■めざす姿②■

多様なニーズに応えられる、多様な住まいが確保されています。

在宅での自立した生活を送ることが困難になった方が地域で暮らし続けるために、また、入院中・入所中の方が地域に戻って安心して暮らしていくために、グループホーム等をはじめ、多様な住まいを整備します。

## ■現状やこれまでの取組み■

- 区では、住み慣れた地域で暮らし続けたいという希望がありながら、加齢や障害等により在宅での自立した生活を送ることが困難な方や、地域に戻って暮らしたいという希望を持った病院や施設にいる方のための住まいの確保に取り組んでいます。
- 高齢者の生活の基盤である「住まい」と「介護」が一体的に提供される認知症高齢者グループホームや、「住まい」と「生活支援」が一体的に提供される都市型軽費老人ホームの整備を進めています。

高齢者施設種別	令和4年度(2022年度)末時点	
認知症高齢者グループホーム	48か所	定員 900人
都市型軽費老人ホーム	11 か所	定員 200人

- 障害者施設については、東京リハビリテーションセンター世田谷・障害者支援施設梅ヶ丘からの地域移行先や、本人が望む自立した地域生活を送るための住まいとして、いわゆる親亡き後も見据え、個々の状況に応じたグループホームの整備を進めています。また、区内の不動産所有者向けのセミナーにおいて、区の障害者グループホーム等の整備事業の紹介・協力依頼を行っています。

障害者施設種別	令和4年度(2022年度)末時点	
中軽度者向けグループホーム (内、精神障害者向けグループホーム)	66 か所 (31か所)	定員 385 人 (定員165人)
重度者向けグループホーム	3 か所	定員 34 人

## ■今後の課題■

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、支援が必要な高齢者や認知症高齢者が増加する見込みであることから、認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム等を引き続き計画的に整備していく必要があります。
- 中軽度者向け障害者グループホームの整備は民間事業者主導により一定程度進んでいる一方、重度者向けの整備は進んでおらず、令和12年度(2030 年度)までに最大で約230人分不足すると予測しています。重度者向けの整備が進まないことで、入所施設からの地域移行が進まない状況となっています。

## ■取組みの方向性■

在宅での自立した生活を送ることが困難な方も、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、また、病院や施設にいる人が住み慣れた地域での生活に戻れるよう、多様な住まいの適切な供給を図っていきます。

## (6)日常生活の支援

### ■めざす姿■

区民の相談内容や困りごとから日常生活における支援ニーズを把握し、不足する資源やサービスについては、新たに開発することで多様な支援ニーズに対応できています。

福祉の支援ニーズは多様化しており、すべての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、支援が必要になった際に、より身近な日常生活の場で、ニーズに沿った支援が切れ目なく、包括的、継続的に受けられることが重要です。そのために、日ごろより区民の相談内容や、支援ニーズから課題を分析し、地域で活動している区民や、地域活動団体、事業者等と連携、協力して多様な主体による多様なサービスを拡充していきます。

### ■現状やこれまでの取組み■

- 「福祉の相談窓口」に寄せられた区民の困りごとや、地域ケア会議、地区アセスメントから地区的課題を抽出し、四者連携会議で共有しています。四者連携会議の結果を踏まえて、地区的資源を開発し、新たな日常生活の支援に結びつけています。
- 各地区のまちづくりセンターに、社会福祉協議会の地区担当職員を配置しています。地区担当職員は、地区における分野に関わらない生活支援ニーズ(買い物、話し相手、掃除など)を把握し、そのニーズに対応するために、地区的資源の調査や、様々な関係機関、団体と連携して、一人ひとりの支援ニーズに沿った支援を行っています。
- 社会福祉協議会では日常生活を支援するため、様々な取組みを行っています。

ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニディ	閉じこもり*や孤立・孤独の解消に向け「楽しく」「気軽に」「無理なく」を基本として、区民が自主的に取り組む仲間づくりの活動を支援しています。
ふれあいサービス	福祉的支援を必要とする区民に対し、協力会員として登録した住民が家事支援、生活支援、外出支援を実施します。地域活動団体や住民と連携し、生活支援サービスに取り組んでいます。
地区サポート制度	町会・自治会、福祉施設、地域団体等公益性の高い地域福祉活動に地区サポート(住民ボランティア)を派遣しています。
協議体	地域生活課題を解決していくための居場所や生活支援サービスなど新たな地域資源の創出に向け、生活支援サービスの提供主体や地域活動団体が参画する協議体を開催し、定期的な情報共有や連携強化、課題解決に取り組んでいます。

- 子ども・子育て関係の社会資源開発については、各児童館が地域子育て支援コーディネーターや社会福祉協議会地区担当者と連携し、子育て関係団体ネットワーク会議等を通じて、地区における子育て支援の課題の共有をはじめ、地域人材の発掘や活動団体間の連携に向けたコーディネート等に取り組んでいます。

## ■今後の課題■

- 障害者の地域移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する上で、障害者を対象とした地域資源開発や日常生活支援が不足しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活支援の活動が停滞する、使用していた福祉施設の使用が制限されるといったことも発生しました。停滞した日常生活の支援を再開させ、積極的な支援を実施していく必要があります。
- 支援を必要とする人を、速やかに、かつ適切にサービス(支援)に繋げるためには、開発した地域資源や各支援機関同士のネットワークを強化する必要があります。

## ■取組みの方向性■

引き続き、「福祉の相談窓口」における相談や地域ケア会議、地区アセスメント等により、生活支援等のニーズや課題把握に努め、様々な機関と連携して支援が必要な方に寄り添った包括的・継続的な支援に取り組みます。

また、区民や地域の活動団体、事業者、NPOなど、多様な主体が参加する協議体の場等で、地域課題の解決に向けた具体的な検討を重ね、必要とされる身近な居場所や生活支援サービスなど、障害者を対象とした地域資源も含め、新たな地域資源の創出に取り組みます。

感染防止対策を徹底し、日常生活支援の活動を継続していくとともに、今後は ICT を通じた居場所の充実や多世代交流の機会づくりなど、新しい取組みを検討していきます。

開発した地域資源(サロン、ミニデイ等)や支援機関(社会福祉法人、NPO 団体等)などでネットワークを構築し、参加団体間での生活支援に関するニーズや課題の把握、支援実践の共有などの強化を図ります。

---

### \*閉じこもり

高齢者が1日のほとんどを家の中あるいはその周辺で過ごし、日常の生活行動範囲がきわめて縮小している状態や、家の外へ出られる状態であるにもかかわらず、家から外に出ない状況で、社会的な関係性が失われている状態をいう。

## (7)就労

### ■めざす姿■

働きたいすべての人が、その人らしく働くことができています。

何らかの課題を抱えていて働くことが困難な状況にあっても、その人が望むような働き方で働くことができるよう、就労に臨むまでの段階も含めて支援していきます。

### ■現状やこれまでの取組み■

- 令和5年(2023年)3月の、世田谷区を管轄するハローワーク渋谷の有効求人倍率は2.0倍と、仕事を探している人よりも求人が多い状況にあります。
- また、令和6年(2024年)4月から障害者雇用率制度(法定雇用率)における算定方法が変更となり、一部の方の週所定労働時間が現行の「20時間以上30時間未満」から「10時間以上20時間未満」に緩和されることで、障害のある方の就労環境についても改善される見通しです。
- 区では、三茶おしごとカフェをはじめ、障害のある方や生活困窮者など、相談者の状況に合わせた体制を整備し、あらゆる方が望む働き方を実現できるようサポートしています。

#### 【世田谷区の主な就労支援機関】

三茶おしごとカフェ (三軒茶屋就労支援センター)	国のハローワーク窓口を併設した仕事探しを総合的に支援する相談窓口。キャリアカウンセリング、職業紹介、起業等多様な働き方の提案、求人開拓等を実施。また、事業者の課題解決と高齢者の生活を持続的に豊かにすることを目指すシニアマッチング事業 R60-SETAGAYA-を実施。
ぷらっとホーム世田谷	生活全般にわたる困りごとの相談窓口。福祉的支援が必要な方への就労準備支援、求人開拓、職業紹介、定着支援等の個別支援や就労訓練事業へのつなぎを実施。
就職サポートコーナーきぬた (砧総合支所内)	ハローワークの就職支援ナビゲーターが常駐し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等で、本人に一定の就労意欲や能力が見込まれる方への職業紹介と支援を実施。
シルバー人材センター	高齢者のための臨時的・短期的・軽作業の仕事を民間、家庭、公共団体から請負、委任の形で引き受け、会員に提供。
世田谷区障害者 就労支援センター	障害のある方の一般就労の機会拡大を図るとともに、安定・充実した社会生活を送れるよう、就労支援、職場定着支援、生活面の支援を一体的に提供。
せたがや若者サポート ステーション	一般就労になじまず支援が必要な若者、就職氷河期世代の方を対象に、相談、集中訓練、仕事講話、職場体験、定着・ステップアップ事業等を実施。
青少年交流センター	若者を対象とした就労体験・就労支援プログラム(P-work)を実施。
男女共同参画センター らぶらす	ライフステージに応じた女性のための働き方・キャリアについての相談に応じる「女性のための働き方サポート相談」を実施。「起業相談」も実施。

## ■今後の課題■

- 労働市場は求人が多い状況にある一方で、ひきこもり状態、障害、病気など、様々な背景により、就労までにステップが必要な方や、その方が望むような働き方ができていない人がいます。そういった方も取り残さないための支援を充実していくことが求められますが、働くことができ、働いてからも孤独や不安定な生活など、「働くこと以外の問題」が課題であることも多く、各就労支援機関のみの支援には限界があります。
- また、収入を得るためだけの就労ではなく、社会貢献や生きがい創出のための就労支援もより充実していく必要があります。
- 事業者は、多様な働き方に柔軟に対応し、誰もが働きやすい職場づくりを進めていくことを求められています。

## ■取組みの方向性■

相談者のニーズにより一層応えられるよう、各種就労相談窓口における支援の充実に引き続き取り組みます。また、就労までにステップが必要な人のために、中間的就労をはじめ、短時間就労や仕事の体験といった場の開発が進むよう事業者に働きかけ、就労に臨む準備段階からの支援をさらに充実していきます。

また、事業者が多様な働き方を受け入れて誰もが働きやすい職場環境を作り、個性や能力を経営に活かせるようバックアップしていきます。

地区においては、福祉の相談窓口をはじめとした各種相談支援機関が、本人に寄り添った相談支援を実施しながら、就労支援につなげることが望ましいタイミングで、本人にあった就労相談窓口に適切に繋ぎます。繋いだ後も本人が抱えている「働くこと以外の問題」への支援を継続し、就労支援機関とチームによる支援を展開します。また、相談に繋がっていない潜在的な方もアウトリーチにより発見し、適切に窓口に繋いでいきます。

## (8)学校や教育分野と福祉分野の連携

### ■めざす姿①■

教育部門と福祉部門がこれまで以上に連携し、誰一人取り残さない教育を推進します。

いじめや不登校は学校生活における最重要課題の一つであるとともに、どの子にも起こり得るもので、長期のひきこもりのきっかけになることもあるから、迅速な対応が重要です。

教育部門と福祉部門の情報共有を密にし、多職種が連携することで、子ども一人ひとりの特性に応じた支援を実施します。また、保護者が抱えている課題にも着目し、世帯全体を一体的に支援するとともに、いじめや不登校に至る前に適切な支援が実施できるよう取り組みます。

### ■現状やこれまでの取組み■

- 世田谷区における不登校(病気や経済的理由以外での年間30日以上の欠席の児童・生徒)の人数は下記のとおりとなっており、近年急増しています。

平成26年度(2014年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)
521名	825名	968名	1,228名

- 区では令和2年度(2020年度)は児童の33.6%が私立中学校へ進学しています。
- 区では平成25年(2013年)より、区内在住の子どもや区内の学校・施設などに通っている子どもの人権を擁護し、救済を図ることを目的に「せたがやホッとサポート」を設置しました。区長部局と教育委員会が一体となって救済等に取り組んでいくことを明確にするために、区長と教育委員会の共同設置の附属機関としています。子ども本人の意向に寄り添いながら、助言や支援を行うとともに、子どもの最善の利益を目指し、関係機関に対して協力・改善などの働きかけを行っています。

相談件数	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
新規	208件	300件	367件
前年度からの継続	94件	66件	74件

主な相談内容(令和4年度(2022年度))

いじめ	対人関係	学校・教職員等の対応	虐待	心身の悩み	家庭・家族	子育て
48件	91件	64件	20件	27件	43件	26件

- 令和2年度(2020年度)に実施した区のひきこもり実態把握調査では、ひきこもりに至った経緯として「不登校から」(29.2%)が最も多く、10年以上ひきこもっている方の割合が全体の37.6%と長期化しています。また、ひきこもり対象者だけではなく、同居家族も含めた世帯全体をフォローしていく必要があります。
- 若者総合支援センター「メルクマールせたがや」では、毎年区立中学校全生徒に向け10代向け「ティーンズサポート事業」のチラシを配布するとともに、中学校個別訪問による事業説明や、「不登校保護者のつどい」での事業紹介も行っています。令和4年度(2022年度)は、教育相談室・不登校支援窓口に出向いての事業説明を行うなど、連携の強化に取り組んでいます。

- 妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支援する「世田谷版ネウボラ」では令和5年度(2023年度)より保健師、母子保健コーディネーター、子育て応援相談員に地域子育て支援コーディネーターを加え、四者がチームとなり、地域の人々や子育て支援につながるよう伴走型相談支援に力を注いでいます。
- 社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉分野に関する知見を用いて福祉的課題のある児童・生徒や家庭環境への働きかけ、関係機関との連絡・調整を行い、児童・生徒とその保護者及び学校を支援しています。

## ■今後の課題■

- 「世田谷版ネウボラ」は、就学前の子を対象としているため、保護者が望まない場合、就学を境に支援が途切れてしまう場合があります。さらに義務教育が終わる15歳になると教育委員会の支援も途切れてしまう場合があります。
- 特に国立や私立の小学校、中学校へ通う児童・生徒については区に入ってくる情報もなく、教育委員会や福祉の支援から漏れやすいといった課題があります。
- 18歳以上の若者への支援の必要性も増加しています。また、課題自体も複雑化・複合化しており、今後一層の福祉と教育の連携が必要です。
- 区における教育分野と福祉分野で連携を目的とした会議体が少なく、福祉と教育分野の連携を目的とした施策や情報連携等を充実させていく必要があります。

## ■取組みの方向性■

- 教育分野と福祉分野で連携を目的とした会議体を設置し、福祉と教育分野の連携を目的とした施策や情報連携等を充実させていきます。
- 区民の様々なライフステージの変化に伴い、支援が途切れてしまわないようシステムなどを活用し、情報の連携を推進します。

## ■めざす姿②■

子どもや若者自らが、その時々のニーズにあわせて選ぶことができ、成長ができる多様な居場所や環境が充実しています。

近年は不登校になる子どもが急増し、教育相談室(教育総合センター・教育相談室分室)での来室相談や電話相談、不登校支援窓口での相談件数も増えているほか、各地区の福祉の相談窓口にも不登校に関する相談が寄せられるようになってきています。

子どもや若者が意見を言いやすい環境をつくっていくとともに、一人ひとりの子どもたちが求める居場所を正確に捉え、自己肯定感を高めることができ、主体的に活動する場や機会が充実するなど、様々な居場所を提供する必要があります。

## ■現状やこれまでの取組み■

- 教育相談室では、学校や社会などへの適応困難を示す児童・生徒への心理的な支援や、保護者からの教育に関する相談に対し、心理教育相談員等により適切な支援を行っています。  
※回数(延べ相談回数)とは、1回の面接をすべて1と計算し継続面接回数を合計したもの。

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
教育相談対応回数※	13,464回	16,141回	15,932回

- ほっとスクール(教育支援センター)は、心理的理由などにより不登校の状態にある児童・生徒が、体験活動やスポーツなどの集団生活を通して、社会性や協調性を育み、自立心を養い、学校生活への復帰や社会的自立に向けた支援をおこなっています。「城山」「尾山台」「希望丘」の3か所があります。

令和3年度(2021年度)実績	相談件数	入室者数	高校等進学者数	学校復帰者数
ほっとスクール城山	302件	19人	10人	1人
ほっとスクール尾山台	123件	8人	5人	0人
ほっとスクール希望丘	897件	40人	10人	2人

- 令和4年(2022年)4月に新たに不登校特例校分教室「ねいろ」が開設され、不登校生徒に応じた特別の教育課程を編成して教育を実施しています。
- 主に39歳までの若者がふらっと立ち寄れ、思い思いに過ごすことができる施設として、区内3か所(池之上、野毛、希望丘)に、青少年交流センターを設けています。若者一人ひとりの「やってみたい」、「やってみよう」を、若者の活動をサポートする専門スタッフ「ユースワーカー」が地域の方々と一緒に応援しています。
- 平成27年(2015年)に昭和女子大学と「若者支援の分野における連携協力に関する協定」を締結し、若者の身近な居場所「あいりす」を三軒茶屋に開設しました。小学校5年生から24歳までの女子を対象に年齢の近い昭和女子大学の女子学生スタッフが、困りごとや女性ならではの相談受付や、様々なイベントを実施し、若者の居場所を提供しています。
- 多世代交流の場として親しまれている「岡さんのいえ TOMO」にて、平成27年(2015年)から上北沢に若者の身近な居場所「たからばこ」を開設しています。小学校5年生から中、高生世代が対象となっており、大学生スタッフとその時々の“やりたい”を一緒に楽しみな

がら過ごしています。

- 「マルクマールせたがや」では、ひきこもり等の様々な理由から社会と接点が持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなどの生きづらさを抱えた方に対して個人相談等を実施し、就労支援機関である「せたがや若者サポートステーション」と一体的に『世田谷若者総合支援センター』として若者の自立を総合的にサポートしています。
- 令和3年(2021年)より生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業「まいぶれいす」を開始しました。子どもの貧困対策の推進および児童相談所設置区におけるセーフティネットの強化として、家庭や地域に安心して過ごせる居場所がなく、学習・生活習慣等に課題を抱えている中学生とその家庭を支援しています。
- 社会福祉協議会では「孤食」や経済的理由による「欠食」の状況にある子ども達を中心に、安心できる居場所である「子ども食堂」を支援しています。子ども食堂では地域交流を通じた食育や、皆で食べる楽しさを共有できる場であるとともに、一部の子ども食堂では学習支援もおこなっています。

## ■今後の課題■

- 児童館が地区の子どもの居場所づくりの拠点となり、地域関係者や活動団体等との関係強化により、成長段階に応じて子どもが安心して過ごすことのできる多様な居場所を確保していく必要があります。
- 子どもの貧困は、単に経済的に困窮しているだけでなく、生きる・育つ・守られる・参加するという「子どもの権利」が保障されないリスクを高めます。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないよう環境を整備するとともに、子どもの貧困の解消と貧困の世代間連鎖を断ち切る必要があります。

## ■取組みの方向性■

- 子どもを中心とする放課後等の過ごし方について、区や保護者、地域との関わりの中での多様な居場所づくりやつながる仕組みを検討し、子ども自らが、その時々のニーズにあわせて、放課後等の居場所を選び、遊び、成長することができる環境を充実させます。また、生活困難をかかえる子どもに対し、食の提供をはじめとする生活支援や学習支援の機能をもつ居場所の充実を図ります。
- 中高生の活動や地域の団体による子ども・子育て支援、学習支援の場の充実のために、児童館の閉館後や休館日の貸出を行う等、効率的・効果的な活用を図ります。
- 生活困難を抱える子どもが、地域で安心して過ごすことができ、様々な体験や他者との関わりの中で自己肯定感を高められるよう成長と家庭の生活の安定に向けた多様な居場所の確保に努めます。

## (9)社会参加の促進

### ■めざす姿■

自身の興味・関心や趣味等をきっかけとした社会参加につながるような場(居場所)を充実させ、誰もが活躍でき次代へつながる循環型の社会参加が実現しています。

世帯構造の変化や地域における人間関係の希薄化、また、ここ数年の新型コロナ禍による活動制限により、との関わりや社会参加の機会が減少し、望まない孤独・孤立などが社会問題となっています。本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すことができるよう、多様な社会参加につながるような場(居場所)を充実させることが必要です。

また、幼少期から地域の活動に参加し、地域の一員となって意見を述べることや、参画することで主体性を育み、社会参加が身近になることを目指します。地域と関わりながら育った子どもたちは、やがて大人になり、今度は親の立場として地域に支えられながら子育てをし、子育て後は地域活動の担い手になってもらうような循環型の社会参加を目指します。

### ■現状やこれまでの取組み■

- 令和4年度(2022 年度)「区民意識調査」において、地域活動への参加経験・参加意向が、平成26年度(2014 年度)調査時よりも大幅に減少しています。
- また、町会・自治会への加入率は4割半ばとなっていますが、加入しない理由としては「どのような活動をしているかわからない」、「自分の地区の町会・自治会を知らない」、「活動の仕方がわからない」との回答が多く、活動のPRが充分でないことがわかります。
- 令和4年(2022 年)に実施した「高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査」では、「現在、地域で参加している活動や講座」がないと回答した人が 69.8% であり、「地域活動に参加しない理由」については、「きっかけがない」(28.6%)、「関心がない」(24.8%)、「面倒くさい」(19.8%) となっています。

また、「ふだん、どの程度、人(家族を含む)とあいさつ程度の会話や世間話をしますか(電話を含む)。」では、「2週間に1回以下」と回答された方が全体の 2.4% であり、特に男性の割合が高くなっています。

- 令和4年度(2022 年度)に実施した、子ども・子育て支援事業計画調整計画の策定に伴うニーズ調査では、「子どもが成長するうえで大切だと思うこと」に対して「地域の見守り」と回答した保護者は 5.5%(未就学児童)であり、現在の子育て世代は地域の必要性を感じなくなってしまっています。

一方で、地域の子ども・子育てに携わることに肯定的な回答をした方は 64.5%(未就学児童)であり、参加意欲は高く、地域での子育て活動へつなぐ仕組みづくりが必要です。

- ひきこもり状態にある方の居場所事業の実施や地域家族会との連携、精神障害者などの「ピアサポート事業」を充実させています。「支え手」「受け手」という関係を超えて、互いに支え合うことができるような社会参加の場を充実させてきました。

## ■今後の課題■

- 自身の興味・関心や趣味等をきっかけとした社会参加につながるような場(居場所)を充実させ、その情報が必要な際に適切に提供されることが必要です。
- 孤独や孤立を抱える男性高齢者が増加しており、どのようにアプローチしていくかが課題となっています。
- コロナ禍をとおして就労をしていても、職場での人付き合いの希薄化などにより、20代や30代の若者の孤独・孤立が増加しています。
- 社会参加にはボランティア的なイメージがありますが、仕事をリタイヤした世代に限らず、子ども・若者や子育て世代も含むすべての世代が、対価を得ることができ、副業として担えるような仕組みづくりを行い、社会参加を加速させる必要があります。

## ■取組みの方向性■

- 自身の興味・関心や趣味等をきっかけとした社会参加につながるような場(居場所)を充実させていきます。特に男性の高齢者や、若者へのアプローチを強化していきます。
- すべての世代が社会参加につながるよう、自身の自己有用感、地域の一員としての主体性を育み、地域に対して意識変容を働きかけるなど、地域への理解促進を図ります。
- 社会参加において、対価を得ることができ、副業として担えるような新たな仕組みづくりを行い、社会参加を加速させていきます。

# (10)防犯・防災

## ■めざす姿■

区民一人ひとりの防犯・防災意識が向上し、安全安心に暮らし続けることができるまちとなっています。

防犯・防災は誰にでも関わりのある取組みであり、身近な地区での活動に参加することで、これまで関係が希薄だった人も顔見知りが増えています。顔見知りが増え、困っていること、困りそうなことについている人への見守りや声掛けが行われることで、本人の孤独、日常生活の不自由・不便、災害時避難の不安などを知り、犯罪や消費者被害を未然に防止するとともに、避難行動要支援者を支援することを心がける人が増えるなど災害時にも助け合うことができるまちづくりを進めます。

## ■現状やこれまでの取組み■

- 24時間どこからでも入り込む犯罪から安全安心な生活を守るために行政、事業者、住民がスクラムを組み、地域ぐるみで隙間なく犯罪防止に取り組むことが重要です。区では、24時間安全安心パトロール、防犯設備(防犯カメラ)への整備支援、特殊詐欺被害の未然防止に向けた自動通話録音機の貸出などを実施しています。また、災害・防犯情報メール配信サービスなど様々な広報媒体による注意啓発を行うとともに、地域住民や事業者による注意啓発活動や見守り活動を支援、促進しています。
- まちづくりセンターは、地区における災害の対応力を高めるため、地区における防災情報の発信、学習の機会の提供、地区防災計画の作成の支援により、防災意識やコミュニティを基礎とした助け合いの意識の向上と防災活動への参加促進を図っています。
- 令和4年(2022年)4月に「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」を改定し、個別避難計画作成に取り組んでいます。
- 社会福祉協議会では、地域活動の担い手である地区サポーターの中から災害時の安否確認やニーズ調査等に協力する方を災害福祉サポーターとして登録する制度を設け、担い手の確保に取り組んでいます。
- せたがや災害ボランティアセンター(世田谷ボランティア協会)では、災害発生に備えて拠点運営の体制作りや訓練を重ねるとともに、災害に関する学習・啓発活動、災害ボランティアの養成・人材登録活動、災害問題に取り組む個人・団体とのネットワークづくり、災害時に特別の支援を必要とする方たちの問題への取組み、資金・資材の寄附の呼びかけなどを行っています。

## ■今後の課題■

- 令和4年度(2022 年度)区民意識調査では、「防災に対して日頃から心がけていることはありますか」という質問に対して「防災知識の向上」は7割を超えていました。その一方、「地区での避難所運営訓練や防災塾への参加(15.2%)」、「避難行動要支援者の支援(16.4%)」は1割半ばにとどまっています。
- 区内の刑法犯認知件数は、平成14年(2002 年)の約16,000件をピークに減少し、令和4年(2022 年)は約3,700件にまで減少しましたが、一方で、特殊詐欺については、いまだ多くの被害(過去5年平均認知件数は約230件)が確認されており、依然高止まりの状況が続いています。

## ■取組みの方向性■

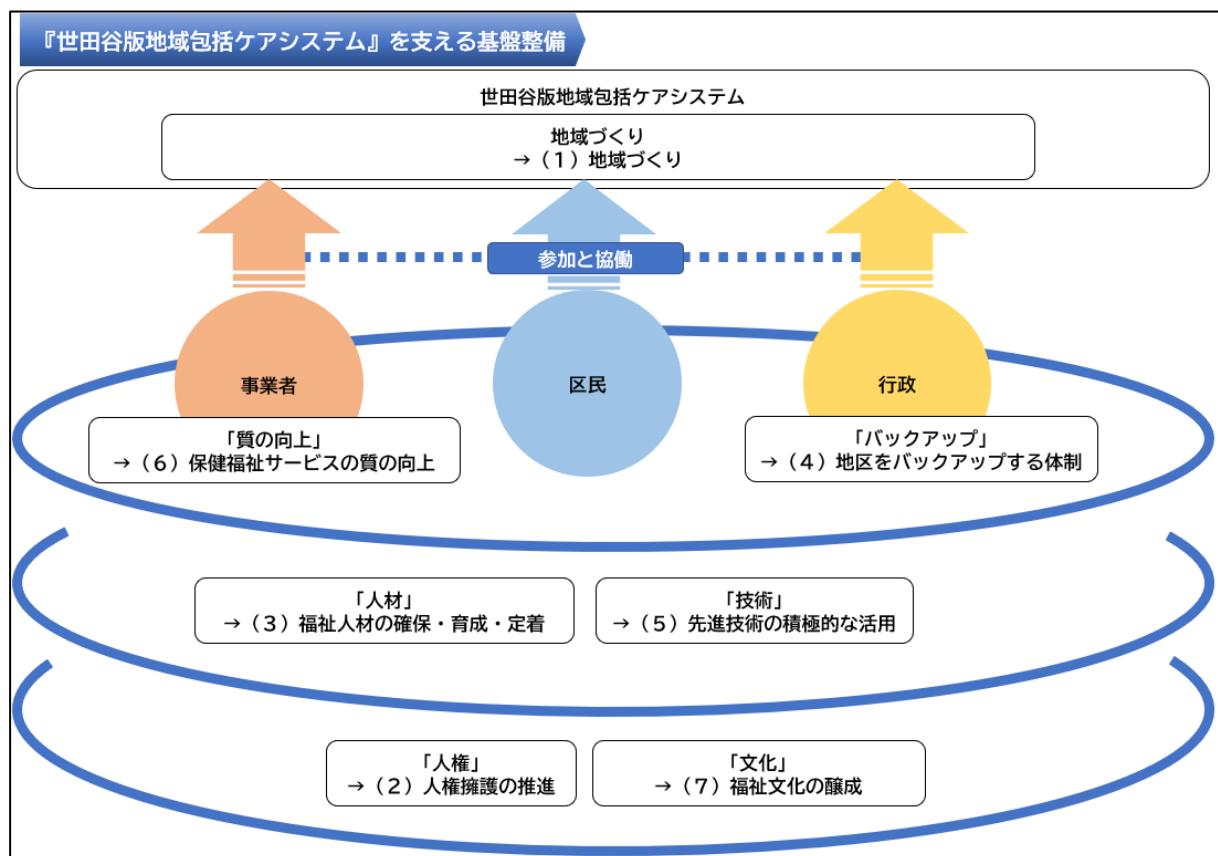
身近な地区で行われる防犯や防災の活動への区民参加を促進します。

見守りや声掛けが行われることで、犯罪や消費者被害の未然防止、避難行動要支援者への支援などを心がける人が増え、災害時にも助け合うことができるまちづくりを進めます。このため、四者連携による地区の関係団体等への啓発活動などにより、ネットワークのつながりを活用し、取組みを広げます。



## 第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤の整備を推進します。具体的には、地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保・育成・定着、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進めます。



# (1)地域づくり

## ■めざす姿■(重層的支援体制整備事業—地域づくり事業—)

多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うことで地域における活動の活性化・発展が図られています。

区では、これまで各分野において地域づくりを進めるとともに、すべての地区において地域包括ケアの地区展開事業を実施し、参加と協働の地域づくりを実践してきました。

一方で、課題の多様化や、複雑化・複合化などにより、既存の制度に留まらない地域づくりが求められています。

また、持続可能な社会を構築するためには、多様な出会いの機会・場を創出し、区民や事業者、行政が持つそれぞれのアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで、新たな価値創造を可能とする地域社会を実現していく必要があります。

## ■現状やこれまでの取組み■

- 各地区のまちづくりセンターでは、地域包括ケアの地区展開事業の一つである「参加と協働の地域づくり」を実施しています。

まちづくりセンターでは、地区の現状や課題を広く把握し、地区の課題解決に向けた取組みを促進するため、地区アセスメントを作成しています。

「福祉の相談窓口」に寄せられた区民の困りごとや、地域ケア会議、地区アセスメントから地区の課題を抽出し、四者連携会議で共有しています。

四者連携会議の結果を踏まえて、地区に必要な資源の分析をおこない、資源開発に結びつけています。

- 各地区での取組事例や地域活動を「地域包括ケアの地区展開報告会」にて報告し、共有することで、資源開発の手法等を学び、地区の資源開発に役立てています。

- 各分野においても地域づくりを進めています。

高齢	高齢者からの要請や地域の必要性に応じて、運動等の自主活動団体へ支援を実施しています。
障害	地域住民や他機関とのプログラム、商店街活動への参加、地域中学生職場体験受入れや調理実習などを実施しています。
子ども	児童館と地域子育て支援コーディネーター、社会福祉協議会地区担当者が連携し、地域人材の発掘や活動団体間の連携に向けたコーディネート等に取り組んでいます。
生活困窮	地域住民や社会福祉法人等と連携し、「ぱらっとホーム世田谷」でフードパントリ一事業を実施しています。

- 地区では高齢者を対象としたスマホ講座に学生のボランティアが参加するといったことや、認知症のアクションチームが子どもたちに認知症に関する絵本の読み聞かせを行うなど、少しづつではありますが、多世代交流や地域共生につながる取組みがはじまっています。

## ■今後の課題■

- 複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間のニーズを抱えた方を社会へつなぎ、伴走支援を実践するためには、多様な場・居場所づくりや、人と人、人と資源をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけ合う関係性を地域で生みだすことが重要です。
- 福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組みにも着目し、環境整備を行うことが必要です。
- また、多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームを形成することで、ワクワクする地域づくりを進めていく必要があります。

## ■取組みの方向性■

- 地区においては地区アセスメントを、地域においては(仮称)地域経営方針を区民参加により意見を伺いながら作成し、課題と対応の方向性を明らかにします。あわせて課題の共有化を図るとともに、参加と協働による課題の解決を促進します。
- 地区における四者連携を基盤に、共助による見守りネットワークづくりや身近なところで福祉の相談や手続きのできる環境の充実を図ります。あわせて福祉に関する社会資源の開発と福祉のまちづくりにおける区民との協働を推進します。
- 一つ一つの事業に多世代交流の視点を盛り込んで展開することで、多世代交流が可能な事業、施策、拠点を充実させていきます。

## (2)人権擁護の推進

### ■めざす姿①■

すべての区民の個人の尊厳が重んじられ、自発的な意思が尊重され、年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、多様性を認め合い、自分らしい生活が継続できています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重される必要があります。支援のニーズが多様化していることや、心身にかかる危険性や緊急対応の必要性に配慮しながら、本人の意思や意見を決定し、表明できるように支援する体制を整え、適切な機関が緊密に連携していくことが必要となります。また、認知症や障害等により判断能力が十分でない人においても、安心して公的な手続きや財産の管理ができ、必要な権利が守られる環境が必要です。

### ■現状やこれまでの取組み■

#### ○成年後見制度

- 認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方の権利を守るため、社会福祉協議会へ成年後見制度利用支援事業を委託し、相談や区民後見人養成などを行うことで、権利擁護事業に取り組んでいます。
- また、社会福祉協議会が設置する成年後見センターを中核機関として位置づけ、広報・相談・制度利用の促進、親族等の後見人支援等の機能を担うとともに、弁護士、司法書士、医師などの職能団体や支援機関、民間の金融機関を構成員とした地域連携ネットワーク会議を構築し、成年後見制度に関する課題解決に向けた検討や、情報共有をおこなっています。

#### ○認知症施策

- 区では、認知症の人(以下「本人」という。)を含むすべての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現を目指し、令和2年(2020年)10月に「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行しました。また、令和3年(2021年)3月には、本条例の推進計画として、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定し、認知症施策を総合的に推進しています。
- 認知症のおおよそ初期段階の方を対象とした認知症初期集中支援チーム事業や本人の尊厳と権利を最大限に尊重した専門職によるケアプランの作成等の際、本人の希望を聴きながら意思決定支援を行えるよう、支援者の意識醸成を図っています。

#### ○障害者の理解促進

- 心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現するために「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を令和5年(2023年)1月に施行しました。
- 手話を必要とする人の権利が尊重され、手話を必要とする人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会実現のため、「(仮称)世田谷区手話言語条例」を制定しました。

## ○子どもの権利

- 区は、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、平成13年(2001年)に 23 区初となる「世田谷区子ども条例」を制定しました。また、子どもに寄り添い、子どもの立場に立った問題の解決を目指し、公正・中立で独立性と専門性のある第三者からなる子どもの人権擁護機関「せたホッと」を平成 25 年(2013 年)に設置しました。
- 区は、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が確保された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現に向け、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱とした、予防型の児童相談行政への転換を図るため、令和2年(2020 年)年4月に児童相談所を開設しました。
- いずれも様々な相談機関等との連携により地域全体で人権擁護を推進しています。

## ○男女共同参画と多文化共生の推進

- 区は、男女共同参画社会及び多文化共生社会を形成し、すべての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会を実現するため、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を、平成30年(2018 年)4月に施行しました。
- 区は、男女共同参画の推進に向けて、人権の尊重や擁護といった根源的な視点に立ち、配偶者暴力相談支援センターの機能整備とその充実、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(子を産み育てるに關わる健康と権利)への配慮や健康支援、国や他自治体に先駆けて導入した「パートナーシップ宣誓」をはじめ LGBTQ の方に対する理解促進と当事者の日常生活の支障を取り除くための支援に取り組んでいます。
- 区では「世田谷区多文化共生プラン」を策定し、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安全・安心に暮らせる多文化共生のまち せたがや」を基本理念に外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進しています。

## ○犯罪被害者等への支援

- 犯罪は、ある日突然、一方的に巻き込まれ、被害者やその家族等の生活が一変してしまうことが少なくありません。またその影響は、精神面、身体面、経済面、生活上の問題、仕事や学校の問題など、多岐に及ぶ場合もあります。区は、令和3年(2021 年)6月に「犯罪被害者等相談窓口」を設置し、府内・関係機関と連携しながら、権利の主体である被害者等が、尊厳と損害を回復し、安全に安心して自ら希望する人生を歩んでいけるよう支援を行っています。

## ■今後の課題■

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。
- LGBTQの方は、性のあり様を否定されたり排除されたり、隠してきた経験などから、自分のセクシュアリティがそのまま受け入れられるのか、またこれまで築いてきた状況を変えることに対して、不安に思う方も少なくありません。  
性自認や性的指向が十分に尊重されながら、安心して支援を受けることができるよう、福祉的支援にかかる対応力の向上と体制の充実、利用できる制度や資源の拡充が求められています。

## ■取組みの方向性■

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年(2024年)4月に施行されます。区では各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課に「婦人相談員(令和6年(2024年)4月より女性相談支援員に名称変更)」を配置し、困難な問題を抱える女性が置かれた状況に応じて、適切な支援が受けられるよう丁寧な相談援助を行い、必要に応じ民間団体と連絡調整を行っていきます。
- LGBTQの方の性自認・性的指向が十分に尊重されながら、安心して支援を受けることができるよう、支援者が正しい知識を身につけ、対応力の向上を図るとともに、利用できる制度や支援資源を充実させていきます。



## ■めざす姿②■

「誰に対しても、いかなる理由があっても、暴力は許されるものではない」という共通認識を持つ地域づくりを行い、虐待やDVを防止するとともに、それらが発生した場合にも早期発見・早期対応し、すべての区民の権利が保障される社会を実現します。

虐待やDVの防止、早期発見・早期対応に向けては、虐待に関する相談支援体制の充実はもとより、相談支援の基盤となる関係機関や関係者の連携を強化していくことが必要です。

また、地域社会からの孤立や、不安・ストレス、経済的要因など様々な要素が重なることで発生する危険性が高まるとされています。小さなサインを見逃さず、受止め、寄り添い、早期に支援を行うことで、孤独を感じさせない地域づくりを実践する必要があります。

## ■現状やこれまでの取組み■

- 虐待通報件数や通告件数は増加傾向にありますが、実数に大きな変化はありません。これは相談対応が長期化するケースが増加しており、継続した対応が必要になっています。

### 【高齢者虐待(擁護者による虐待)】

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
通報	222件	219件	241件
認定	153件	153件	158件

### 【障害者虐待(擁護者による虐待)】

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
通報	12件	33件	14件
認定	7件	10件	7件

### 【児童虐待(児童相談所による対応)】

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
通報	2,132件	2,233件	2,356件
認定	1,652件	1,698件	1,771件

- 近年、区においても各種施設や保育園等の施設職員による虐待件数が増加しています。

### 【高齢者虐待(施設従事者による虐待)】

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
通報	13件	23件	39件
認定	5件	8件	13件

### 【障害者虐待(施設従事者による虐待)】

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
通報	10件	26件	16件
認定	3件	10件	4件

- DVに関する相談件数は年々増加傾向にありますが、実人数は大きく変わっていません。生活の崩れや生活・体調の不安も重なり深刻化しているケースや、子どもへの心理的虐待(面前DV)につながるケースなどが増加しており、継続した対応が必要となっています。

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
相談件数	2,287件	3,101件	3,381件
実人数	525件	492件	449件

## ■今後の課題■

- 複雑化・複合化したケースが増加しており、対応については世帯の支援ニーズではなく年齢や分野の条件が優先されるため、対応に苦慮しているケースがあります。個別の虐待に対し、被害者に寄り添い尊厳の回復に努めながら、状況に応じたきめ細かな支援を、横断的に実施する体制をさらに充実させていく必要があります。
- 虐待やDVの被害者が、みずから相談に行くのは思っている以上にハードルが高いため、周囲の人たちが「気づき」、苦しい状況に我慢する必要はないこと、自分は守ってもらう価値があることを伝え、相談窓口につながるように背中を押してくれるような理解者を増やしていくことが必要です。
- 施設の中で職員による虐待に対する対応が課題となっています。再発防止に加え、どのような行為がなぜ虐待にあたるのか共通認識を持ったうえで、これまで以上に「虐待はしない」という、意識の向上を図る必要があります。
- 一方で、施設職員の虐待に対する報道の過熱等により、施設職員が対応を萎縮することも発生しています。虐待が発生してしまった場合には、被害者支援につながる早期対応とともに、養護者や職員の支援も検討する必要があります。

## ■取組みの方向性■

- 虐待やDVの防止、早期発見・早期対応に向けて相談体制を更に充実させるとともに、警察をはじめとする関係機関や関係者の連携を強化していきます。また、区民一人ひとりに虐待やその防止に対する基本的知識の普及や正しい理解の促進を図ります。
- 虐待を行ってしまった人に対しても、世帯の背景や家族の成り立ち、個人の生育歴にも着目し、全体を捉えてアセスメントを行い、家族に寄り添った支援を実施していく、擁護者や施設の職員に対してもストレス緩和などの支援者支援を行うなど、多角的な視点を持って対応します。
- 虐待やDVは、地域社会からの孤立や、不安・ストレス、経済的要因など様々な要素が重なることで発生するリスクが高まります。擁護者や介護者等が地域において交流できる場づくりや、居場所につながることができ、発する小さなサインを見逃さず、受け止め、困りごとに寄り添い、孤独を感じさせない地域づくりを実践していきます。

### (3)福祉人材の確保・育成・定着

#### ■めざす姿■

区内の施設や事業所において、福祉サービスに必要な人材が確保され、質の高いサービスが提供されています。

安心して暮らしていくためには、質の高い福祉サービスが提供されている必要があります。

現在も福祉サービスを担う人材が不足している中、今後は生産年齢人口の減少が見込まれています。区内の施設や事業所において、福祉人材が確保され、研修等により育成し、定着していくことで安定した質の高い福祉サービスが提供されます。

#### ■現状やこれまでの取組み■

- 区では高齢、障害、子ども・子育ての各分野において、職員採用活動経費の支援や宿舎借り上げ支援、職員研修費用の支援などの福祉人材確保・育成・定着に関する支援を行っています。
- 世田谷区福祉人材育成・研修センターでは、以下の事業体系により、福祉人材の確保・育成・定着に向け、総合的に取り組んでいます。

福祉の理解	世代を超える、福祉の理解が進むよう各種の事業を実施 (夏休み福祉体験・小学生手話体験、福祉の出前入門講座など)
人材発掘・就労支援	入門講座や相談、面接会を実施し就労につなぐ (人材確保・人事管理セミナー、福祉のしごとはじめて相談など)
人材育成	専門性を高め、サービスの質の向上に向け各種研修を実施 (資格取得支援、福祉職のキャリアアップ講座など)
活動支援	仕事の悩み相談や事業所の活動やネットワークを支援 (福祉のしごと悩み相談、研修室貸出など)
福祉のしごと・先駆的な取組み	福祉の魅力や先駆的な取組みなどを発信 (福祉魅力発信、介護ロボット・ICTを活用した先駆的な取組み)

※介護の仕事は賃金が安く大変というイメージを刷新し魅力を発信する取組みを行っています。また、特別養護老人ホーム外国人職員交流会を開催し、新しいつながりも生まれています。

- 区内に身近な地域では、民生委員・児童委員が高齢者や障害者、児童等の虐待予防や早期発見等、地域福祉を推進する上で欠かせない存在となっています。区広報誌での活動紹介や区退職職員へ活動チラシを配布、小中学生のタブレットへ活動チラシを配信するなど、民生委員・児童委員活動を広く周知しています。
- 複雑化・多様化する区民の福祉ニーズに的確に対応していくため、区職員においては、キャリアステップの階層に応じた効果的な人材育成やジョブローテーションを計画的に行い、幅広い視野を持った保健福祉の総合力育成をめざした人材育成に取り組んでいます。
- 「世田谷で働く！」や「R60-SETAGAYA-」、三茶おしごとカフェでは、就活者が事業者

を知る機会を様々な切り口で設けてマッチングに繋げています。また雑誌 POPEYE とタイアップした冊子「きみも福祉の仕事してみない？」を発行し仕事の魅力をクリエイティブな観点で発信しています。

## ■今後の課題■

- 介護保険実態調査(事業者編)では、介護職員・訪問介護員の人材確保の状況について「大いに不足」「不足」「やや不足」と回答した事業所・施設の割合は約5割となっています。
- 障害福祉サービス提供事業所向けの実態調査では、人材確保の状況について「大いに不足」「不足」「やや不足」の合計が全体の7割となっています。
- 今後、全国的に現役世代の人口減少が見込まれる中、引き続き福祉人材の確保とともに、人材の育成・定着に向けた支援が必要となります。

## ■取組みの方向性■

福祉人材の確保に向けて、福祉に関する理解を進める取組みや魅力の発信を行います。

専門性や資格を必要としない業務を担当する人材を増やす等、専門人材が専門性の高い業務に専念できる環境の整備に取り組みます。(タスク・シフト/シェアの推進、ロボット・AI・ICT等の活用)

外国人や就労意欲のある高齢者、ボランティアを含めた地域の担い手など多様な人材の確保・育成に取り組みます。

福祉人材の専門性を高め、サービスの質の向上に向けて、各種研修の実施、資格取得支援などに取り組みます。

## (4)地区をバックアップする体制

### ■めざす姿■

区民に最も身近な区内28地区が地域福祉を推進し、その取組みを地域・全区がバックアップする体制が構築されています。

区内28地区の「福祉の相談窓口」では、福祉に関するあらゆる相談を受け付けています。また、受け付けた相談から地区の課題を抽出し、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館が連携して地域資源の開発を行っています。こうした地区的取組みを、地区と地域、地域と全区における相互の連携を充実させ地域・全区で支えます。

### ■現状やこれまでの取組み■

- 地区で解決が困難な課題については、保健福祉センターをはじめとした地域レベルの専門機関が福祉サービスの導入、情報提供、専門相談等の支援を行い、地区をバックアップしています。
- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズの増加により、つなぎ先やバックアップする機関が不明確になり、地区で滞留してしまう事例も発生しています。

#### 【地域レベルの組織】

保健 福祉 セ ン タ ー	生活支援課	生活困窮等に関する支援施策について、各地区のあんしんすこやかセンターをはじめ、各種支援機関と連携するほか、民生委員の地区協議会等を通じ、情報提供を行っています。
	保健福祉課	福祉の相談窓口で解決できない高齢者や障害者虐待など困難事例に対し、関係機関と連携し、福祉サービスの導入や人権を守る成年後見制度の活用を行うなど、福祉のセーフティネットの役割を担っています。また、地域版地域ケア会議を開催し、地域に共通した課題の解決に取り組んでいます。
	健康づくり課	子育てや栄養・歯科・こころの健康等の健康相談に関する連携及び子育て家庭や健康に関する地区課題・社会資源等に関する情報提供等を行っています。
	子ども家庭支援課	健康づくり課と一体的な運営により、妊婦のあらゆる相談や、子どもと家庭の総合相談として、子育てや保育園入園の相談、またDV等の女性相談等を受けるとともに、要保護児童支援地域協議会等を通じて地区の見守りネットワークの強化を図っています。
	地域障害者相談支援センターぽーと	年齢や障害種別を問わず、相談に応じます。適切なサービス、施策を利用できるように区、指定相談支援事業者、サービス提供事業者、あんしんすこやかセンター等の関係機関との協力・連携等を行います。

- 地域でも解決が困難な課題については、本庁組織が広域の資源開発・施策横断的な政策立案により対応しています。

【全区レベルの組織】

本庁組織	地区・地域では解決が困難な課題を検討し、解決へ向けた広域の資源開発・施策横断的な政策立案、制度化を行っています。
保健医療福祉総合プラザ	保健センター 健康増進、健康情報発信及び健康診断の専門拠点機能、がん対策を支える中核的機能、障害者相談支援機能等を行っています。
	福祉人材育成・研修センター 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な取組みを行っています。
	認知症在宅生活サポートセンター 認知症施策の総合的な推進拠点として、認知症の本人・家族支援及びあんしんすこやかセンターのバックアップ等を行っています。
基幹相談支援センター	全区的な対応が必要なケースや困難ケース、精神科病院からの地域移行、医療的ケア児(者)への対応等を行っています。また、地域障害者相談支援センター連絡会の開催もしています。
児童相談所	原則18歳未満の子どもに関する相談や通告、家族等の援助を行っています。
成年後見センター	判断能力が十分でなくなっても、引き続き住み慣れた地域で暮らせるための、成年後見制度の利用に関する相談窓口です。
ぷらっとホーム世田谷 (生活困窮者自立相談支援センター)	「生活に困っている」、「就職したい」、「債務などの支払いや家計面で困っている」など経済的な問題と合わせて、生活上の様々な困りごとを抱えた方の相談窓口です。
世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」	年齢を問わず、ひきこもり当事者の方や家族を支援する相談窓口です。
住まいサポートセンター	高齢の方、障害のある方、ひとり親世帯の方などの居住を支援する事業を実施するとともに、住まいに関する区の事業や施策、サービス、催し物等の情報を発信しています。

■今後の課題■

- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた事例も、地区で滞留することなく適切な支援に繋がれるバックアップ体制が必要です。
- 福祉分野だけでは解決が困難な課題が増えてきているため、分野横断的な全区レベルでのバックアップ体制の強化が必要です。

■取組みの方向性■

複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方の課題については、地域の保健福祉センターを中心にチームを組織し、チームで支援する体制を整えます。

全区レベルにおいては、地区・地域では解決が困難な課題の解決へ向けた取組みを強化するため、広域の資源開発・施策横断的な政策立案を行うとともに、福祉分野以外との連携を進めます。



## (5)先進技術の積極的な活用

### ■めざす姿■

先進技術の積極的な活用により、区民の福祉が向上しています。

多様化・増大化していく保健福祉ニーズに人材不足という状況が加わり、厳しい状況に置かれていますが、一方で、近年はICT技術をはじめとした先進技術が急速に発展しています。区では、先進技術を柔軟に、かつ、積極的に導入することで区民の福祉向上を目指します。

### ■現状やこれまでの取組み■

- 介護ロボットの使用による介護従事者の負担軽減・介護人材の確保と、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境整備を目的とした、介護ロボット等導入支援事業を実施しました。令和元年度(2019年度)は特別養護老人ホームや認知症グループホームなど、20の施設・事業所から申請があり補助を実施し、介護環境の改善や質の向上につなげました。
- デジタル環境整備促進事業を実施し、施設介護職員の定着支援に努めました。9法人(10事業所分)から申請があり、見守り支援機器や介護記録ソフトと連動した通信機器、施設内の通信環境整備に係わる費用を助成しました。
- 福祉の相談窓口と総合支所などを映像システムでつなぐ仕組みを整備し、令和4年度(2022年度)よりモデル地区を設定し実施しています。総合支所に行かなければできなかった相談や相談に伴う手続きの支援を、オンラインを活用して実施し、利便性の向上を図っています。(再掲)
- 平成28年度(2016年度)より、世田谷区医師会と玉川医師会が主体となって医療・介護事業者向けの情報共有システムを導入しており、各地区において医療機関とあんしんすこやかセンター・や介護事業所等の迅速な情報共有に活用しています。

## ■今後の課題■

- 人材不足の中においては、先進技術の活用による福祉人材の負担軽減が求められています。
- 直接相談窓口に来ることができない方のための相談窓口が必要です。
- チームによる支援を機能させるためには、タイムリーに情報共有できる仕組みが必要です。

## ■取組みの方向性■

福祉の仕事の持つ対面的な関わりの価値を尊重しながら、区民や事業者にとって有効な AI 等の先進技術は柔軟に取り入れていきます。

これまでの人を中心とした見守りから、ICT を活用した見守りの方策を検討します。

ICT 技術を活用し、直接相談窓口に来ることができない方でも支援に繋がれる仕組みを検討します。

チームで支援を展開していく際に必要となる、情報共有システムを構築します。

DX や SDGsなどの社会経済環境の変化を前提に、区内産業のイノベーションを創出・加速させ地域経済の持続的な発展を目指す拠点が旧池尻中学校跡地にできるため、連携を図っていきます。

## (6)保健福祉サービスの質の向上

### ■めざす姿■

保健福祉サービスの質が維持・向上される仕組みが機能しています。

世田谷版地域包括ケアシステムでは、あらゆる区民を対象に相談を受け付け、その人に必要な支援に繋げていきますが、相談窓口や保健福祉サービスの質が担保されていなければ、区民は安心して利用することができません。世田谷版地域包括ケアシステムの質を向上するために、各種保健福祉サービスの質の維持・向上に取り組みます。

### ■現状やこれまでの取組み■

- 区は、事業者に第三者評価受審を勧奨し、施設ごとに受審費用補助を実施しています。外部の評価機関が福祉サービスを専門的かつ客観的な立場で評価することで、事業者は評価に基づきサービスの見直しに取り組み、質の向上に取り組むことが出来ています。また、受審情報を公表することで、事業者は運営の透明性を担保し、利用者に力を入れた取組みをPRすることが出来ています。利用者は公表された評価結果を元に、保健福祉サービスを選択する情報を収集することができます。
- 区では、法令基準に基づく福祉サービス事業者への指導検査を行っています。地方分権改革、法令改正等に伴う区の指導権限拡大に対応し、各所管課で担当を明確にするなど組織・体制を整備し、毎年度計画を策定して実施しています。
- 区が行う保健福祉サービスや、介護保険サービス、障害福祉等サービス、子ども・子育てサービスの苦情申立てを受け付ける、苦情審査会を設置しています。審査会は保健・医療・福祉・法律等の分野の外部委員で構成しており、中立公正な立場で審査し、区長へ意見を述べています。区長は審査会の意見を尊重してサービス等の改善に努めます。関係機関や区の相談窓口との連携を通して、苦情審査会制度を周知してきました。これまで、審査会の意見を元に、認可保育園の入園選考基準の見直し等の制度改善を図った他、苦情の再発防止のために窓口・広報の改善に取り組んできました。
- 保健福祉サービスの利用者が良質なサービスを安心して利用できる環境づくりを推進するため、平成18年(2006年)に保健福祉サービス向上委員会を区長の附属機関として設置しました。委員会は、保健・医療・福祉・法律等の分野の外部委員で構成しています。委員会は、第三者評価結果の活用方法や、苦情対応・事故防止について調査・審議を行い、区は委員会の意見を尊重し、各種取組みに反映させています。令和4年度(2022年度)からは、困難事例を抱えた支援者を支援するために、分野横断的な課題など、困難事例の解決に向けた調査・審議を行い、支援現場に還元しています。

## ■今後の課題■

- 第三者評価について、高齢・障害分野における居宅系サービスや認可外保育施設など、受審率が低いサービスがあります。
- 指導検査について、指導権限拡大に伴う対象事業所数の増加等もあり、指導の機会をより一層確保する必要があります。
- 苦情審査会は事業者のサービスの質の向上につながる仕組みであるとともに、区民のためのセーフティネットの仕組みでもあることから、より一層、制度を周知していく必要があります。
- 苦情審査会とサービス向上委員会の取組みを、より的確に現場にフィードバックしていく工夫が必要です。

## ■取組みの方向性■

これまで実施してきたサービス改善、質の向上の取組みは継続して行います。その上で今後は、苦情審査会やサービス向上委員会における取組みをより一層現場にフィードバックすることに努め、全体の質の向上に繋げていきます。

## (7)福祉文化の醸成

### ■めざす姿■

地域で暮らすあらゆる人が福祉に関心を持ち、福祉文化が醸成されています。

健康で安定した生活を送っている時は、福祉というものはどこか他人事で関心を持ちづらいものですが、多様な人が地域でともに暮らしていくためには、困りごとを抱えていない人にも福祉に関心をもっていただくことが必要です。すでに行われているボランタリーな活動を支援していくとともに、関心の薄い方々への普及啓発を行い、福祉文化の醸成を目指します。

### ■現状やこれまでの取組み■

- 区では、ボランティア活動希望者をサポートし、活動に結びつけていくため、世田谷ボランティア協会と連携し、ボランティア登録サイト「おたがいさま bank」を構築しています。
- 区は世田谷ボランティア協会に委託し、NPO 等市民活動の相談窓口を開設し、任意団体の立ち上げ・運営や、NPO 法人の設立などの相談に応じています。
- 世田谷ボランティア協会では、ボランティアコーディネート事業として、ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている個人・グループ・団体等の相談をボランティアセンターやボランティアビューローで受け、活動のコーディネートを実施しています。また、ボランティア学習事業として、区内の中学校・高校・大学から依頼を受けて、授業の中で「ボランティア入門講座」等の実施や、夏休み中の子どもや若者を対象にした、ボランティアの体験型プログラムを実施しています。
- 社会福祉協議会では、身近な地域で地域活動の手伝いをしていただくボランティアである地区サポーターや、仕事や趣味等で培われてきた特技を地域活動の場で披露したり教えたりする特技ボランティアを募集しています。
- また、社会福祉協議会では、区の「せたがやフードドライブ」事業で集められた家庭からの未利用食品や民間企業や事業所などから食品提供を受け、子ども食堂や食の支援を必要とする家庭にお渡しする地域で支える食の支援活動に取り組んでいます。
- 区では、シンポジウムやイベント等を開催し、区民等の福祉の理解を深めるとともに、当事者とその家族が必要な支援につながる環境づくりに向けた普及啓発を図っています。

令和4年度 (2022年度)	ヤングケアラー・若者ケアラー支援シンポジウム
	世田谷区自立支援協議会シンポジウム
	世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」開設記念シンポジウム
	世田谷区制90周年・希望条例2周年記念イベント
	犯罪被害者等支援シンポジウム

- 寄附は誰でも参加することができる一つの社会貢献です。福祉分野においても、多くの方から区へ寄附をいただいており、地域福祉の推進のために活用しています。特に、世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金においては、基金の対象と目的を明確にしたことにより、多くの賛同を得ることができました。

基金名	累計寄附金額(H26～R3年度分)
世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金	210,551,073 円
世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金	20,946,965 円
世田谷区子ども基金	83,600,622 円
世田谷区地域保健福祉等推進基金	434,331,519 円

## ■今後の課題■

- ボランタリーな活動への支援をさらに充実していく必要があります。
- 自分事として捉えられていない方に対して、あらゆる機会を通して普及啓発していく必要があります。
- 誰もが差別や偏見の対象とならずに安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉に関する区民の理解を広めていく必要があります。

## ■取組みの方向性■

資源や施設、ノウハウの提供などにより、地域住民による活動を支援することで、地域住民の福祉についての関心を高めています。

地域住民に向けた講演や研修、住民同士が福祉について話し合い意見交換できる場などを開催し、福祉に関心を持ってもらえるような取組みを推進します。

また、高齢者が高齢者を支える時代に向けては、「支える・支えられる」という関係性だけでなく、「お互い様」「支え合うパートナー」という意識の醸成にも取り組みます。

# 第5章 計画の推進に向けて

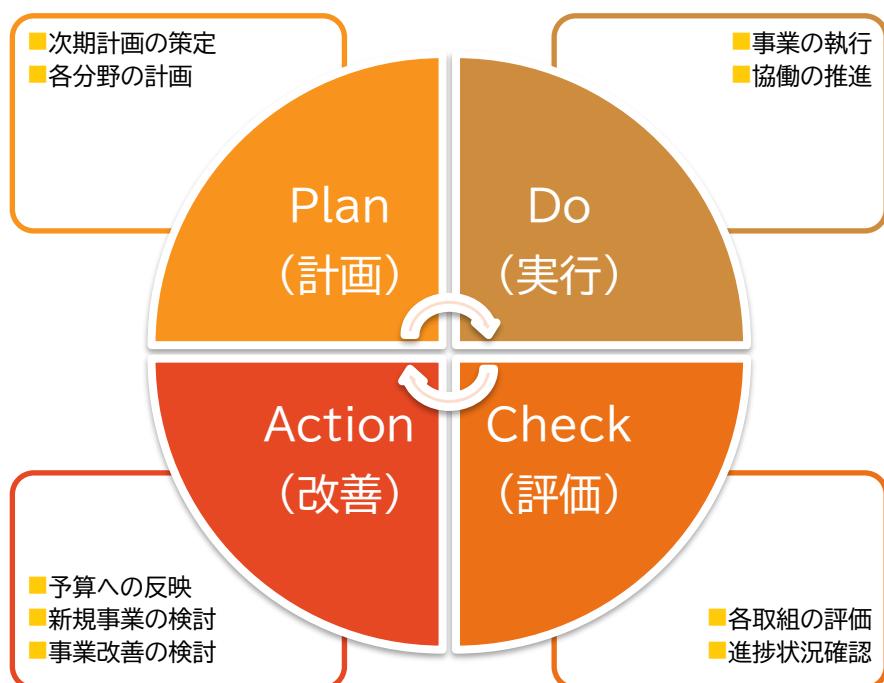
## 第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルマネジメントに沿って、施策・事業の進捗状況調査を定期的に実施します。

施策・事業の進捗状況調査結果は、「地域保健福祉審議会」に定期的に報告し、評価・検証を行い、本計画の進行管理を行います。

施策・事業の進捗状況調査結果は、区民、事業者、関係団体などに公表し、情報共有を図ります。

図表 PDCA サイクルマネジメント



## 第2節 評価指標

本計画では、施策の進捗状況を評価する指標を設定します。

なお、法や制度、社会経済状況等の大きな変化があった場合は、計画期間中においても、適宜、見直しを行います。



# 世田谷区成年後見制度利用促進基本計画

令和 6 ~ 1 3 年度（2024~2031 年度）

～尊厳のある自分らしい生活の継続と  
地域社会へ参加できる地域づくりをめざして～

令和 5 年 10 月

## 目 次

### 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け及び計画期間
- 3 成年後見制度におけるSDGsへの貢献

### 第2章 成年後見制度の現状と課題

- 1 全国の現状
- 2 区の現状
- 3 現状からみえた課題

### 第3章 計画の考え方と施策の目標

- 1 計画の考え方
- 2 施策の目標

【参考】 報酬助成について  
申立て費用助成について  
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について

### 第4章 計画の推進体制

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分でなくなり、自分一人では、契約や財産管理などが難しい方でも、自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守り、法的に支援する制度です。

認知症高齢者が増加している中、この制度を十分に普及させていくために、国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。この法律では区市町村に対して、制度利用の促進に関する基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることと明示されたことを踏まえて、区は「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画」を策定しています。

区では、「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、世田谷区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が設置する成年後見センターを中心機関として位置づけ、広報・相談、制度の利用促進、親族等の後見人支援等の機能を担うとともに、弁護士、司法書士、医師などの職能団体や支援機関、民間の金融機関を構成員とした地域連携ネットワーク会議（協議会）を開催し、成年後見制度に関する課題解決に向けた検討や、情報共有等を行うなど、制度の利用促進に向けて取り組んでいます。

一方、国は、新たに令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」（以下「第二期計画」という。）を策定しました。

これを踏まえ、区は新たに「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の利用促進に向けて、取り組むものとします。

## 2 計画の位置付け及び計画期間

### （1）計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく市町村計画として位置付けます。

また、世田谷区地域保健医療福祉総合計画（以下「総合計画」という。）に含まれるものとします。

### （2）計画期間

総合計画期間に合わせて、令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間とします。

## 3 成年後見制度におけるSDGsへの貢献

「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の

略称であり、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択され、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられました。17 の大きな目標と、達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。本計画は、S D G s の理念である「誰一人取り残さない」社会を念頭において施策を推進します。

### 【特に本計画と関連する目標】

アイコン	ゴールの名称等
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

## 第2章 成年後見制度の現状と課題

### 1 全国の現状

#### (1) 成年後見制度の利用者数

平成28年の成年後見制度の利用の促進に関する法律施行後、一貫して増加しています。令和3年度の総人口に占める全国の利用者数の割合は、「0.19%」でした。

なお、参考までに、東京都人口に占める東京都の利用者数の割合は、「0.19%」で、世田谷区人口に占める世田谷区の利用者数の割合は、「0.17%」となっています。

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
後見	171,858件	174,680件	177,244件
保佐	38,949件	42,569件	46,200件
補助	10,983件	12,383件	13,826件
任意	2,652件	2,655件	2,663件
合計	224,442件	232,287件	239,933件

※厚生労働省「成年後見制度の現状（令和4年8月）」より抜粋

#### (2) 成年後見制度申立ての件数

平成28年の成年後見制度の利用の促進に関する法律施行後、増加傾向にあります。

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
後見	26,476件	26,367件	28,052件
保佐	6,745件	7,530件	8,178件
補助	1,990件	2,600件	2,795件
任意	748件	738件	784件
合計	35,959件	37,235件	39,809件

※最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（令和3年1月～12月）」より抜粋

## 2 区の現状

### (1) 認知症高齢者及び障害者等の状況

世田谷区の高齢者人口は増え続けており、中でも後期高齢者（75歳以上）が増えて います。特に、成年後見制度等の支援が必要と推定される、認知症の日常生活自立度 の判定がⅡ以上の方の人数は、4年間で約1,200人増加しています。

また、精神障害者の方も、4年間で1,800人増加しています。

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
①	38,756人	39,505人	40,045人	40,934人	41,143人
②	23,441人	23,990人	24,090人	24,413人	24,681人
②/①	60.5%	60.7%	60.2%	59.6%	60.0%

① 第1号被保険者の要介護認定者

② 認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の方

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
③	19,947人	19,215人	19,231人	18,815人	18,516人
④	4,474人	4,199人	4,292人	4,276人	4,366人
⑤	5,648人	6,187人	6,715人	6,794人	7,448人

③ 身体障害者手帳所持者 ④ 愛の手帳所持者 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳所持者

### (2) 成年後見制度の利用者数

利用者数は、平成30年度以降、年間1,600件前後で横ばいです。

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見	1,257件	1,241件	1,186件	1,160件
保佐	236件	245件	263件	266件
補助	75件	78件	83件	92件
任意	41件	46件	53件	53件
合計	1,609件	1,610件	1,585件	1,571件

※東京家裁（立川支部含む）が管理している数を集計

### (3) 成年後見センターでの相談件数

成年後見センターにおける相談件数は、ここ数年増加傾向です。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,445件	1,360件	1,489件	1,678件	1,981件

#### (4) 成年後見区長申立ての件数

令和4年度の直接的要因は不明ですが、地域連携ネットワークの構築や支援者向け研修などにより成年後見制度の理解が進んだものと考えられます。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
67件	52件	44件	47件	76件

#### (5) 区民成年後見人の状況

	平成30年度末	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	159人	165人	165人	157人	159人
②	17件	11件	8件	16件	12件

①区民成年後見支援員登録者

②区民成年後見人新規受任件数

#### (6) 認知度調査結果

令和3年度に実施した区政モニターアンケートでは、成年後見制度の認知度は61.4%（「よく知っている」(11.1%)「少し知っている」(50.3%)）あり、認知されつつあります。（対象者数195人 有効回答数189人）

認知度	令和3年度	令和5年度
よく知っている	11.1%	13.8%
少し知っている	50.3%	44.4%
よく知らないが聞いたことがある	28.0%	28.6%
全く知らない	10.1%	13.3%
無回答	0.5%	0%

#### (7) 報酬助成の件数

報酬助成については、一貫して増加傾向にあります。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
30件	45件	55件	60件	66件

### 3 現状からみえた課題

全国的な傾向や世田谷区の現状を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

#### (1) 成年後見制度の利用に関する課題

認知症高齢者や精神障害者等の成年後見制度等の支援が必要と推定される方が増加し、相談件数も増加しているにも関わらず、利用者数が伸びない原因は、制度自体の難しさや申立ての煩雑さ、そして費用面にもあると考えられます。

制度を必要としている方が利用しやすく感じていただくために、制度の普及啓発と相談体制の充実及び申立て手続き支援が重要です。特に、自ら助けを求めることが難しい方については、支援者及び親族などの支援関係者が必要な支援に繋げていくことが重要です。また、費用を負担することが難しい方への申立て費用及び報酬の助成も必要です。

#### (2) 支援する側のスキルアップ

制度を利用するすべきですが、本人が利用を拒否したり、必要性を自覚していなかったり、親族から制度の利用を拒否されるケースが多くあり、支援者は対応に苦慮しています。

また、認知症、精神障害、知的障害と生活困窮等の課題が複合化した対応に時間をするケースが増加しており、後見人等が選任された以降も支援者によるチーム支援が重要です。

支援においては、利用者が適切に意思決定支援を受けられるよう、支援者に対して意思決定支援の理解を浸透させていくなど、支援する側の更なるスキルアップが必要です。

#### (3) 担い手の確保・育成

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題を踏まえ、成年後見制度等の支援が必要と推定される方が増加し、今後、制度の需要が高まることが想定される中、地域共生社会の実現のためにも、区民後見人等の育成・活躍支援を推進する必要があります。

また、中核機関を担う社協では、法人後見を受任しています。虐待等の対応が複雑で時間を要するケースや、低所得で後見報酬を得られないケース、長期間の受任となる若年の障害者等を中心に受任していますが、今後もこのような状況が増えることが想定される中で、永続的、安定的に受任を求められる法人後見業務を担っていくことは大きな課題となっています。そこで、社協以外の新たな法人後見の担い手の確保が必要です。

## 第3章 計画の考え方と施策の目標

### 1 計画の考え方

#### 基本目標

地域共生社会の実現に向け、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分ではない方も、等しく個人としての尊厳が重んじられ、自発的意思が尊重され、自分らしい生活の継続と地域社会への参加ができる、地域づくりをめざす

第二期計画の基本的な考え方である「地域共生社会の実現に向けた権利擁護の推進」、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」と成年後見制度の趣旨でもある「ノーマライゼーション、自己決定権の尊重」を踏まえて、本計画の基本目標とします。

基本目標の実現に向けて、以下の施策の目標を定めます。

【目標1】成年後見制度の普及啓発及び利用促進

【目標2】権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と支援者のスキルアップ

【目標3】成年後見人等の担い手の確保・育成の推進

## 2 施策の目標

### 【目標1】成年後見制度の普及啓発及び利用促進

#### (1) 取組みの方向性

制度利用が必要な場合でも自ら助けを求めることが難しい方に対し、支援者等が必要な支援に繋げていくことが重要となります。そのために、支援者に対する制度の普及啓発を今後重点的に取り組みます。また、費用を負担することが難しい方への申立て費用及び報酬助成の仕組みを検討し、制度の利用促進に繋げていきます。

#### (2) 主な取組み内容

##### ① 成年後見制度の普及啓発

区のおしらせや成年後見制度ハンドブック、区、社協のホームページを利用して啓発を行っていきます。啓発用通信を発行し制度の周知と利用案内を行ない、利用促進を図ります。

また、弁護士による申立てや制度説明を目的とした「成年後見セミナー」や、遺言や相続、自分の将来を考えるきっかけとする「老い支度講座」を実施し、法定後見制度や任意後見制度の普及に引き続き取り組んでいきます。

なお、任意後見制度を適切に運用するため、適切な時機に任意後見監督人の選任の申立てが行われるよう中核機関やあんしんすこやかセンター等の関係機関と権利擁護支援チーム（※）が連携していきます。

さらに、区は区民の成年後見制度に対する認知度を、区政モニターなどを活用して定期的に把握し、認知度が上がるよう、普及啓発に努めます。

認知度	令和7年度	令和9年度	令和11年度	令和13年度
よく知っている	14%	16%	18%	20%
少し知っている	54%	56%	58%	60%

※権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健、福祉、医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組み。

##### ② 成年後見制度の相談支援

判断能力が低下した高齢者や障害者の生命・財産を守り、地域での生活を継続できるよう、相談員による専門相談、各地域での相談会、弁護士による無料の専門相談（「あんしん法律相談」）を実施し、成年後見制度の利用促進を引き続き行っています。

権利擁護支援を必要としている方は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もあります。本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決

定の支援や必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用に繋げることが重要です。そのために、引き続き支援する側として、主に区職員、あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員など福祉関係者のほか、医療関係者への制度周知に取り組んでいきます。

また、後見人選任後の様々な課題の相談についても中核機関である成年後見センターで対応するとともに、後見人選任後の相談窓口の周知を図ります。

事業名	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
相談件数					

### ③ 申立て及び親族後見人支援

後見等申立てを考えている方へ申立て支援を行い、希望する方については、後見人の候補者の推薦を成年後見センターで行っていきます。

親族が後見業務を行う場合に、安心して業務に取り組むことができるよう、相談会の実施や定期報告書類作成を援助するなど後見人等の活動を支援します。

また、親族後見人等が相談しやすくなるよう、電子媒体を用いての相談対応について検討します。

事業名	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
申立て支援件数					
親族後見人継続支援件数					

### ④ 成年後見区長申立ての実施

区長が老人福祉法等に基づき、家庭裁判所に後見等開始の申立て手続きを行います。

申立てにあたっては、庁内検討会や成年後見センター事例検討委員会において、後見等の業務内容の検討や後見人等の候補者の推薦等を行い、迅速かつ円滑な制度利用に繋げます。

事業名	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区長申立て件数					

### ⑤ 申立て費用及び後見報酬の助成

家庭裁判所に申立てする場合、申立て費用が必要となります。生活保護受給者や住民税所得割非課税などの生活困窮者で申立て費用を支払うことが困難である方に対し、申立て費用の助成を行います。なお、弁護士や司法書士などの専門家に申立ての手続きを依頼した場合の支援手数料も助成対象としており、煩雑な手続きは専門家

に任せ、気軽に制度を利用できるよう支援します。

また、後見人等や後見監督人等が選任された場合、報酬が必要となります。申立て費用の助成と同様、生活保護受給者や住民税所得割非課税などの生活困窮者で報酬を支払うことが困難である方に対し、報酬の助成を行います。

## 【目標2】権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と支援者のスキルアップ

### (1) 取組みの方向性

課題が複合化した対応に時間をするケースが増加しており、より一層、権利擁護支援チームによる支援や意思決定支援が重要となっています。中核機関は確実にチームによる支援が行えるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化に努めるとともに、意思決定支援の取組みを浸透させるため、支援者向け研修の充実を図ります。研修は、オンラインの活用を進めます。また、支援者が必要に応じて法律・福祉の専門職の助言が得られるよう、専門職による相談機能を充実させていきます。

### (2) 主な取組み内容

#### ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき構築した地域連携ネットワークを強化していきます。具体的には、世田谷区成年後見制度地域連携ネットワーク会議において、「後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築」等に取り組み、関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動できるようにします。

### 【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能を強化するための取組～

※厚生労働省「第二期計画の策定について 参考資料」より引用

地域連携ネットワークの機能を強化するためには、以下の3つの視点を持って自発的に協力して取り組むことが必要となります。

- ① 異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点
- ② 様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点
- ③ 多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組	
促進「共通理解」の視点	成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報含む）
	権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）
	選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透
	意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透
活躍「多様な主体の参画・」の視点	地域で相談・支援を円滑に繋ぐ連携強化
	中核機関と各相談支援機関との連携強化
	都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成
	専門職団体による専門職後見人の育成
	地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援
	制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化
づくり「機能強化のためのしくみ」の視点	各相談支援機関等の連携のしくみづくり
	成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり
	成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり
	市町村と都道府県による市長村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築
	家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

## ② 支援者による意思決定支援の浸透

本人の自己決定権を尊重し、本人の意思及び選好や価値観を反映させる意思決定支援の取組みが支援者や地域住民に浸透するよう研修等を通じて継続的に普及・啓発を行います。

## ③ 重層的支援体制整備事業との連携（地域社会への参加の支援）

成年後見制度利用促進に係る取組みと重層的支援体制整備事業は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っています。いずれも地域共生社会の実現に向け、本人が社会との繋がりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりに繋がるものです。

両者の効率的・効果的な実施のため、国が実施する両者の制度を理解するための研修を活用するほか、定期的な事例検討や情報共有の機会を設定します。

具体的な連携は次のとおり、整理・検討していきます。

ア 多機関協働事業者と中核機関の連携

多機関協働事業者に繋がれた事例のうち、特に、権利擁護支援に関する課題を抱えた方については、多機関協働事業者と中核機関が連携して対応します。

また、中核機関において受け付けた相談のうち、本人やその世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が難しい事例については、多機関協働事業者に繋ぎ、各支援関係機関と連携して支援にあたります。

イ 重層的支援会議・支援会議における中核機関の参加

重層的支援会議・支援会議において、本人やその世帯に対して権利擁護支援が必要な場合には、中核機関に参加を依頼します。

ウ 包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組みの連携

包括的相談支援事業者と中核機関が連携して対応します。

また、中核機関においても、介護や障害、子ども、生活困窮等の他制度による支援が必要な場合は、当該制度と連携し、支援します。

エ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見利用促進に係る取組みの連携

アウトリーチ支援事業者において、権利擁護支援に関して、支援の手が届いていない方への支援を行う際は、中核機関が連携しながら対応します。

また、中核機関においても、複雑化・複合化した課題を抱えていても支援の手が届いていない方に対して支援を行う場合は、アウトリーチ支援事業者と連携して支援を実施します。

オ 参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組みの連携

区民成年後見支援員の活躍の場として、参加支援の取組みに協力します。

また、成年被後見人に対する支援において、既存の事業や既存のチームでは対応できない個別ニーズ等を抱えており、社会参加に向けた支援を行う必要性がある場合には、参加支援事業者、成年後見人等などが連携して対応します。

④ 必要に応じた法律・福祉等の専門職による相談機能の充実

事例検討委員会において、後見人等の候補者の選定だけでなく、受任後の事例について、相談・助言できるよう事例検討委員会の機能の充実と活用を図ります。

## 【目標3】成年後見人等の担い手の確保・育成の推進

### (1) 取組みの方向性

区民成年後見人の育成はもとより更なる活躍支援のため、専門職の受任ケースを区民成年後見人がスムーズに引き継ぐことができるよう検討し、より幅広い受任ルートを確保します。また、法人（組織）として受任すべきケースの受け皿を確保するため、法人後見の新たな担い手の育成を行っていきます。

### (2) 主な取組み内容

#### ① 区民成年後見人の養成及び活動支援

成年後見制度利用促進法に基づき、増加する高齢者や障害者の権利擁護を支援する体制を確保するため、区民成年後見人養成研修を開催し、区民成年後見人を養成していきます。修了者は、区民成年後見支援員に登録して社協の法人後見ケースの支援員活動や研修を通して知識やスキルの向上も図りつつ区民成年後見人の受任を目指します。

また、成年後見制度の利用支援・普及啓発などを地域で行う人材としても、育成していきます。

なお、区民成年後見人が後見人に就任した場合には、社協が監督人に就き、後見業務の支援や家庭裁判所への報告資料の確認等を実施し、制度の適正な運用を行っていきます。

事業名	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区民成年後見人等受任者数					

#### ② 専門職後見人受任ケースを区民成年後見人に引き継ぐ方式の検討

区民成年後見人の活躍の機会を増やすため、社協が法人として受任しているケースで、課題がある程度落ち着いたものは、区民成年後見人に引き継ぎます。

さらに、専門職が受任しているケースを区民成年後見人に引き継げるよう基準や検討のしくみづくりを進めています。

#### ③ 法人後見の新たな担い手の育成

中核機関は、比較的長期間にわたり制度を利用される障害者や、支援困難な事例など、制度利用の増加が見込まれる中、新たな法人後見の担い手確保のため、法人後見実施団体を育成するためのしくみや基準づくりを進め、法人後見実施団体との情報共有や交流に取り組むとともに、新たな法人が法人後見を実施する際には、監督人を積極的に受任し社協で蓄積した法人後見のノウハウや経験を提供し、支援していきます。

## 【参考】報酬助成について（※事務費は助成対象外）

後見人等への報酬を支払うことが困難で、一定の要件に当てはまる方に報酬を助成します。

### ◆助成の対象

成年後見人・保佐人・補助人・成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人への報酬

### ◆助成の対象となる方

- (1) 助成金の交付申請日において生活保護法に基づく保護を受けている方
- (2) 生活保護を受けていない者であって、後見人等の報酬を負担した後の収入資産等の額が生活保護法に基づく保護の基準により算出された最低生活費を下回り、かつ現金預金が100万円未満の方
- (3) 助成金の交付申請日において住民税が所得割非課税であり、かつ後見人等の報酬を負担した後の現金預金が100万円未満の方
- (4) 助成金の交付申請日において介護保険法施行規則第113条第4号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第27条に規定する境界層に該当し、かつ、後見人等の報酬を負担した後の現金預金が100万円未満の方

### ◇申請を行う前に死亡した場合

当該後見人等が家事事件手続法に基づき報酬の付与に係る審判を受けており、かつ、報酬に充てる相続財産がない者で、次のいずれかに該当するとき

- (1) 当該後見人等が後見等の事務を行った期間において、被後見人等が生活保護法に基づく保護を受けていたこと。
- (2) 生活保護を受けていなかった者であって、後見人等の報酬を負担した後の収入、資産等の額が生活保護法に基づく保護の基準により算出された最低生活費を下回ること。
- (3) 当該後見人等が後見等の事務を行った期間において、被後見人等の住民税が所得割非課税であったこと。
- (4) 当該後見人等が後見等の事務を行った期間において、被後見人等が介護保険法施行規則第113条第4号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第27条に規定する境界層に該当したこと。

### ◆助成の対象とならない方

親族が後見人等の方

### ◆助成金の交付額

報酬の付与に係る審判により告知された報酬の月当たりの額（28,000円を上限とする。）に当該報酬の付与の対象とされた月数を乗じて得た額とする。

### ◆申請期限

後見人等が報酬の付与に係る審判の告知を受けた日から90日以内

~~~~~

### ◇その他

成年後見センターでは、区民成年後見人に報酬を助成しています。

## 【参考】申立費用助成について

家庭裁判所への申立て費用の負担が困難で、一定の要件に当てはまる方に申立費用を助成します。

### ◆助成の対象となる方

助成の申請時において、以下の（1）～（4）のすべての要件を満たしている方。

- (1) 審判の対象者又は審判の申立者であること。
- (2) 審判の対象者が、次のアからカまでのいずれかに該当すること。
  - ア 世田谷区の生活保護法に基づく保護を受けていること。
  - イ 世田谷区に住民登録を有していること。
  - ウ 世田谷区が行う介護保険の被保険者であること。
  - エ 世田谷区が行う国民健康保険の被保険者であること。
  - オ 世田谷区による老人福祉法に基づく措置を受けていること。
  - カ 世田谷区による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支給決定を受けていること。
- (3) 審判の対象者及び審判の申立者の両者が、次のアからエまでのいずれかに該当すること。
  - ア 生活保護法に基づく保護を受けていること。
  - イ 生活保護を受けていない者であって、収入、資産等の額が生活保護法に基づく保護の基準により算出された最低生活費を下回り、かつ現金預金が100万円未満であること。
  - ウ 住民税の所得割が非課税であり、かつ、現金預金が100万円未満であること。
  - エ 介護保険法施行規則第113条第4号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第27条に規定する境界層に該当し、かつ、現金預金が100万円未満であること。
- (4) 助成の申請をしようとする申立費用について、本事業以外の助成制度を利用し、重複して助成等を受けていないこと。

### ◆助成対象経費

- (1) 申立て手数料及び後見登記手数料
- (2) 審判書の送達・送付費用（返還分を除く。）
- (3) 鑑定費用
- (4) 診断書作成費用
- (5) 住民票の発行手数料
- (6) 戸籍謄本の発行手数料
- (7) 後見人等の登記がされていないことの証明書の発行手数料
- (8) 不動産全部事項証明書の発行手数料
- (9) 専門家に申立ての手続きを依頼した場合の支援手数料

### ◆助成金の交付額

- (1) 助成金の額は、前項に規定する費用として要した額の合計額とする。
- (2) 前項にかかわらず、申請時に提出された審判書謄本に、申立手続費用について

の審判の対象者又は審判の申立者の負担についての指示がある場合の助成金の額は、前項の額からこれらの者の負担とされた経費の額を控除した額とする。

(3) 助成金の上限額は、1件の審判申立てにつき30万円とする。ただし、上記(9)専門家に申立ての手続きを依頼した場合の支援手数料については、20万円を上限とする。

◆申請期限

後見人等開始の審判確定日から180日以内

【参考】日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について

※原則、在宅サービスであり、入院・入所する前に利用できるサービスです

(1) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）とは

判断能力が十分でない、または生活に不安のある高齢者や障害のある方が住み慣れた世田谷で安心して暮らせるよう、自宅を定期的に訪問し、福祉サービスに関する情報の提供や相談受付、預貯金の払い戻し等の支援、見守りを行う制度です。

(2) 事業内容

① 福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心してご利用できるように、契約手続き等のお手伝いをします。

ア 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談

イ 福祉サービスの利用における申込み、契約の援助

ウ 福祉サービスの利用料金の支払い援助

エ 福祉サービスの苦情を解決するための手続きの援助

② 日常的金銭管理サービス

日常の暮らしに欠かせない、金銭の支払いなどをお手伝いします。

ア 年金や福祉手当の受領に必要な手続き援助

イ 社会保険料、公共料金、家賃などの支払い手続き援助

ウ 病院への医療費の支払い援助

エ 日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れ、解約の手続き援助

③ 書類等預かりサービス

大切な書類、通帳、印鑑などを預かります。

ア 年金証書

イ 預貯金の通帳

ウ 権利証

エ 契約書類

オ 実印、銀行印◆助成の対象となる方

(3) 利用料金

| 福祉サービスの利用援助           | 日常的金銭管理サービス  | 料金                                          |
|-----------------------|--------------|---------------------------------------------|
| ○                     | —            | 1回1時間までは1,000円<br>(1時間を超えた場合は、30分まで500円を加算) |
| ○                     | 通帳を本人が保管する場合 | 1回1時間までは2,500円<br>(1時間を超えた場合は、30分まで500円を加算) |
| ○                     | 通帳を預かる場合     | 1ヶ月1,000円                                   |
| 書類等の預かりサービス（財産保全サービス） |              | 1ヶ月1,000円                                   |

※詳細は、社協にご確認ください。

支援を必要とする方の権利が適切に守られるためには、成年後見制度の利用に至る前から、寄り添った支援が行われる体制も重要です。区としても、成年後見制度の利用を必要とする方が、適切に日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）から成年後見制度へ移行できるよう支援していきます。

## 第4章 計画の推進体制

区は成年後見の利用を促進するため、成年後見センター運営委員会（関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度の理解と利用の促進を図るため設置。医療・法律福祉関係者等により構成）において、専門職や医師、区民などの意見を聴きながら、推進に取り組みます。また、地域保健福祉審議会や世田谷区認知症施策評価委員会を通じて進捗状況を報告します。

# **世田谷区 再犯防止推進計画(案)**

**令和 6~13 年度(2024~2031年度)**

**令和5年(2023 年)10 月  
世田谷区**

# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の主旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象者
- 4 計画期間
- 5 再犯防止とＳＤＧｓ

## 第2章 再犯防止を取り巻く状況

- 1 国および東京都の取組み
- 2 再犯者に関する状況
- 3 保健医療・福祉サービスに関する状況
- 4 就労・住居確保に関する状況
- 5 非行少年に関する状況
- 6 更生保護に関する状況

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 再犯防止における区の役割
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

## 第4章 再犯防止に関連する施策

- 1 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 2 就労・住居確保の支援
- 3 非行防止と修学支援の充実
- 4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

## 第5章 計画の推進体制

### 資料編

- 1 計画の策定経過
- 2 世田谷区再犯防止推進計画検討委員会設置要綱
- 3 世田谷区再犯防止推進計画検討委員会委員名簿

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の主旨

### (1) 犯罪や再犯者の現状

全国における刑法犯の検挙人員は、平成16年（38万9,297人）をピークに減少を続け、令和3年（17万5,041人）には戦後最少となりました。

再犯者数は減少傾向にある一方、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の割合を示す「再犯者率」は上昇傾向にあり、令和3年には48.6%となっています。検挙された人の半数近くが再犯者という状況です。

再犯防止の取組みは、これまで主に刑事司法機関が実施してきました。しかし、犯罪をした人等の多くは、安定した仕事や住居が確保できないまま矯正施設を出所する人、薬物等への依存がある人、高齢者や障害者など、様々な困難を抱えています。再び罪を犯すことを防ぐためには、地域社会で孤立することなく、必要な支援を受けられる環境づくりが必要です。

### (2) 国・東京都の動き

このような状況を踏まえ、国と東京都では以下のような動きがありました。

平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律 制定

平成29年12月 第一次再犯防止推進計画 閣議決定

令和元年 7月 東京都再犯防止推進計画 策定

令和元年12月 再犯防止推進計画加速化プラン 閣議決定

令和5年 3月 第二次再犯防止推進計画 閣議決定

### (3) 区の計画策定までの動き

区では、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支えることを目的とした「社会を明るくする運動」をはじめ、就労・住居確保の支援、保健医療・福祉サービスの提供など、再犯防止に資する様々な取組みを進めてきました。

今後、関係機関や民間団体等と連携して再犯防止の取組みを総合的に推進し、犯罪をした人等の立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを実現するため、再犯防止推進計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」に包含します。

本計画では、再犯防止を目的とした取組みのほか、保健医療・福祉サービスや就労・住居確保の支援など、再犯防止に資する取組みや副次的な効果として再犯防止につながる取組みも推進します。

### 3 計画の対象者

本計画の対象者は、再犯防止推進法で定める「犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者）」です。

これには、矯正施設を退所した人だけではなく、警察で微罪処分になった人や検察で不起訴処分（起訴猶予）となった人、裁判所で刑の執行を猶予された人、保護観察に付された人などが含まれます。

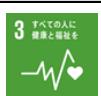
### 4 計画期間

令和6～13年度（2024～2031年度）（8年間）

### 5 再犯防止とSDGs

「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年9月の国連サミットで採択され、令和12年（2030年）までに世界中で達成すべき事柄として掲げられました。17の大きな目標と、達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。本計画は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を念頭において施策を推進します。

#### 【特に本計画と関連する目標】

| アイコン                                                                                | ゴールの名称等                                                               | アイコン                                                                                | ゴールの名称等                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 3 すべての人に健康と福祉を<br>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する                    |  | 10 人や国の不平等をなくそう<br>各国内及び各国間の不平等を是正する                                                              |
|  | 4 質の高い教育をみんなに<br>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する              |  | 16 平和と公正をすべての人に<br>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  | 8 働きがいも経済成長も<br>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する |  | 17 パートナーシップで目標を達成しよう<br>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                                  |

※出典：外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

## 第2章 再犯防止を取り巻く状況

### 1 国および東京都の取組み

#### (1) 国の再犯防止推進計画

国は、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組みが重要であるとの認識のもと、平成28年12月に「再犯防止推進法」を制定、平成29年12月に「第一次再犯防止推進計画」、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

第二次再犯防止推進計画では、5つの基本方針の下、7つの重点課題が設定されています。

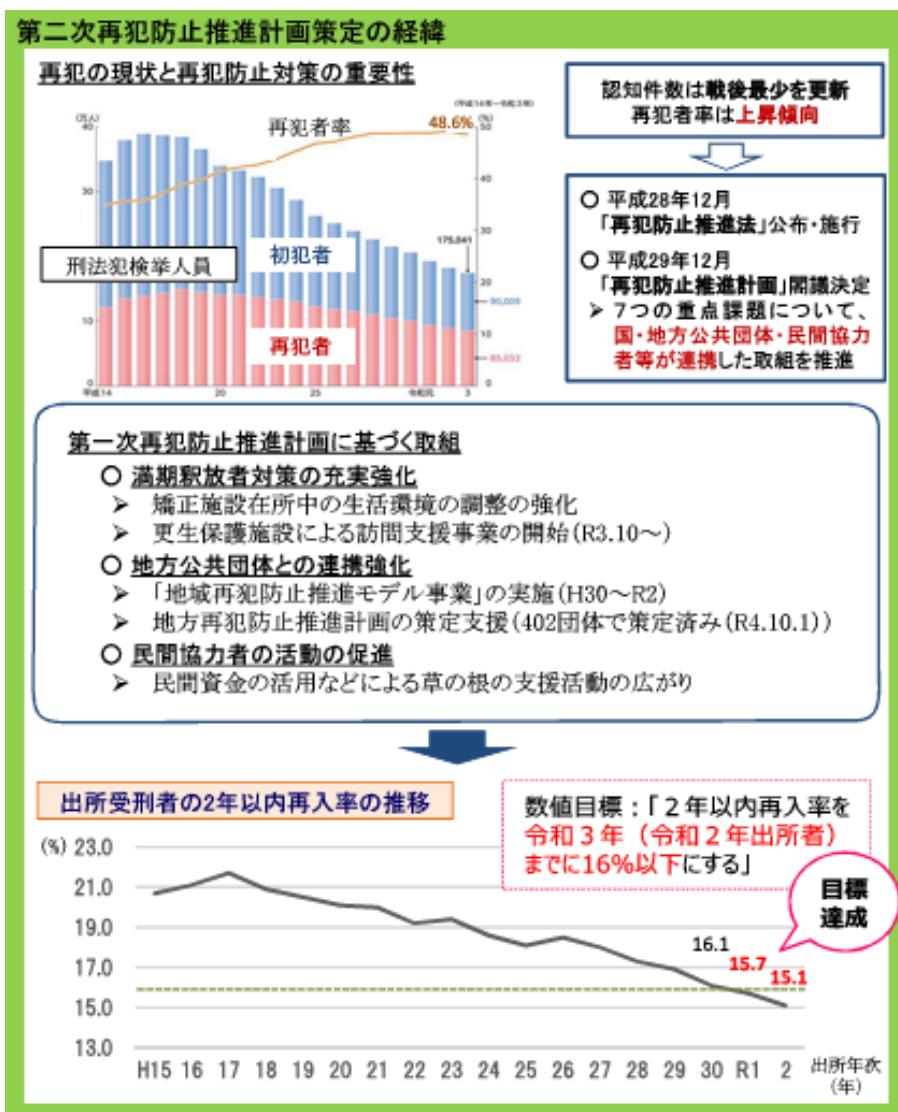
#### < 基本方針 >

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取などして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

#### < 重点課題 >

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

## <国の第二次再犯防止推進計画策定の経緯>



※出典：国「第二次再犯防止推進計画（概要）」

## (2) 東京都の再犯防止推進計画

東京都は、再犯防止推進法の趣旨や、誰もが社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も踏まえ、令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

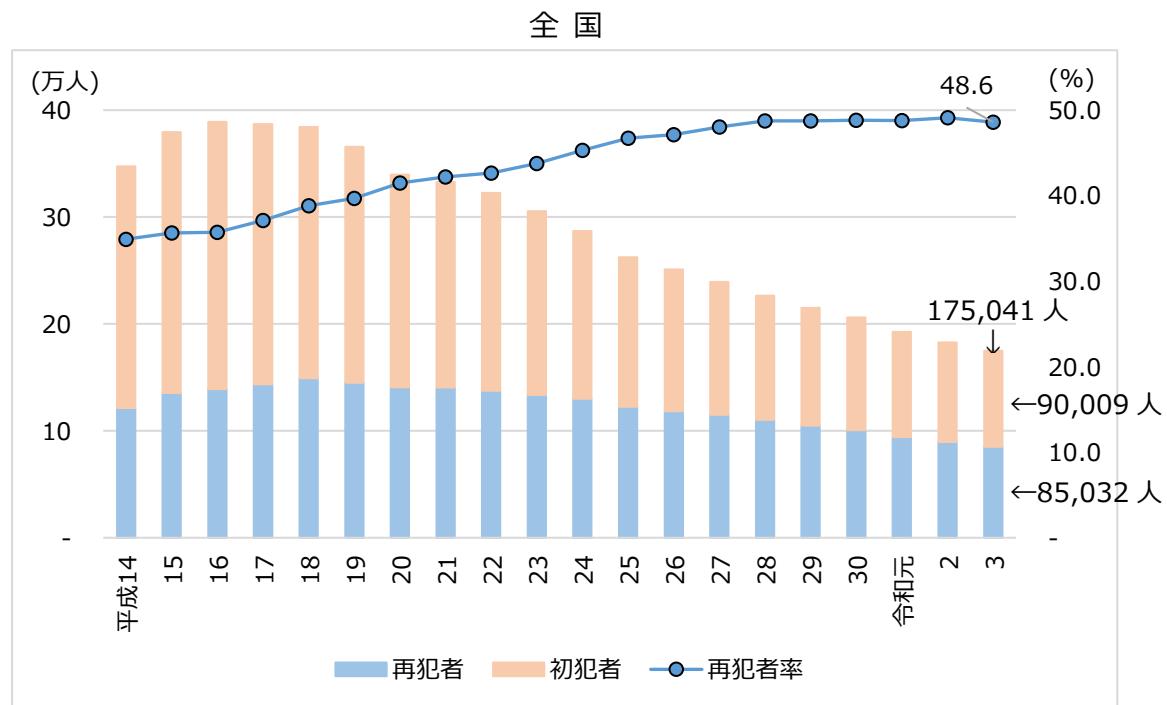
### < 重点課題 >

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備等

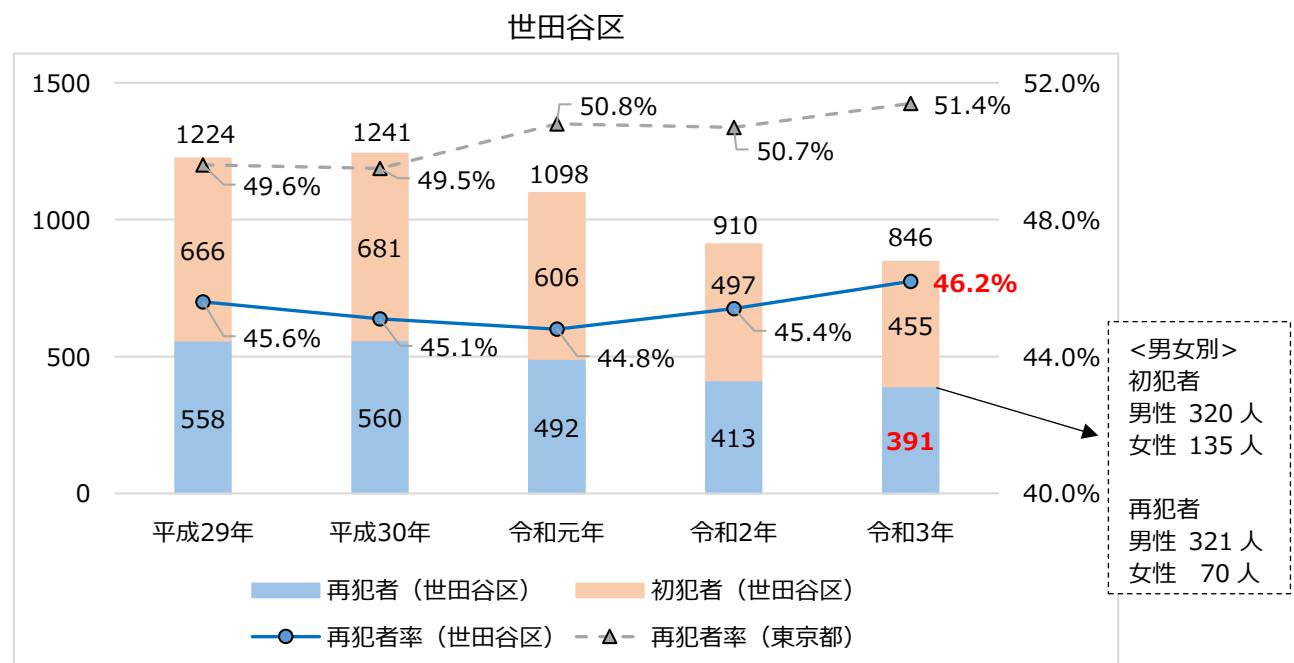
## 2 再犯者に関する状況

### (1) 刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率（全国、世田谷区）

全国の刑法犯検挙者数は、年々減少しており、再犯者数より初犯者数の減少が上回る状況が続いています。世田谷区の令和3年の再犯者数は391人、再犯者率は45%近くをほぼ横ばいで推移しております、東京都平均は下回るもの、検挙された人の半数近くが再犯者という状況です。



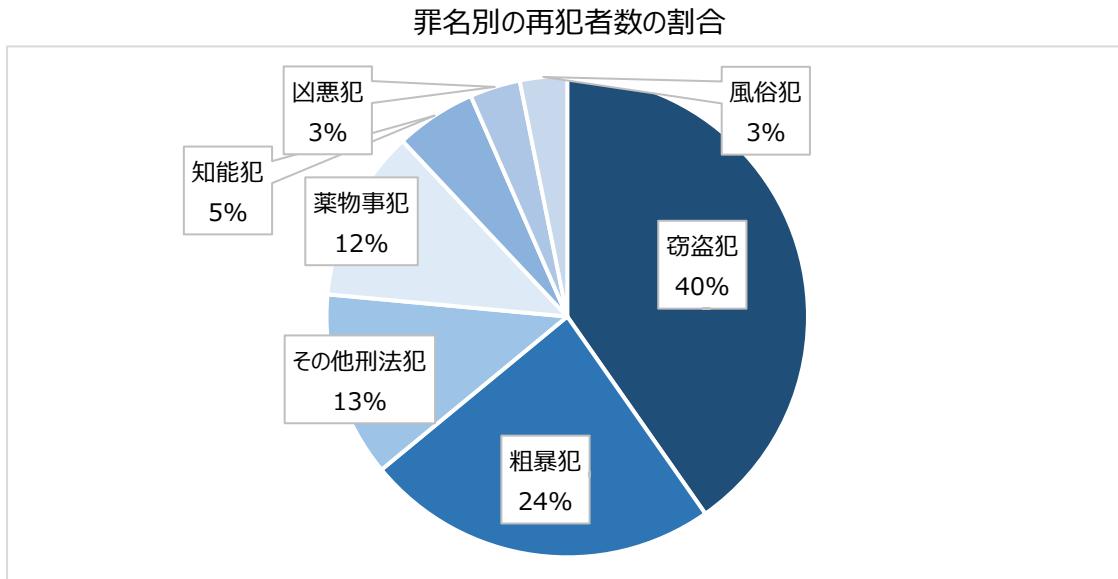
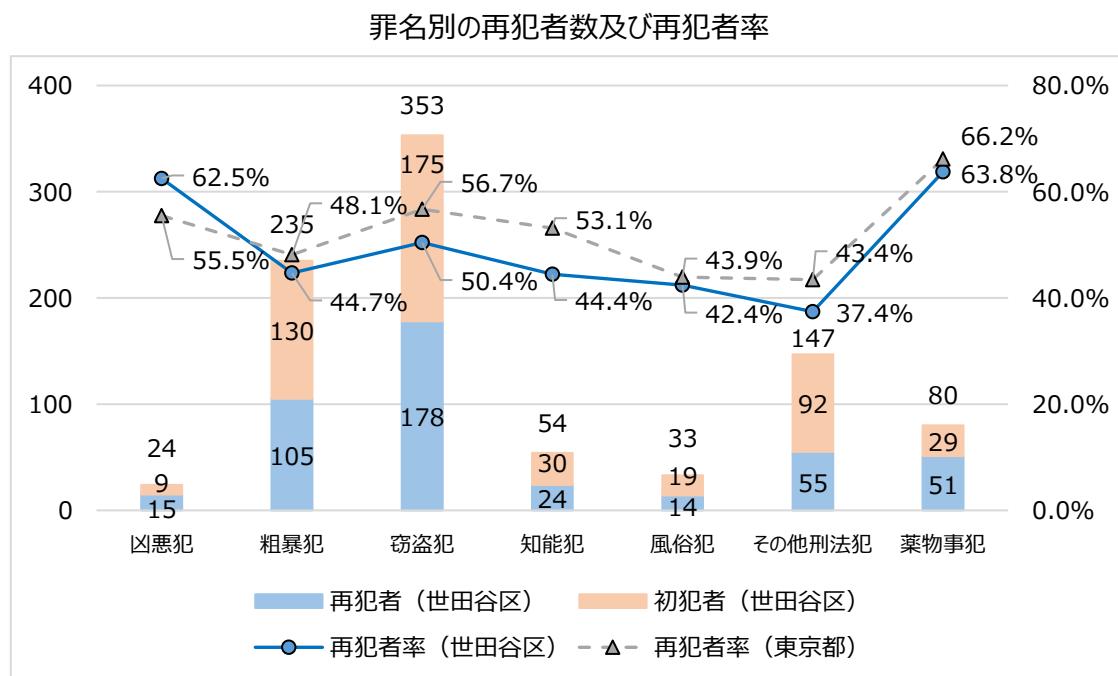
※出典：令和4年度版犯罪白書



※出典：法務省矯正局提供資料。20歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まない。

## (2) 罪名別の再犯者数及び再犯者率（世田谷区：令和3年）

世田谷区で再犯者数が多い罪名は、窃盗犯で約4割を占めています。また、再犯者率について、窃盗犯と薬物事犯は約5割以上となっており、東京都と同様に高い傾向にあります。



※出典：法務省矯正局提供資料。20歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まない。

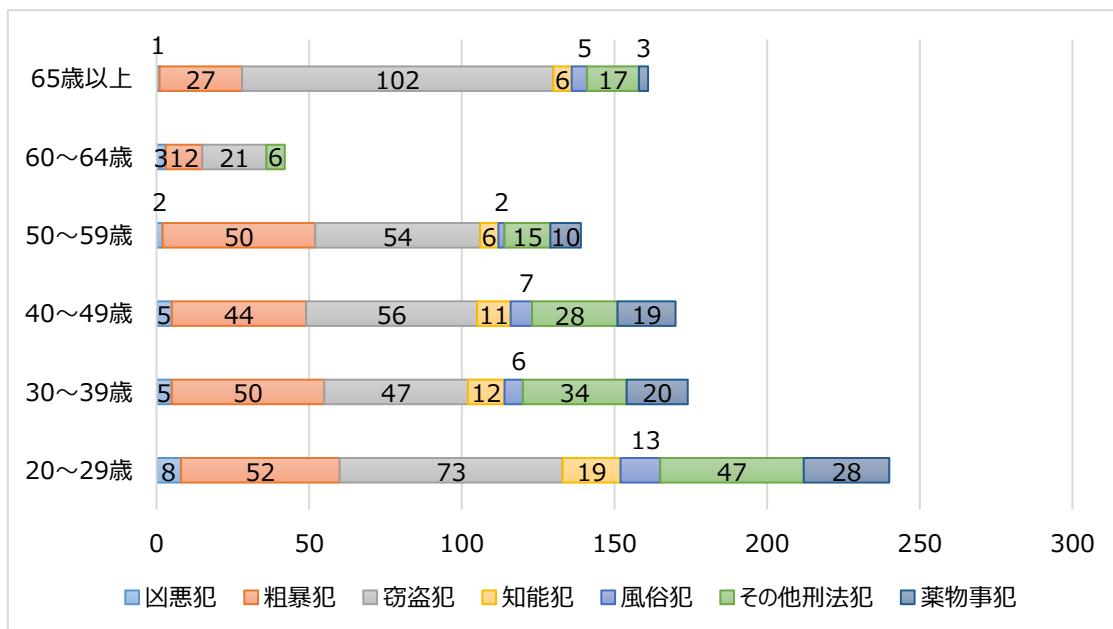
### <参考：罪名種別>

|      |                         |        |                    |
|------|-------------------------|--------|--------------------|
| 凶悪犯  | ：殺人、強盗、放火、強姦等           | 粗暴犯    | ：暴行、傷害、脅迫、恐喝等      |
| 窃盗犯  | ：万引き、空き巣等               | 知能犯    | ：詐欺、横領、偽造等         |
| 風俗犯  | ：公然わいせつ等                | その他刑法犯 | ：公務執行妨害、住居侵入、器物損壊等 |
| 薬物事犯 | ：覚せい剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法違反 |        |                    |

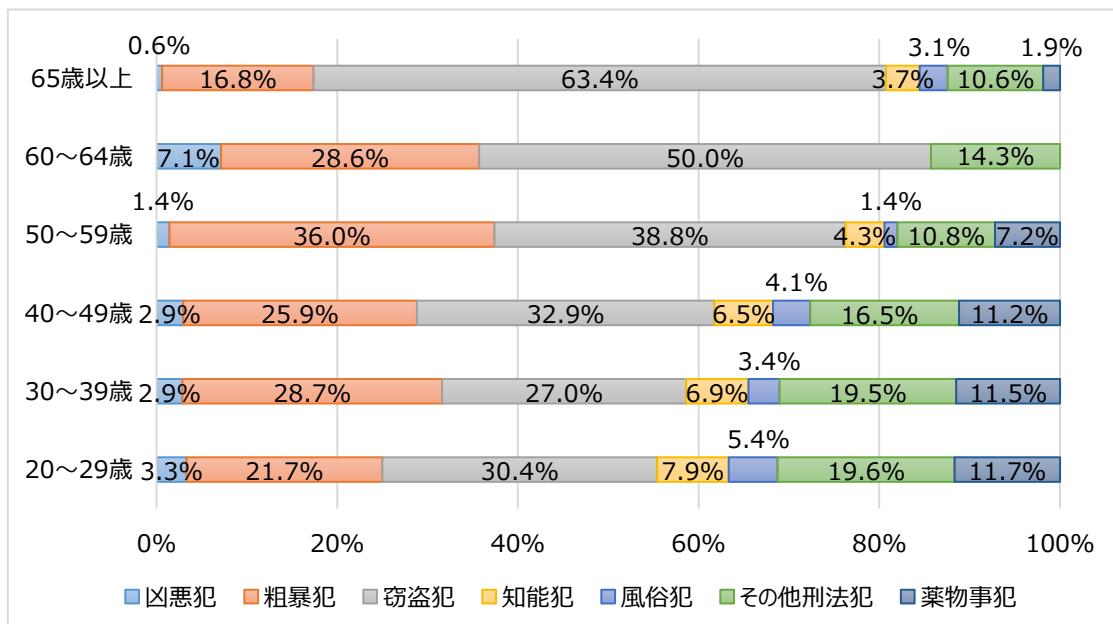
### (3) 年代別・罪名別の検挙者数及び構成比（世田谷区：令和3年）

世田谷区の年代別の検挙者数（刑法犯及び薬物事犯）は、20～29歳が240人で最も多く、約2.5割を占めています。また、罪名別では、60歳以上で窃盗犯の割合が顕著に高くなっています。

年代別・罪名別の検挙者数



年代別・罪名別の構成比



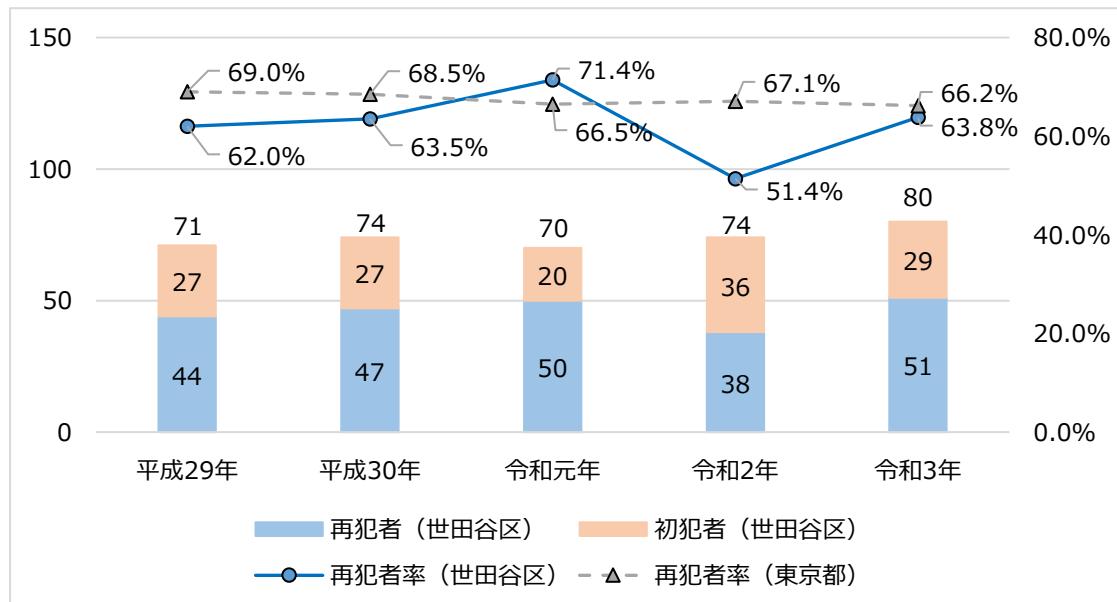
※出典：法務省矯正局提供資料。20歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まない。

#### (4) 薬物事犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率（世田谷区）

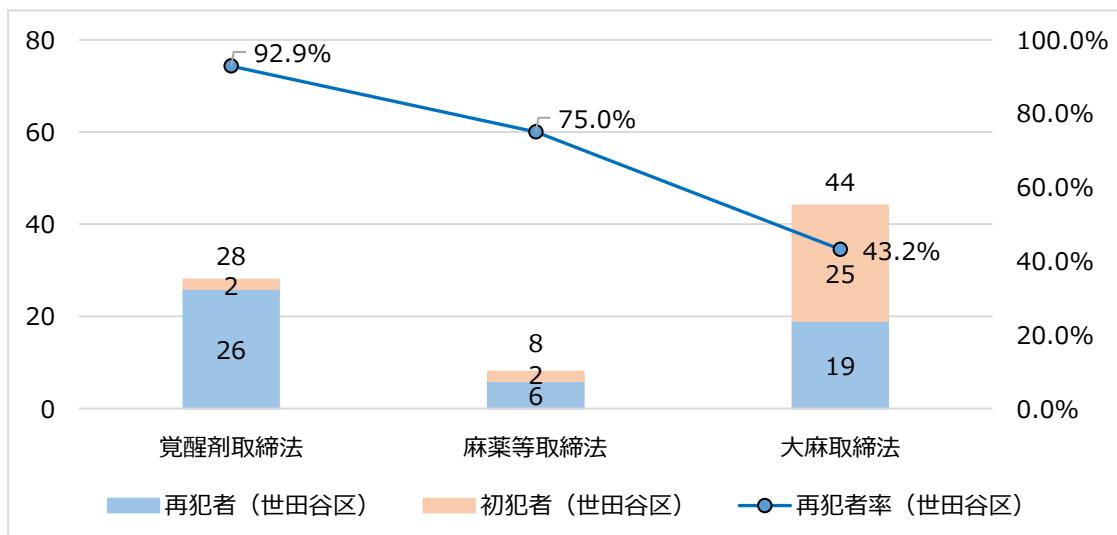
世田谷区の薬物事犯検挙者数及び再犯者数はほぼ横ばいで推移していますが、再犯者率は高く、特に覚せい剤取締法違反の再犯者率は過去5年平均で約8割となっています。

また、全国的な傾向として、覚せい剤取締法の検挙者数が減少傾向にある一方、若年層を中心に大麻取締法の検挙者数が増加しています。

薬物事犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率



罪名別の内訳（令和3年）

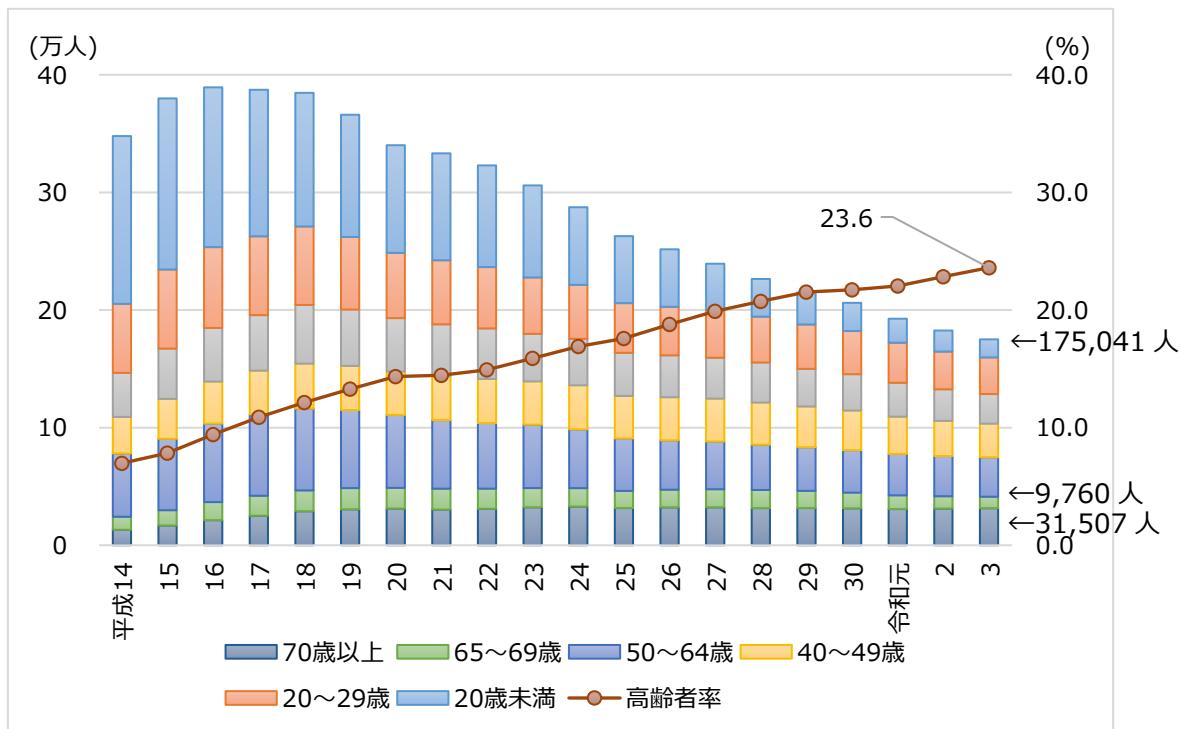


※出典：法務省矯正局提供資料。20歳以上の検挙者等のみで、少年の検挙者は含まない。

### 3 保健医療・福祉サービスに関わる状況

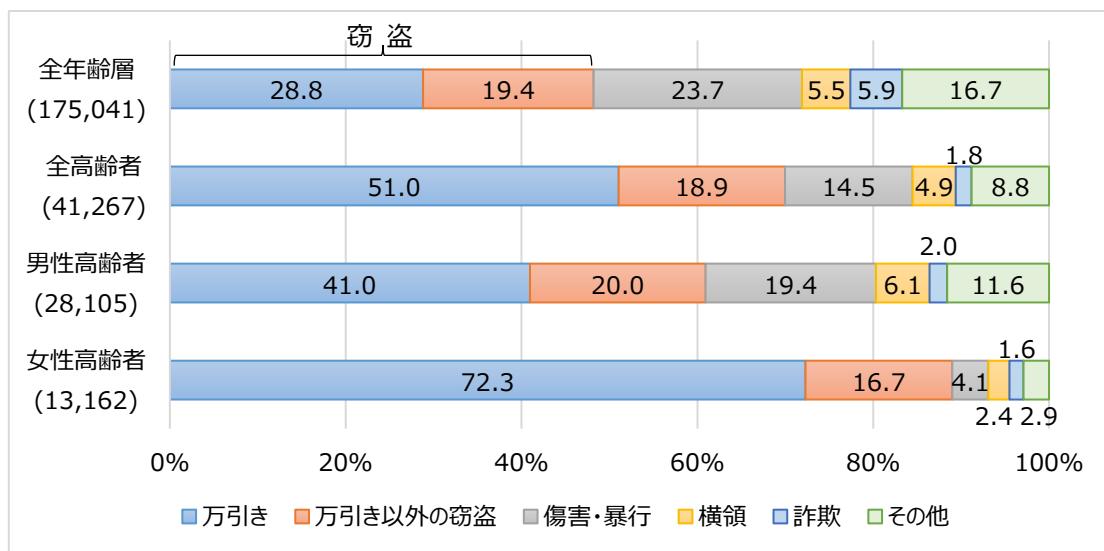
#### (1) 刑法犯検挙者数中の高齢者率（全国）

全国の刑法犯検挙者数中の高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることからほぼ一貫して上昇し、令和3年は23.6%でした。



#### (2) 刑法犯検挙者数中の高齢者の罪名別構成比（全国：令和3年）

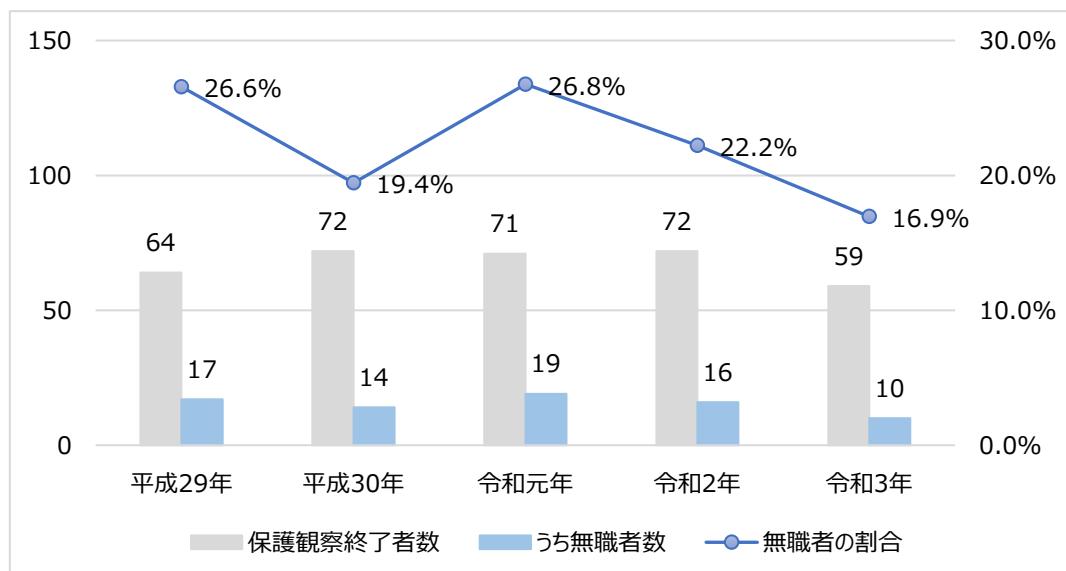
全国の刑法犯検挙者数中の高齢者の罪名別構成比は、窃盗の割合が顕著に高く、特に女性高齢者では約9割が万引きを含む窃盗となっています。



## 4 就労・住居確保に関する状況

### (1) 保護観察終了時に無職である人の数及び割合（世田谷区）

世田谷区の保護観察終了時に無職である人の数は、全国的に保護観察終了者数自体が減少していることもあり、ほぼ横ばいで推移しています。



※出典：東京保護観察所提供的資料

### (2) 協力雇用主の状況（世田谷区）

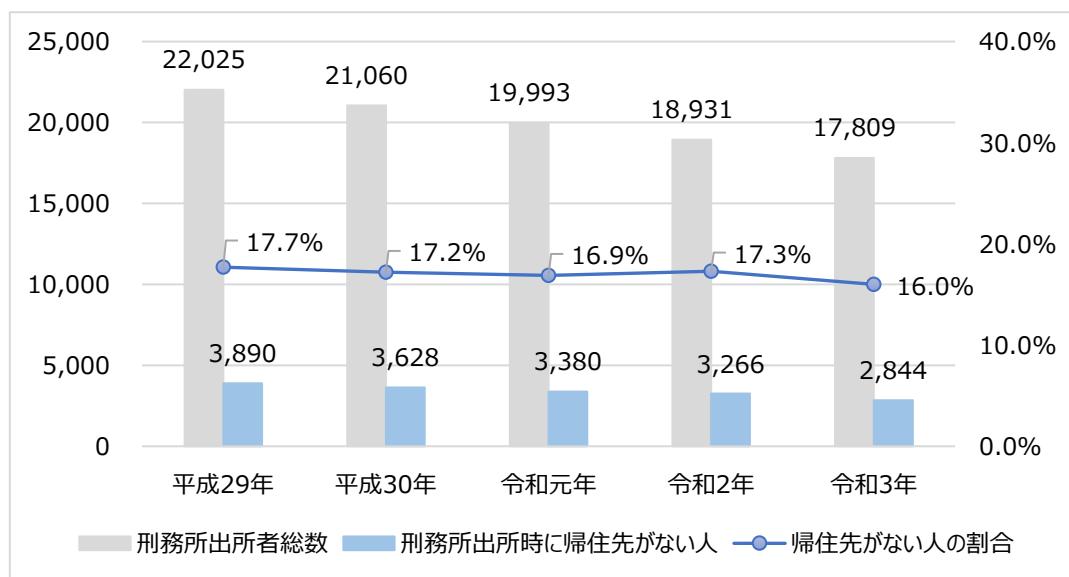
協力雇用主数は、近年全国的に増加傾向にありました。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降に世田谷区は登録抹消が12社あり令和4年10月現在で24社、新規就職者数も減少傾向にあります。

|                 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-----------------|-------|------|------|------|
| 協力雇用主の新規登録数     | 3     | 5    | 1    | 2    |
| 協力雇用主の下への新規就職者数 | 13    | 14   | 7    | 5    |

※出典：東京保護観察所提供的資料

### (3) 刑務所出所時に帰住先がない人の数及び割合（全国）

全国の刑務所出所時に帰住先がない人の数及び割合は、減少傾向にあるものの、一定数の割合で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者がいます。



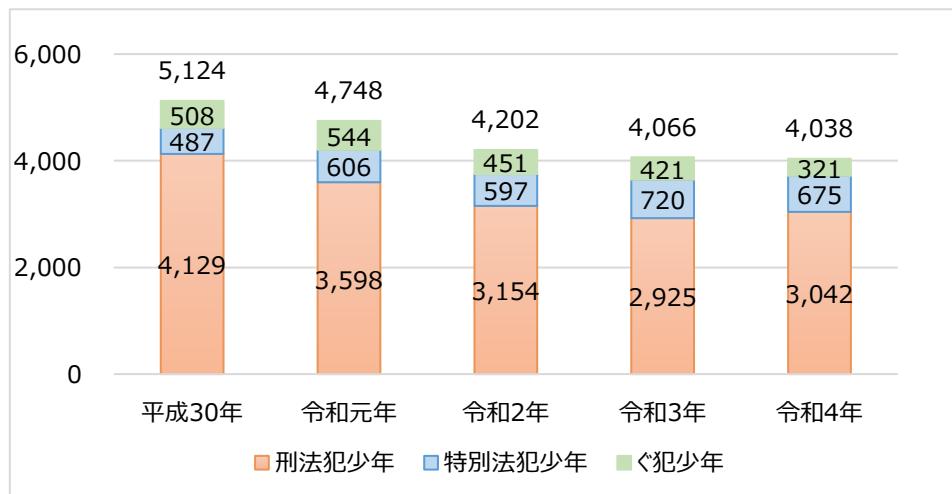
※出典：令和4年度版再犯防止推進白書

## 5 非行少年に関する状況

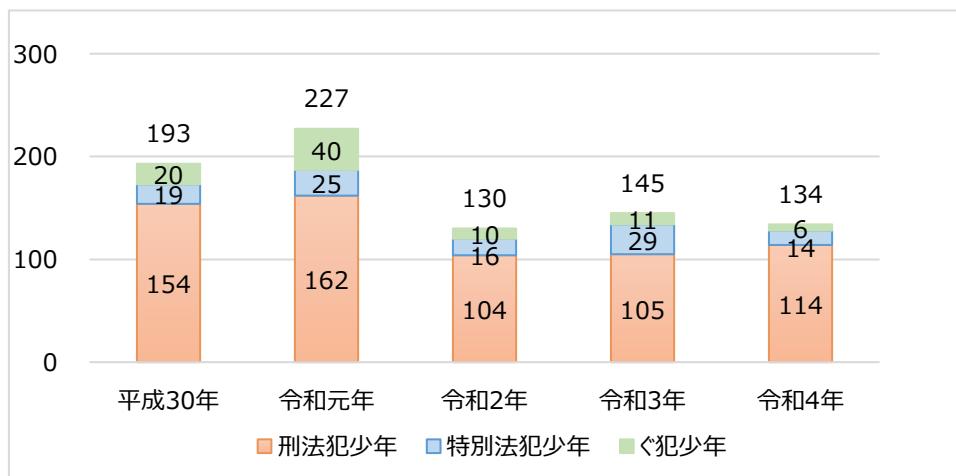
### (1) 非行少年の検挙・補導状況（全国、世田谷区）

全国の非行少年は、年々減少しており、特に刑法犯少年の減少が顕著となっています。世田谷区の令和4年の非行少年は134人で、全国と同様に減少傾向にあります。

全 国



世田谷区



※出典：警視庁統計

#### <用語解説>

非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年。

刑法犯少年：刑法に規定する罪などを犯した犯罪少年及び触法少年。

特別法犯少年：刑法犯少年にいう罪を除くすべての罪を犯した犯罪少年及び触法少年。

（迷惑防止条例違反、軽犯罪法違反、大麻取締法違反など）

犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の者。

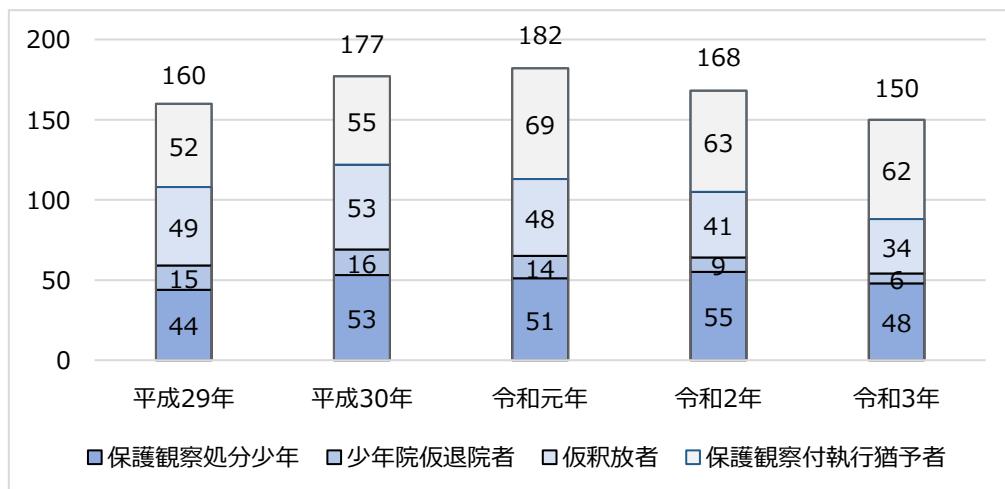
触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者。

ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年。

## 6 更生保護に関する状況

### (1) 保護観察取扱件数（世田谷区）

世田谷区の保護観察の件数は、ほぼ横ばいで推移しています。また、罪名別に見ると、窃盗や薬物事犯が大半を占めています。

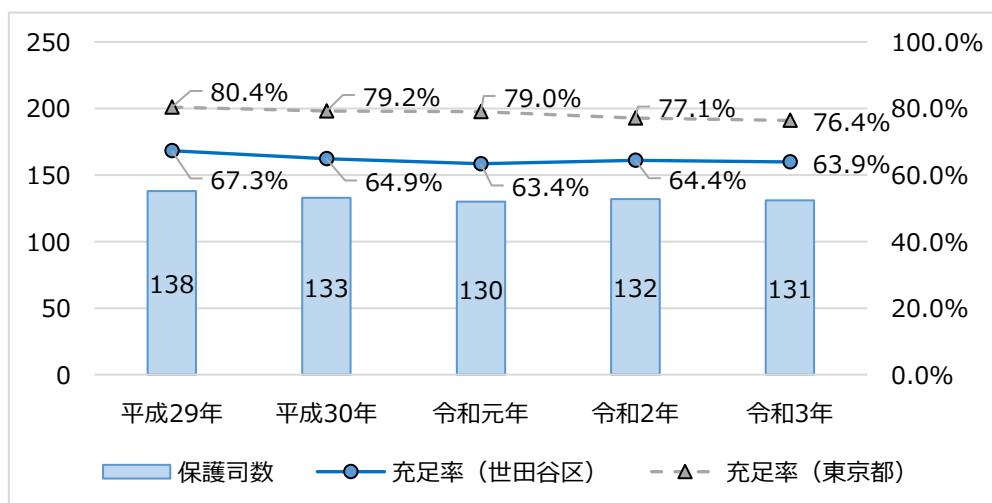


| 保護観察取扱件数内訳（令和3年）           |    |
|----------------------------|----|
| 少年事件<br>(保護観察处分少年・少年院仮退院者) |    |
| 主な非行名                      | 件数 |
| 窃盗                         | 10 |
| 大麻取締法違反                    | 9  |
| 傷害                         | 7  |
| 道路交通法違反                    | 7  |
| 詐欺                         | 3  |
| 過失運転致傷／無免許過失運転致傷           | 3  |
| その他                        | 15 |
| 計 54 件                     |    |
| 成人事件<br>(仮釈放者・保護観察付執行猶予者)  |    |
| 主な罪名                       | 件数 |
| 詐欺                         | 20 |
| 窃盗                         | 19 |
| 覚醒剤取締法違反                   | 19 |
| 大麻取締法違反                    | 8  |
| 傷害                         | 5  |
| 麻薬及び向精神薬取締法違反              | 4  |
| 強盗                         | 3  |
| 強制わいせつ                     | 3  |
| その他                        | 15 |
| 計 96 件                     |    |

※出典：東京保護観察所提供資料

### (2) 保護司数及び充足率（世田谷区）

世田谷区の保護司数は、微減傾向にあり、充足率（定数 205 人）も東京都平均を下回っています。



※出典：東京保護観察所提供資料

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

「立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現」

犯罪をした人等の多くは、安定した仕事や住居が確保できないまま矯正施設を出所する人、薬物等への依存がある人、高齢者や障害者など、様々な困難を抱えています。再犯防止の推進にあたっては、本人の強い更生意欲が前提となります。周りから偏見や差別意識を持たれやすく、本人が更生に向け努力しようとしても、社会で孤立しやすい現実があります。

再犯防止推進法の基本理念のもと、様々な生きづらさを抱える犯罪をした人等が地域社会において孤立することがないよう、一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向け、地域の理解と協力を得て、円滑に社会復帰することを通じて、「立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現」を目指します。

また、再犯防止に関する取組みは、新たな被害者を生まないための取組みでもあります。「再犯防止」と「犯罪被害者等支援」は両輪で推進する必要があり、犯罪被害者等の尊厳を重んじ、置かれている状況への理解を深めつつ、犯罪被害者等支援にも取り組んでいきます。



#### コラム：立ち直りのハードル

犯罪をした人等の多くは、以下のように立ち直りに向けて様々な困難を抱えています。

孤独  
相談相手がない

- ・新たな生活環境の中で、立ち直りに必要な指導や助言が十分に受けられず、生活が再び乱れてしまう。

薬物依存がある

- ・適切な治療や相談支援を受けることができず、薬物依存症からの回復ができない。

高齢である  
障害がある

- ・必要な福祉的支援が得られず、生活が立ち行かなくなる。  
※高齢者や障害を有する者の場合、出所してから再犯までの期間が短いことが明らかとなっている。

住むところがない  
仕事がない

- ・身元保証人を得られず、適当な住居を確保できない。  
※出所後に帰住先のない者は短期間で再犯に及ぶことが明らかとなっている。
- ・前科があることや知識・技能等の不足により、就職や就労の継続ができない。  
※無職者は有職者に比して再犯率が約3倍。

※出典：法務省「再犯リーフレット」



## コラム：犯罪被害者等支援の取組み

様々な犯罪が後を絶ちません。そして、そのほとんどの場合、被害者は突然予期せず犯罪の被害にあい、心身に大きなダメージを受けてしまいます。

区には、犯罪にあわれた方のプライバシーを守りながら、必要な手続きをご案内するほか、警察署や病院へ付き添う相談員がいます。どこに相談すればよいのかわからない時は、ひとりで悩まず、まずは相談窓口にお電話ください。

### 相談窓口でお手伝いできること

例えば犯罪被害等により、

- ・育児が手につかない。家事ができない。

**【相談】**相談員がお話を伺います。お話を伺い、必要な情報をお伝えし支援していきます。

- ・怖くて働けない

**【紹介・情報提供】**お困りの内容から区の担当課や支援機関での必要な手続きについてご案内します

- ・病院に一緒に行ってほしい

**【同行】**おひとりで不安な場合、必要に応じて、警察署や医療機関などに同行します



### 【世田谷区犯罪被害者等相談窓口】

TEL 6304-3766 FAX 6304-3710

月～金曜 午前8時30分～午後5時（祝・休日、年末年始除く）

### 「犯罪被害者等支援相談にあたって・・・」

世田谷区犯罪被害者等支援相談員 川口 則昭

犯罪被害者等の相談については、第一に相談者のこころの声を遮らなく、すべてを聞くことを心掛けています。そこから犯罪被害者等の困りごと悩みごとに焦点をあわせ対応しています。また、対応にあたっては、形式的に関係機関の紹介や情報提供をするのではなく、犯罪被害者等がたらいまわしにならないように関係先と連携をとり、犯罪被害者等が相談することへの負担がないように心がけています。

これまでの経験から私が肌で感じたことは、「相談者の心に寄り添うこと」がもっとも大切であるということです。ある犯罪被害者等は、「そばに相談できる人がいるということがなによりのこころの支えであった。」と話されたことがあります、その言葉を忘れることができません。

今後も犯罪被害者等のこころの声を聞き漏らすことなく、関係機関と連携を密にし、犯罪被害者等支援業務を推進しますのでよろしくお願いします。

## 2 再犯防止における区の役割

### (1) 国と地方公共団体の役割

犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく安定した生活を送るために、刑事司法手続き段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続きの終了後も、国や地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援する必要があります。

刑事司法手続きを離れた人に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されることから、地域による包摂を推進するため、国の第二次再犯防止推進計画では、国と地方公共団体が担う役割が明示されました。

市区町村の役割は、①保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供すること、②立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うこと、とされており、国と地方公共団体は相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組みを推進することとされています。

#### <国と地方公共団体の役割>

| 区分   | 主な役割                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国    | <p>各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続きの枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。</p> <p>加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。</p> |
| 都道府県 | <p>広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。</p>                                                                             |
| 市区町村 | <p>保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。</p> <p>また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。</p>                                                                                 |

※出典：国「第二次再犯防止推進計画」

## (2) 再犯防止における区の役割

これらを踏まえ、再犯防止における区の役割は、以下のとおりとします。

### <再犯防止における区の役割>

- 1 生きづらさを抱えた支援を必要とする犯罪をした人等が、地域で孤立することなく安定して生活できるよう、一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向けて必要な支援内容を把握し、関係機関等との連携のもと包括的な支援を行うとともに、東京都すでに開設している再犯防止に関する相談窓口やポータルサイトといった社会資源を活用しながら、再犯防止に関する取組みを推進します。
- 2 立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを推進します。

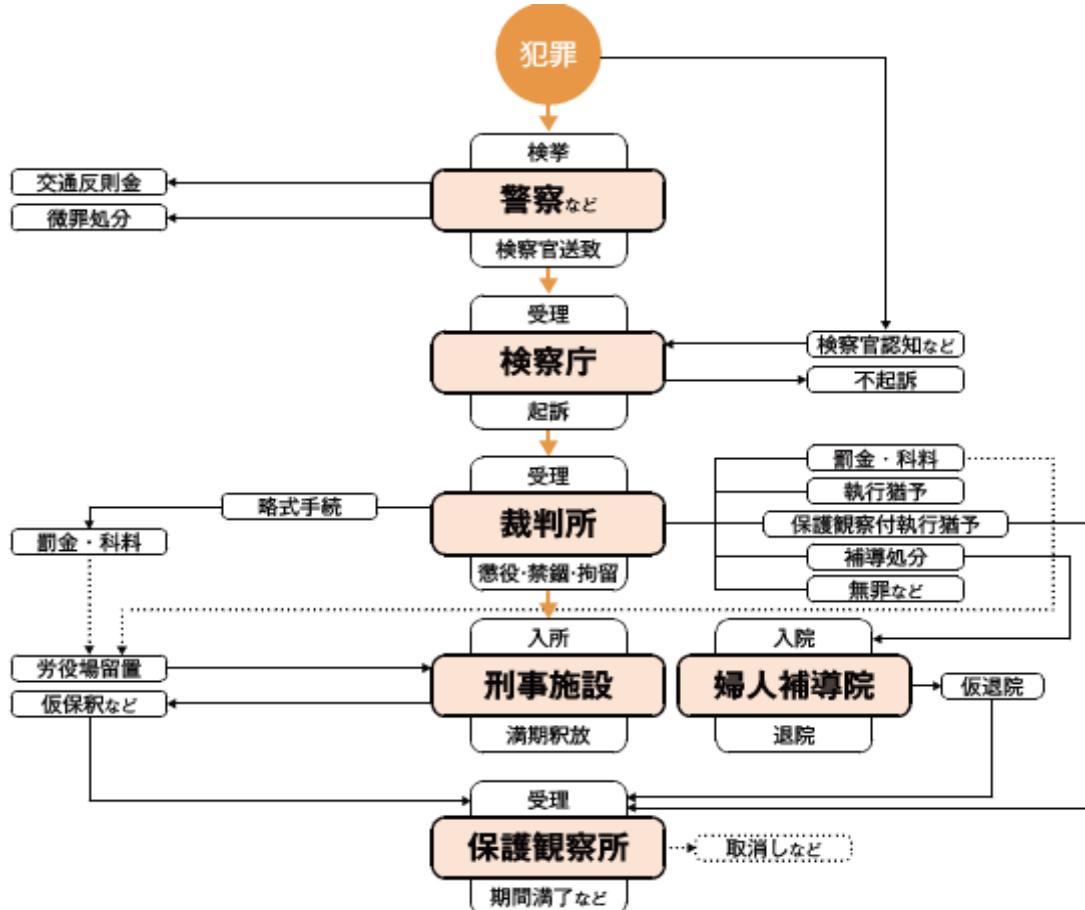
### <保健医療・福祉サービスが必要な対象者の一例>

| 区分 | 関係機関等                   | 主な役割                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国  | 検察庁                     | 起訴猶予等により釈放する被疑者・被告人を対象に、保護観察所、地域生活定着支援センター、自治体等の関係機関と連携した取組みを行う。                                                                                                                                                                                                         |
|    | 刑事施設<br>(刑務所、少年刑務所、拘置所) | 保護観察所、地域生活定着支援センター、自治体等の関係機関と連携した取組みを行う。                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 保護観察所                   | <ul style="list-style-type: none"><li>○更生緊急保護<br/>満期出所者や起訴猶予者等に対して、申出に基づき食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなど緊急の措置を講ずる。</li><li>○生活環境の調整<br/>刑務所や少年院などに収容されている人を対象に、希望する帰住先の住居や就業先などの帰住環境を調査・調整する。</li><li>○保護観察<br/>仮釈放者や保護観察付執行猶予者等を対象に、保護観察官と保護司が協働し、指導監督及び補導援護を行う。</li></ul> |
| 都  | 地域生活定着支援センター            | 保護観察所から依頼のあった高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等を対象に、①コーディネート業務 ②フォローアップ業務 ③相談支援業務などを行う。                                                                                                                                                                                       |
| 都  | <相談窓口><br>犯罪お悩みなんでも相談   | 社会福祉士や精神保健福祉士による電話相談窓口                                                                                                                                                                                                                                                   |
|    | <ポータルサイト><br>リスタ！NET    | 悩みや困難に応じた相談窓口や支援制度等の情報を掲載                                                                                                                                                                                                                                                |
| 区  | 保健福祉センター、各支援機関など        | 保健医療・福祉サービスの提供、関係機関における切れ目ない支援<br>→対象者を必要な支援機関につなぎ、複雑化・複合化した課題に対しては支援機関のネットワークの下で支援する。                                                                                                                                                                                   |



## コラム：犯罪をした人等が地域移行するまでの流れ

### (1) 成人の場合



※出典：東京都「令和4年度版非行少年・再犯防止支援ガイドブック」

※婦人補導院は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行されることに伴い、同日付で廃止されます。

### 検察庁

検察庁は、刑事案件についての捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っています。

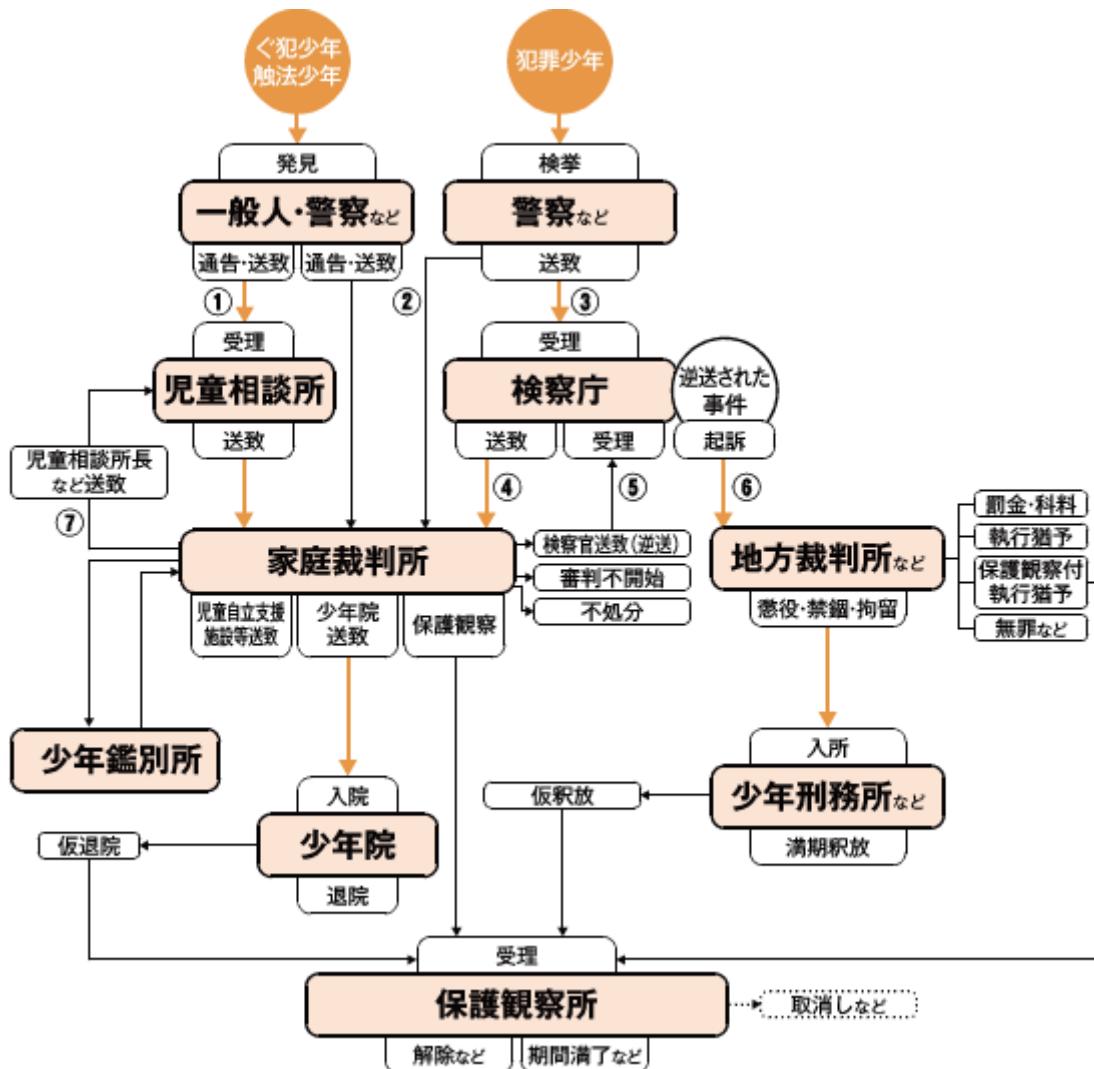
### 刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所を「刑事施設」と総称します。刑務所・少年刑務所は、主として刑の執行を行う施設で、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇等を行います。拘置所は、主として拘留中の被疑者や被告人（検察官から起訴されて訴訟が係属中の人）を収容しています。刑事施設は、全国に73施設と105の支所があり、都内には4施設（刑務所2施設、拘置所2施設）あります。

### 保護観察所

保護観察所は、地方裁判所の所在地（基本的には県庁所在地）に置かれ、更生保護の第一線の機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策等の事務を行います。

(2) 少年の場合



| 少年の種類 | 年齢             | 警察の手続き 1             | 法定刑等                         | 警察の手続き 2 |
|-------|----------------|----------------------|------------------------------|----------|
| 犯罪少年  | 14歳以上<br>18歳未満 | 検挙                   | 罰金以下                         | 家庭裁判所送致  |
|       | 18歳以上          |                      | 懲役、禁錮等                       | 検察官送致    |
| 触法少年  | 14歳未満          |                      | —                            |          |
|       | 補導             | 故意の犯罪により被害者を死亡させた事件等 | 児童相談所長送致                     |          |
| ぐ犯少年  |                | 14歳以上<br>18歳未満       |                              | —        |
|       | 補導             | —                    | 福祉事務所または児童相談所に通告、若しくは家庭裁判所送致 |          |

※令和4年4月1日から施行された改正少年法では、特定少年（18歳及び19歳の者）はぐ犯の対象から除外され、法定刑が罰金以下の場合も事件を検察庁に送致することができることとなりました。

※出典：東京都「令和4年度版非行少年・再犯防止支援ガイドブック」

### 家庭裁判所

家庭裁判所は、少年事件が送致されると裁判官による審理が行われ、非行事実が認められる場合には、家庭裁判所調査官による調査で得た情報を参考として審判、処分が決定されます。少年事件における審判の目的は、少年を罰することではなく、その非行性を取り除き、将来の犯罪を防ぐことにあるため、法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。

### 少年鑑別所

少年鑑別所は、家庭裁判所等からの求めに応じて鑑別対象者の鑑別を行うほか、少年鑑別所に送致するとの観護措置の決定により収容されている少年等に対して観護処遇を行う施設です。また、「法務少年支援センター」として、非行及び犯罪防止の専門的な知識や経験を活用し、地域の人が抱える悩みについて、本人や家族、関係機関からの相談に応じることで、地域社会の非行や犯罪の防止を援助する機能も有しています。全国に 52 か所（分所を含む）あり、都内には 2 か所（東京少年鑑別所、東京西少年鑑別所）あります。

### 少年院

少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する施設で、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。概ね 12 歳から 20 歳までの少年を収容しており、犯罪的傾向の進度や心身の著しい障害の有無などにより、第 1 種から第 5 種までの種類があります。

### 少年刑務所

少年刑務所は、主として 26 歳未満の受刑者を収容する刑務所のことをいい、全国に 6 つの施設があります。

### 3 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の基本目標から各施策を展開していきます。

#### ＜基本目標1：関係機関との連携強化＞



再犯者数が特に多く高齢者の占める割合が高い窃盗犯に着目し、要因として考えられる生活困窮や孤独・孤立等に陥らないよう、対象者を必要な支援機関につなぎ、複雑化・複合化した課題に対しては支援機関のネットワークの下で支援するなど、生きづらさを抱えた支援を必要とする人を取り残さない体制を構築していきます。

#### ＜基本目標2：民間協力者への支援＞



保護司や協力雇用主をはじめとする民間ボランティアが減少傾向にあるため、地域の核となる人材の発掘や育成など、担い手確保に向けた取組みを展開していきます。

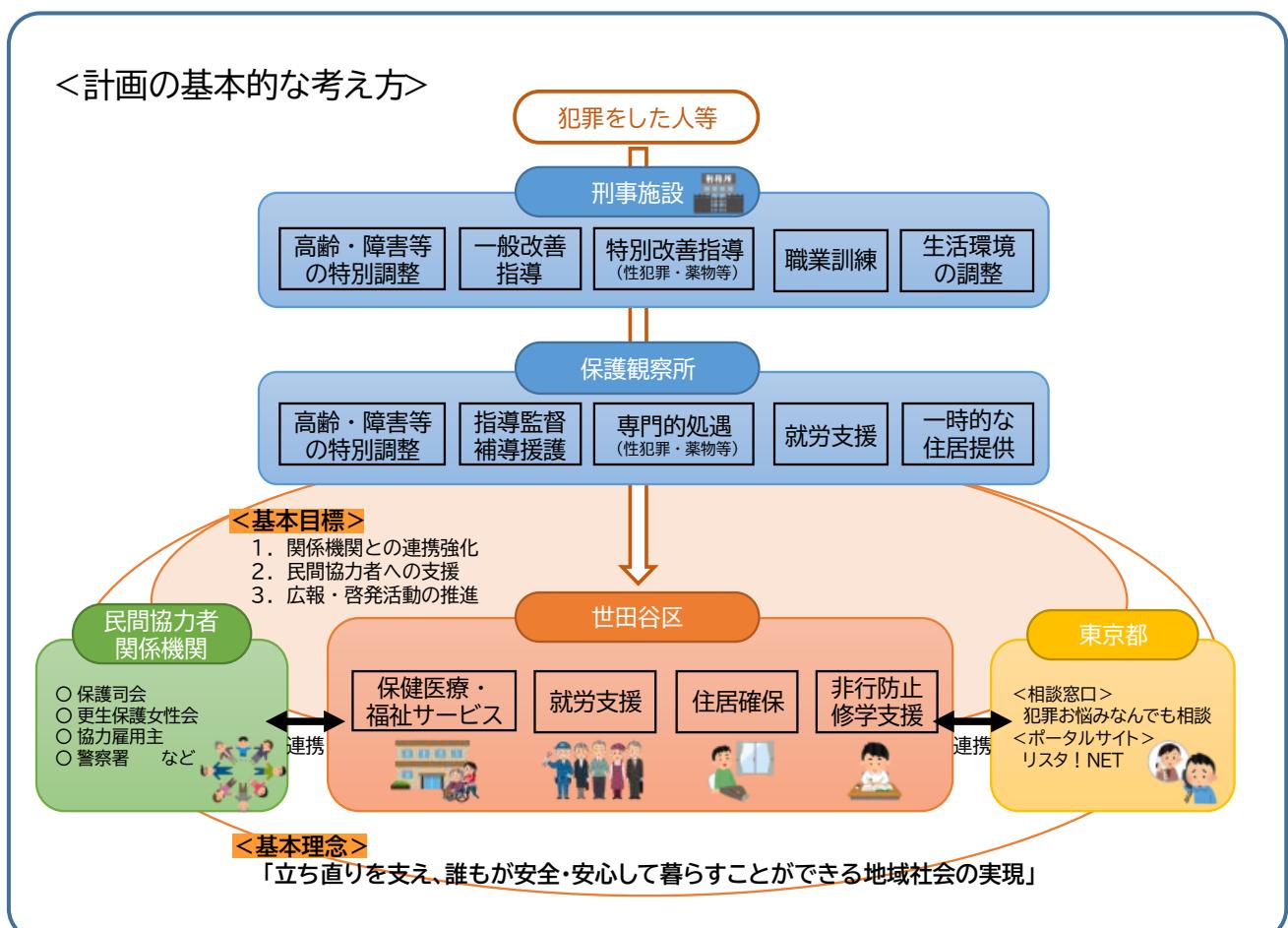
#### ＜基本目標3：広報・啓発活動の推進＞



再犯防止の取組みは、区民にとって必ずしも身近なものではなく、理解や関心が得にくいという現状を踏まえ、区民や事業者等に対して広く周知・啓発を図ります。

## 4 計画の体系

| 基本目標                | 取組方針                    | 施策                                                  |
|---------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------|
| 基本目標1<br>関係機関との連携強化 | 1 保健医療・福祉サービスの利用促進      | (1) 犯罪をした人等が抱える生きづらさに配慮した支援<br>(2) 薬物等の依存症を抱える人への支援 |
|                     | 2 就労・住居確保の支援            | (1) 就労の支援<br>(2) 住居確保の支援                            |
|                     |                         | (1) 児童・生徒等の非行防止<br>(2) 修学支援の充実                      |
|                     | 3 非行防止と修学支援の充実          | (1) 児童・生徒等の非行防止<br>(2) 修学支援の充実                      |
|                     |                         | (1) 民間協力者の活動促進                                      |
|                     |                         | (2) 広報・啓発活動の推進                                      |
| 基本目標2<br>民間協力者への支援  | 4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進 | (1) 民間協力者の活動促進                                      |
| 基本目標3<br>広報・啓発活動の推進 |                         | (2) 広報・啓発活動の推進                                      |



## 第4章 再犯防止に関する施策

### 1 保健医療・福祉サービスの利用促進

#### (1) 犯罪をした人等が抱える生きづらさに配慮した支援

##### <現状と課題>

犯罪をした人等は、それぞれに経歴や性格を始め、家庭環境や経済的状況、交友関係等異なる背景や特性を持ち、犯罪や非行に至った要因も様々です。そのため、犯罪や非行の内容のみ注視しては問題を解決できないこともあります。一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向ける必要があります。

属性別の状況で見ると、高齢者が派出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代において最も高いほか、派出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の人が派出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

国においては、高齢者又は障害のある受刑者等に対して、出所後に必要な福祉サービスに橋渡しする取組み（出口支援）として、刑務所、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターなどが連携して特別調整等を実施しています。また、令和3年度からは、起訴猶予者等に対する取組み（入口支援）として、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施しています。

しかし、起訴猶予者等への入口支援にあたっては、法令に基づく限られた身柄拘束期間のうちに調整を行う必要があります。また、高齢者や障害のある出所者の中には、医療や福祉の支援が必要であるにもかかわらず、特別調整や更生緊急保護等を希望せず必要な支援につながらないことが、認知症や障害が疑われるものの要介護認定や障害者手帳の取得まで至らない人がいること、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことで支援が行き届かないこと等により、再犯につながっているケースもあります。

また、国の再犯防止推進計画では、再犯リスクが高い性犯罪者やストーカー・DV加害者、暴力団関係者等に対する特性に応じた効果的な指導の実施を掲げており、刑事施設や保護観察所において専門的プログラムの充実などに取り組んでいます。しかし、専門的な支援が必要となることや、関係機関の連携による支援の継続性・一貫性が不十分であるなどの課題があります。

その他、加害者家族の置かれている状況に目を向けると、マスコミの取材や周囲からのバッシング、学校でのいじめなど困難な状況におかれるケースが多くあります。加害者家族を支援することで、加害者が派出所した後の受け皿となって再犯防止につながるほか、加害者の家族、特に子どもが不安定な環境に置かれることを防ぐことにもつながる一方で、加害者家族向けの支援のノウハウが不足していることが課題となっています。

区では、国の示す地域共生社会の考え方方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援

を組み合わせた、コミュニティソーシャルワークを推進してきました。高齢者や障害のある人など社会的に孤立しやすい傾向にある人は、複雑化・複合化した課題を抱えているケースが多いことから、支援には専門的な知識や経験のほか、関係機関における包括的な支援体制を構築する必要があります。

#### ＜施策の方向性＞

関係機関等と連携し、生きづらさを抱えた支援を必要とする人を取り残さない体制を構築していきます。

#### ＜施策の内容＞

##### ① 相談支援体制の充実

- ・複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方に対して、必要な支援を届けるため、総合支所保健福祉センターを中心としたチームでの支援、支援が届いていない人にも支援を届けるためのアウトリーチ強化、ICT技術を活用した福祉の相談窓口の強化を推進します。

##### 【保健福祉センター、保健福祉政策課】

- ・職員の理解促進と対応力向上に向けて、各種相談に応じる区職員を対象に、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメントの充実等を目的とした研修を実施します。

##### 【保健福祉政策課】

- ・加害者家族支援として、職員をはじめ区民や事業者に対して、加害者家族が置かれた状況に配慮した言葉かけや接し方などアセスメントの充実や理解促進を図るなど、関係機関やNPO法人等との連携のもと取り組みます。

##### 【保健福祉政策課】

- ・地域障害者相談支援センター“ぽーと”等において、様々な地域資源と連携しながら、相談支援や障害理解と障害者差別解消法の普及・啓発等に取り組みます。また、地域での共生社会の体制づくりに向けて、障害当事者が活躍するピアソポーターの活躍の場や、敷居の低い居場所づくりを進めて行きます。

##### 【障害保健福祉課】

- ・こころの健康や精神疾患について、困りごとや悩みを持つ本人や家族、関係機関等を対象に、専門医や保健師が相談を実施します。また、保健センターにおいて「夜間・休日等こころの電話相談」を実施し、区役所の閉庁時における不安等の相談の機会を拡大して、必要な支援機関につなげるなど、早期の問題解決を図ります。

##### 【健康推進課、健康づくり課】

- ・保健師や精神保健相談員、医師等で構成する多職種チームが、地区担当保健師と連携し、支援が必要な未治療や治療中断等の精神障害者等への訪問支援を行います。

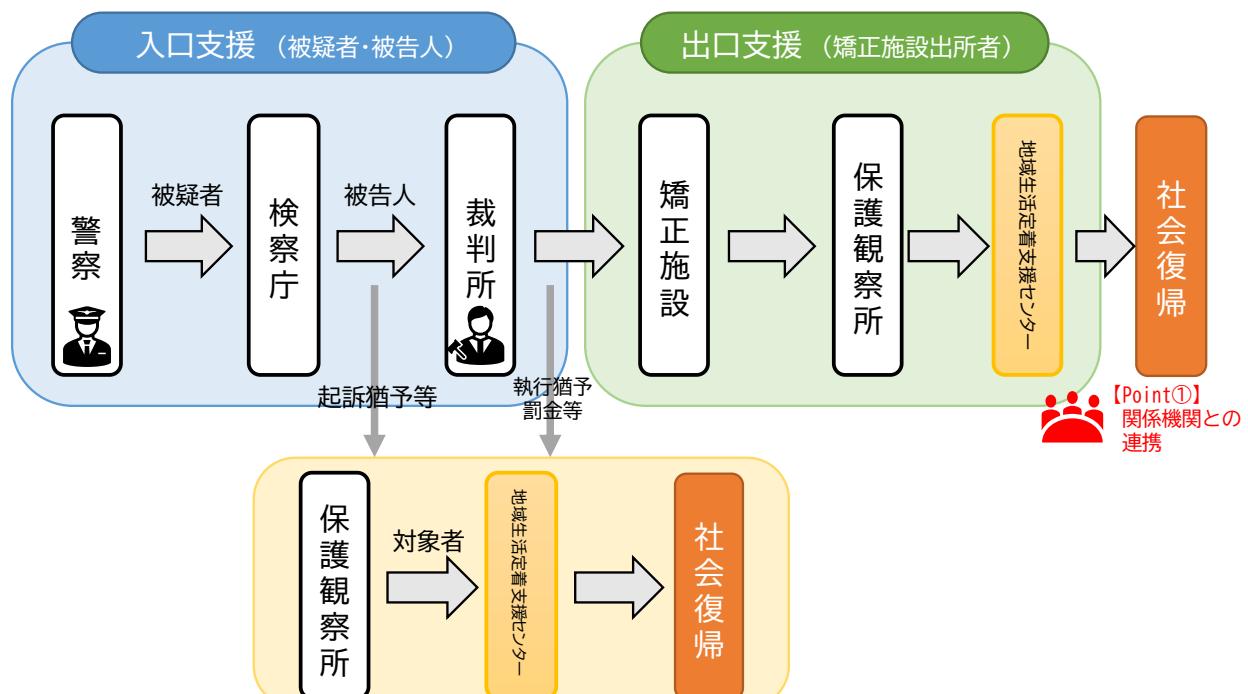
##### 【健康推進課、健康づくり課】

## ② 見守り施策の推進

- ・地域で安心して生活を継続することができるよう、24 時間 365 日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」、介護保険サービスを利用していない 75 歳以上の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」、住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」の 4 つの見守り施策を推進します。

【高齢福祉課】

### <地域生活定着支援センターの役割> 入口支援と出口支援



<区の目指す「包括的な支援体制」> ※世田谷区地域保健医療福祉総合計画より

## ① 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

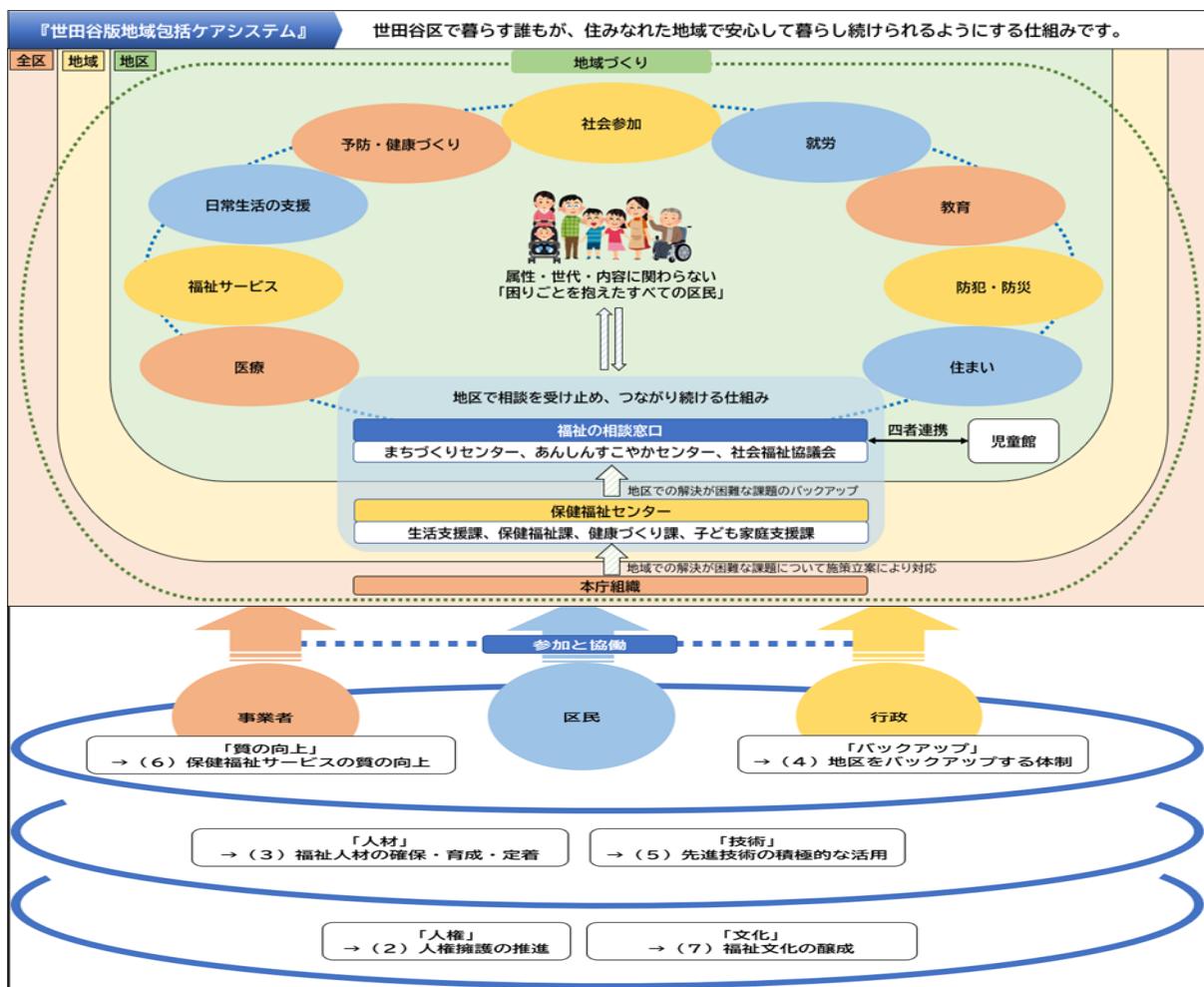
区では、国の示す地域共生社会の考え方方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を、困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、「世田谷版地域包括ケアシステム」を構築・推進してきました。

一方で、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化し、区民の抱える困りごとも複雑化・複合化してきています。また、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方への対応では、継続的かつ長期的に関わっていくことも求められます。

区では、これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」、「福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」を各分野において推進してきましたが、多様化したニーズに応えるために、「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで「世田谷版地域包括ケアシステム」を強化し、変化し続ける課題に応えていきます。

## ② 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

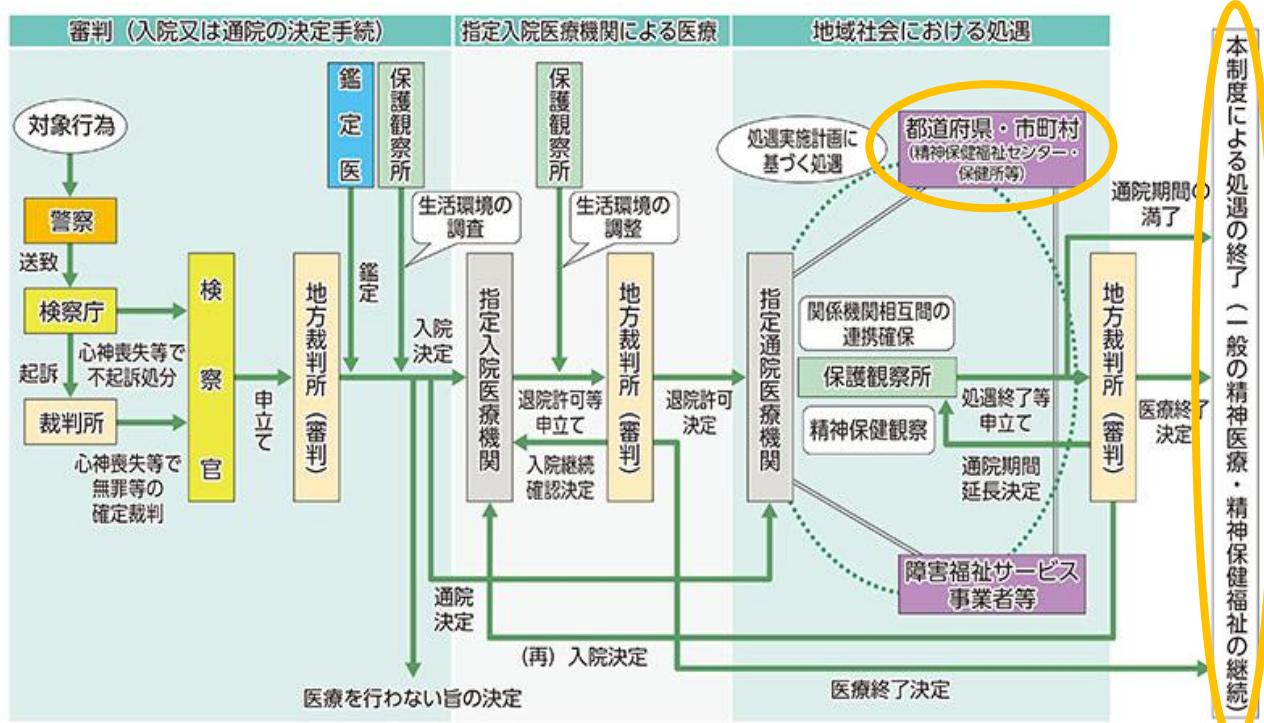
世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤の整備を推進します。具体的には、地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保・育成・定着、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進めます。





## コラム：心神喪失者等医療観察法

精神障害の症状によって善悪の区別がつかないなどの通常の刑事責任を問えない人が重大な他害行為を行った場合に、国の責任において専門的な医療を統一的に行い、地域においても継続的な医療を確保して、病状の改善と社会復帰を促進し、このような事態が繰り返さないようにするための制度があります。



(出典：令和4年度犯罪白書 4-10-3-1 図)

### ■医療観察制度

心神喪失又は心身耗弱の状態で重大な他害行為を行った人を対象とし、必要な医療を確保して病状の改善を図り、再びこのような事態が繰り返されないよう社会復帰を促進することを目的としています。処遇の流れを大きく分けると3つに分かれています、「審判」「指定入院医療機関における医療」「地域社会における処遇」で構成されます。

### ■地域社会における処遇 (地域の支援についてのみ記載します)

審判で通院決定を受けた人、指定入院医療機関に入院した後退院許可決定を受けた人は、地域において指定通院医療機関による「医療」を受けます。また、この通院期間中は継続的な医療を確保することを目的に、保護観察所（法務省）の社会復帰調整官による、見守り・必要な指導等の「精神保健観察」が行われます。さらに、精神保健福祉法や障害者総合支援法等に基づき、都の精神保健福祉センター職員や区の保健師、事業者等による精神保健福祉サービス調整等の「援助」が行われます。



「医療」「精神保健観察」「援助」の三本柱が適正かつ円滑に実施されるよう、地域処遇に携わる関係機関が協議して「処遇実施計画」を定め、処遇方針の統一と役割分担の明確化を図っています。

\* この医療観察制度による処遇が終了した後は、区の保健師が中心となって継続支援を行います

(参考文献：法務省保護局「心神喪失者等医療観察法による地域処遇ハンドブック」)

## (2) 薬物等の依存症を抱える人への支援

### <現状と課題>

薬物事犯者のうち、最も数が多い覚せい剤取締法違反による検挙者数は、減少傾向にある一方で、他の犯罪と比べても再犯リスクが高く、より早い段階で刑務所に再び入所する傾向にあります。また、大麻取締法違反による検挙者数は8年連続で増加し、うち約7割を30歳未満の人が占めるなど、若年層を中心とした大麻乱用が拡大している等の課題があります。

国においては、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施や薬物依存からの回復に向けた指導をするほか、薬物事犯者を地域の保健医療機関等に適切につなげるための支援を進めてきました。

しかし、薬物等の依存症を抱える人は、犯罪をした人であると同時に、依存症の患者である場合が多く、自らの意思による薬物使用のコントロールは困難であるほか、アルコールやギャンブル、医薬品等への依存による問題行動等が背景となって犯罪に至るケースや、窃盗を繰り返す人の中にはクレプトマニア（窃盗症）を抱えている場合もあります。そのため、再犯防止に向けては、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせて、適切な治療・支援を継続的に受けられる環境の整備を進めることができます。

また、依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み影響を与えることから、家族や支援者等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことも求められています。

### <施策の方向性>

依存症からの回復を支援するため、関係機関と連携し適切な医療を受けられるよう支援するとともに、薬物等の依存症に関する普及啓発を行います。

### <施策の内容>

#### ① 相談支援体制の充実

- ・お酒やギャンブル、薬物などの問題について悩んでいる方、家族、関係者に保健師、専門医が相談にのり、依存症によって生じる健康問題の回復に向けて支援します。

【健康推進課、健康づくり課】

#### ② 薬物等の依存症に関する普及啓発

- ・保健センターにおいて依存症セミナーを実施するほか、区内小中学校において薬物乱用防止教室等を開催し、健康被害事例に係る情報提供を図るなど、薬物等の依存症に関する普及啓発を進めます。

【健康推進課、健康づくり課、教育指導課】

## 2 就労・住居確保の支援

### (1) 就労の支援

#### <現状と課題>

刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍になるなど、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

犯罪をした人等にとっての就労は、単に収入を得て生活基盤を安定させるだけではなく、生活のリズムを整えることができ、地域社会を構成する一員として役割を持つことにより、社会とのつながりや自己肯定感を育み、再犯のリスクを下げるという側面もあります。

国においては、受刑者に対して、就労に必要な基本的スキルやマナー、コミュニケーション能力等を習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組みを具体化させる就労支援指導を実施するほか、就労先を在所中に確保するため矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置するなど、矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した就労支援を行っています。また、協力雇用主の確保とその活動に対する支援として、刑務所出所者等就労奨励金制度や助言・研修など、協力雇用主の不安や負担を軽減するための支援が実施されています。

しかし、就労にあたっては、前科等があることに加え、携帯電話を所持していないことで就職活動が困難なケースや、適切な職業選択ができないことなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること等の課題があります。また、区内における協力雇用主の数は、コロナ禍以降で減少傾向にあり、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう人が少なくないほか、業種別で見ると建設業が約半数を占めており、高齢者や障害のある人等のマッチングが難しい場合があること等が課題となっています。

区では、三茶おしごとカフェ（三軒茶屋就労支援センター）において、雇用労働分野のワンストップ窓口として区民の仕事探しを総合的に支援するほか、生活困窮の方や障害のある方など、相談者の状況に応じた就労支援を実施してきました。適切な職業マッチングを促進するため、本人の能力や適性等を踏まえた適切なアセスメントを通じた就労支援を推進するほか、区内事業者等に対して犯罪をした人等の雇用に関する理解と協力を促進する必要があります。

#### <施策の方向性>

関係機関と連携し、犯罪をした人等の能力や適性に応じた就労支援体制の充実を図るとともに、犯罪をした人等の雇用に関する理解と協力を促進します。

#### <施策の内容>

##### ① 就労支援体制の充実

- ・犯罪をした人等の能力や適性に応じた支援を受けることができるよう、様々な就労支援機関があることを周知するとともに、相談支援や就労に向けた訓練等の支援を行います。

【工業・ものづくり・雇用促進課、生活福祉課、障害者地域生活課、  
人権・男女共同参画課】

- ・世田谷区保護司会及び東京保護観察所との間に締結した協定に基づき、区において保護観察対象者を会計年度任用職員として任用し、生活基盤の確保や社会復帰を支援します。

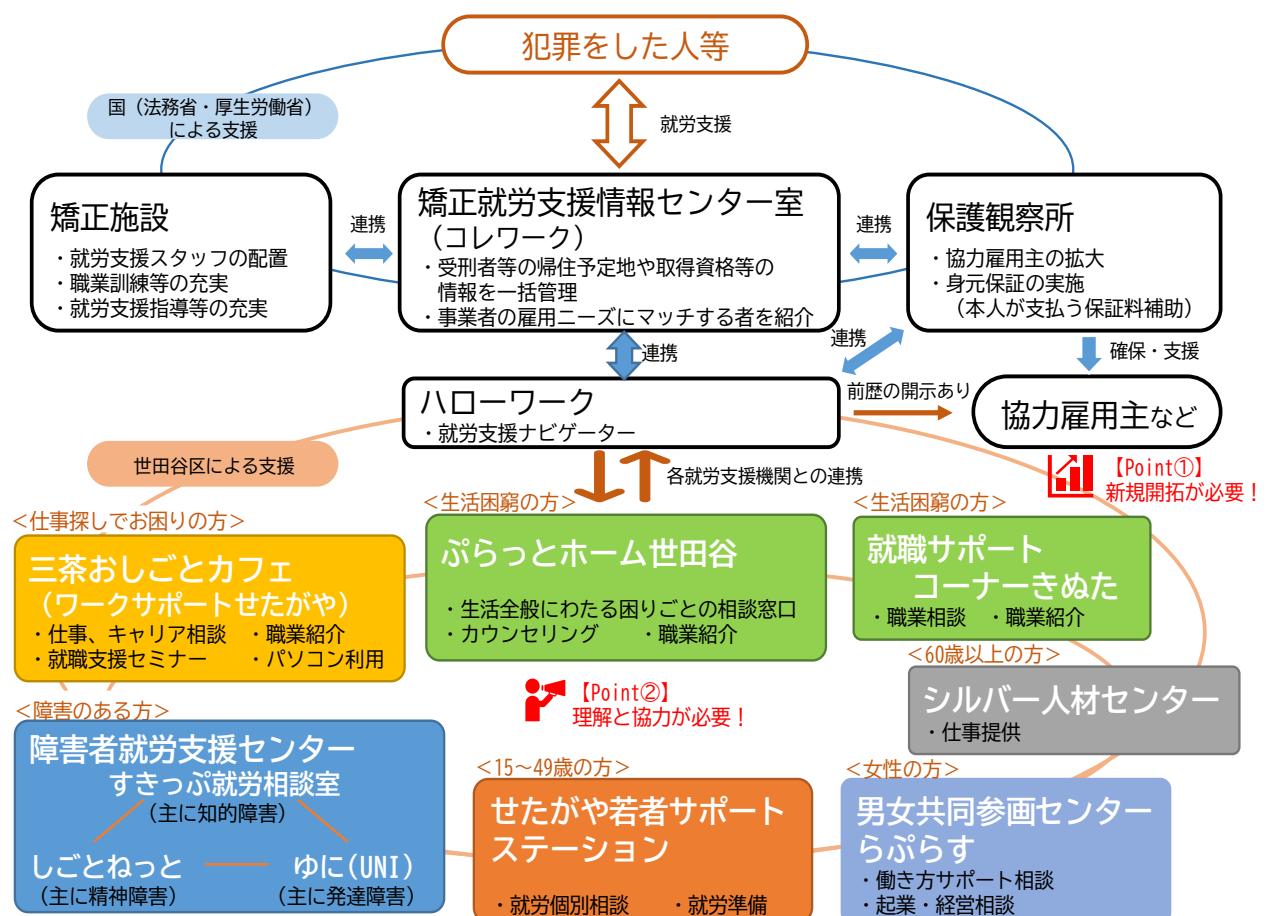
【保健福祉政策課】

## ② 犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓

- ・区内事業者等に対し、保護観察所と連携し、犯罪をした人等への就労支援の必要性、法務省で実施する協力雇用主に対する支援制度や矯正就労支援情報センター室（コレワーク）について、理解と協力を促します。

【保健福祉政策課】

## <就労支援体制>



## (2) 住居確保の支援

### <現状と課題>

刑期満了による刑務所出所者の適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、再犯防止を図る上で最も重要な要素の一つです。刑務所満期出所者のうち約4割の人が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、これらの人々再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていることが明らかになっています。

国においては、新たな住宅セーフティネット制度の創設、生活保護制度などを通じた生活困窮者に対する住居確保の支援、犯罪をした人等で親族等のもとへ帰住できない人を受け入れる更生保護施設や自立準備ホームの確保などに取り組んできました。

しかし、これらの更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。また、犯罪をした人等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま、再犯等に至る人も存在するなどの課題があります。

### <施策の方向性>

住宅確保要配慮者への居住支援として相談体制等の充実を図るとともに、区や不動産関係団体等で構成する居住支援協議会を通じて、賃貸住宅のオーナーや不動産業者の理解と協力を促進します。

### <施策の内容>

#### ① 住居確保に向けた支援の充実

- ・高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、区と協定を締結した不動産関係団体の協力で空き室情報の提供を行う「お部屋探しサポート」や、保証人がいないため賃貸借契約が困難な方を支援する「保証会社紹介制度」に取り組みます。

#### 【居住支援課】

- ・適切な水準の住宅を自力で確保することが困難な住宅確保要配慮者の居住を支援するため、住宅セーフティネットの中核となる区営住宅等を供給します。

#### 【住宅管理課】

- ・離職後2年以内や個人の責によらない休業等により収入が減少した人で、住まいを失う又は失うおそれのある人に対して、住居確保給付金の支給とともに、就労支援を行います。

#### 【生活福祉課】

#### ② 入居後の継続支援

- ・高齢者や障害者が安心して住み続けていくためには、入居後の暮らしの継続支援が重要となることから、「住まいあんしん訪問サービス」などによって入居者の生活課題が把握された場合に関係窓口につなぐなど連携を図ります。

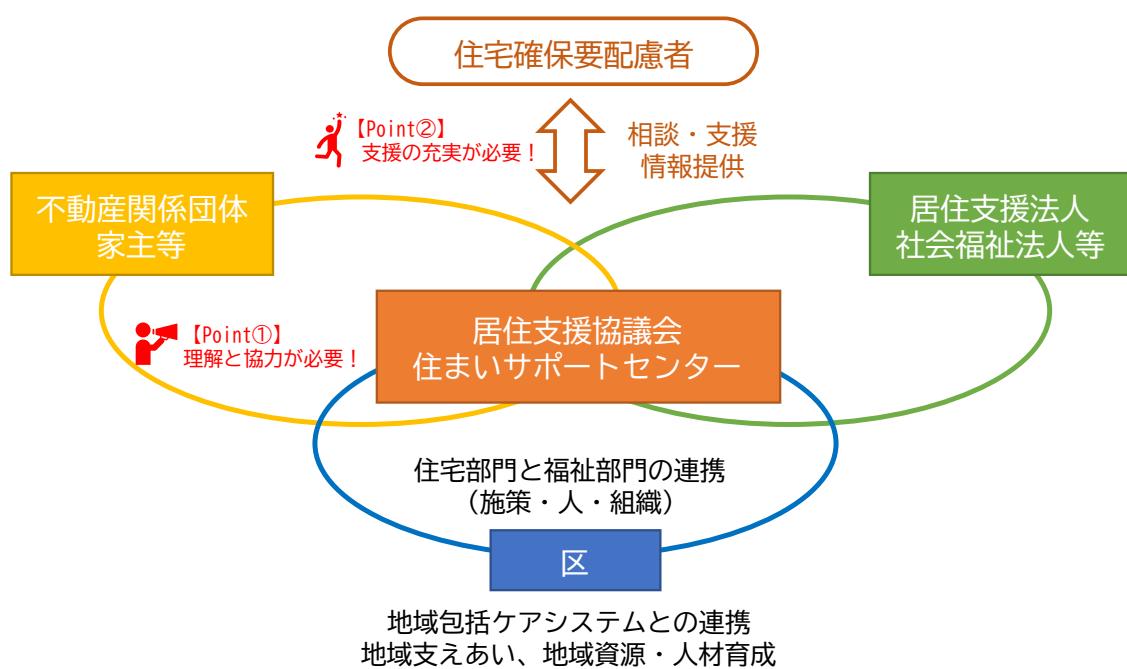
#### 【居住支援課】

### ③ 賃貸住宅のオーナーや不動産業者の理解促進

- ・居住支援協議会等を通じて、賃貸住宅のオーナーや不動産業者に対して、住宅確保要配慮者の住居確保の必要性や理解促進に向けた働きかけを行います。

【居住支援課、保健福祉政策課】

<住宅確保要配慮者の居住支援> ※世田谷区第四次住宅整備方針より



住宅確保要配慮者からの相談に対し、不動産関係団体、居住支援法人、社会福祉法人等とともに、居住支援協議会や「住まいサポートセンター」を中心に連携を図り、相談者への住宅情報の提供や支援を行います。

### 3 非行防止と修学支援の充実

#### (1) 児童・生徒等の非行防止

##### <現状と課題>

少年院出院者の2年以内再入率は約1割であり、将来を担う子どもたちの健全育成を図るためにには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、公的な支援へのつながりにくさを抱える児童・生徒等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにすることが求められます。

しかし、近年の非行の背景には、虐待や貧困等の家庭の問題、保護者の養育能力の欠如のほか、学校・社会環境、少年自身の発達上の問題などが複雑に絡み合っている場合があり、非行の未然防止や早期立ち直りへの課題となっています。特に、虐待は、大人になってからも生きづらさを抱えたり、人間関係の形成に支障をきたしたり、子育て場面では、自らの虐待体験を再現し、繰り返してしまう場合がある等、将来にわたって深刻な影響を及ぼすといわれています。

区では、令和2年4月に児童相談所を開設し、子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携のもと、必要に応じて問題の解決まで協働した支援を行うことにより児童虐待の再発・連鎖を断ち切る児童相談行政を推進してきました。一方で、児童虐待の相談・通告件数は依然として増加しており、子どもを取り巻く環境は深刻化しています。悩みや不安を抱える子どもを誰一人取り残さないため、学校・家庭・地域が連携したきめ細やかな支援が必要です。

##### <施策の方向性>

児童・生徒の非行を未然に防止するため、学校・家庭・地域が密接に連携を図るとともに、相談体制を充実させます。

##### <施策の内容>

###### ① 相談支援体制の充実

- ・児童相談所において、非行行為（触法及びぐ犯）により警察等からの通告を受けた児童や保護者に対して相談支援を行います。非行問題については、背景にある家族の問題や児童虐待の影響に留意しながら、必要な調査を十分に行い、丁寧に関わっていきます。必要に応じて児童心理司が継続的に関わり、児童の心理教育を行い再発防止に努めるとともに、地域においては子ども家庭支援センターと連携のうえ、児童のみならず保護者支援を含めて専門機関として支援します。

【児童相談所、児童相談支援課、子ども家庭支援課】

- ・メルクマールせたがやにおいて、様々な理由から社会と接点が持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなどの生きづらさを抱えた若者に対して、面談や居場所活動、各種プログラム等を通して、その人らしい自立に至るまでの支援を行います。

【生活福祉課】

- ・思春期世代のこころの悩みや不安に対して、家族や本人を対象に、専門医や保健師による「子ども・思春期こころの健康相談」を実施するとともに、臨床心理士等の専門のスタッフによる「こころスペース」（匿名可・予約不要）を開催します。

【健康推進課、健康づくり課】

- ・教育総合センターにおいて、いじめや不登校など様々な相談に対応し、学校や専門チームとの連携により、多様で複雑な課題が深刻化する前に解決する総合的な相談体制を構築します。

【教育相談課】

- ・不登校支援として、児童・生徒の多様性や個性を認め伸ばし、社会的な自立につながる支援を行うため、不登校特例校の開設・運営やほっとスクールの充実など、児童・生徒の進路の選択肢を広げる多様な支援策を展開します。

【教育相談課】

- ・各小・中学校において、いじめ防止プログラムやいじめ防止の授業を実施するほか、教員に対しては、いじめ防止に向けたリーフレット配布や各種研修の実施により対応力や意識の向上を図るなど、いじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

【教育指導課】

② 子どもの居場所の充実

- ・児童館や青少年交流センターにおいて、成長段階や個々の子どものニーズの多様性に応じて、悩みや不安を抱える子どもも安心して過ごすことができる居場所を確保します。

【児童課、子ども・若者支援課】



## コラム：世田谷少年センターにおける少年支援

### <少年センターとは>

警視庁少年育成課の少年センターは都内に8カ所あり、そのうち、世田谷区、目黒区、渋谷区を管轄するのが世田谷少年センターです。少年センターには、警察官、少年相談専門職員（心理技術職）、少年補導職員（警察官OB）があり、それぞれの活動を通じて、少年の非行防止と健全育成を図っています。警察官と少年補導職員は、補導活動（パトロール）を通じて、不良行為をしている少年たちに声をかけ、非行の入り口で歯止めをかけるよう注意喚起しています。少年相談専門職員は相談活動の中で、少年やその保護者との面接を重ねながら、問題行動の背景を探り、問題の根本的解決を目指しています。また、立ち直り支援活動という様々な体験活動も行っており、人と協力して活動する楽しさや、何かを作り上げる達成感を味わうことを通じて、社会との絆の醸成や自己肯定感の向上を図っています。

### <世田谷少年センターで受理する相談内容>

具体的には、盗みや不良交友、性非行などの「非行問題」に関する相談や、しつけや金品持ち出し、家庭内暴力といった「家庭問題」に関する相談が多く寄せられています。また、いじめや性被害などの「被害」に関する相談、自傷行為や薬物依存といった「精神保健」に関する相談もあります。

昨今、特に心配されているものとして、地下アイドルへの依存、パパ活、SNSを通じた不適切なやりとり、学校内の盗撮、といった相談があります。

### <世田谷少年センターへの相談導入の流れ>

相談につながるパターンの多くは、少年を心配した保護者から連絡があり、来所されることがあります。回数や頻度は厳格に決まっておらず、相談者と話し合いながら決めていきます。多くは月に1～2回ですが、毎週いらっしゃる方もいます。

親子一緒に来所されても、基本的には別々にお話を聞きしますし、少年が話した内容は、命に関わるような重要なことでない限り、勝手に保護者に伝えることはありません。そういうことを説明し、気兼ねなく本心を話してもらえる信頼関係を構築していきます。1回の面接で終わることはまれで、継続的な相談になることが多いです。

### <問題解決にむけて面接で行っていること～非行少年の場合～>

非行問題の場合、問題行動だけを見ていると少年を叱りたくなりますが、少年には少年なりの言い分があることが大半です。そのため面接では、保護者からは、今お困りの問題行動がいつ頃からどのように始まったのか、生まれたときからの家庭環境、小さい頃の行動、性格、学校での様子などをお聞きして、現在の問題行動の背景にあるものを知るように努めます。少年からも、自分自身についての問題意識、家族関係、学校の居心地、友人関係などを聞き取っていきます。問題をピンポイントで捉えずに、問題が生じてきた経緯、家庭や学校など環境から受ける影響も視野に入れて理解し、立ち直るために何が必要なのかを把握するようにします。ご家族への助言はもとより、時には学校や関係機関との協力関係を築き、社会資源を活用して適切な対応をするよう努めています。

一方、少年が自ら「自分はこういうことが理由で、こういうことをしてしまった」と話すことは多くありません。様々な情報を元に、問題の背景について推測し、それに基づいて少年と対話を重ねます。担当者との対話の中で、少年自身が自己理解を深め、非行ではなく社会的に望ましい形で行動できるよう変化を促していきます。

<印象に残っている事例> ※個人情報保護のため、細かい部分は変更してあります。

家出と怠学を繰り返している女子中学生がいました。父子家庭で、父親は1人で働いて子どもを育てており、親としての責任感はあったのですが、門限など家のルールに厳しい人で、少しでも破ると手を上げることも多かったようです。少年は、友だちと遊んで門限を破ってしまい、そのまま家に帰ると怒られるので、それが怖くてそのまま家出をしてしまうというパターンを繰り返していました。父親に連れてこられた少年は、明るく屈託なく話す子でしたが、父親の話になると沈んだ様子で「親には褒められたことがない」と言っていました。少年の面接では、少年ができていることを見つけ、それを言葉にして伝えました。また、もし門限を破っても、家出せず帰って謝るのが一番良いと指導をしました。父親には、少年なりに努力しているところを認めてあげること、暴力はやめることを説諭しました。少年面接で、学校に行ったことやルールを守ったことを聞いたときに「頑張っているね」と伝えると、少年は「うん、うん」とうなずいていました。少年は、相談開始後も家出や怠学、危ない異性交遊をしていましたが、ルールを破った際に父親が手を上げるのをやめ、少年の良いところや頑張っているところを認めながら対応するようになっていったところ、登校することが増え、進路に意識が向くようになりました。高校受験に向けて、少年センターのボランティア「被害少年センター」さんに協力してもらい、高校受験のための学習支援を行いました。少年は自分と年の近いお姉さんに勉強を教えてもらったりながら、時には恋愛話することもあったようです。幸い少年は希望の高校に合格し、高校進学後も落ち着いた生活を送っていたため、相談は終結となりました。

「できているところを認めることが大切」ということは、少年を支援する立場の者であれば共通理解として持っていることだと思いますが、改めてその大切さを再認識させてくれたケースでした。

<支援者として心がけていること>

非行の相談の場合、相談継続中に少年の行動が悪化したり、低空飛行で先が見えなかったりして担当者が疲弊することもあります。目の前の状況に一喜一憂せず、子どものためにできることを小さなことでも一つ一つ重ねていきたいと思います。少年の中に「自分に向き合ってくれる大人がいる」と大人への信頼感を育てられたら、それは一つの小さな目標を達成しているといえるのではないかと思います。



<世田谷少年センター>

## (2) 修学支援の充実

### <現状と課題>

ほとんどの人が高等学校に進学する状況にある中で、入所受刑者の約3割は高等学校に進学しておらず、少年院出院時に復学・進学を希望している人のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題があります。

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い状況を踏まえ、国においては、高等学校の中退防止のための取組みや高等学校中退者等に対する学習支援等を実施してきました。

子どもが犯罪や非行等を理由として進学や就職を断念してしまうことがないよう、学びを継続することができる居場所や学習機会の提供を行う必要があります。

### <施策の方向性>

次世代を担う子どもが十分な学びの機会を得られるよう修学支援の充実を図ります。

### <施策の内容>

#### ① 修学支援の充実

・生活保護や生活困窮世帯、ひとり親世帯等の子どもを対象に、学習支援事業を継続して実施するとともに、身近な地区における子ども・子育て支援の中核的役割を果たす児童館の夜間や休館日を活用した地域の団体による子どもの学び場を実施します。

【子ども家庭課、生活福祉課、児童課】

・義務教育を終了できなかった人、または様々な事情により中学校で十分に学べなかった人に対して、中学校夜間学級において教育の機会を提供します。

【学務課】

## 4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

### (1) 民間協力者の活動促進

#### <現状と課題>

再犯防止の推進にあたっては、地域において犯罪をした人等の指導・支援にあたる保護司、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会といった更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力が必要不可欠です。

しかし、近年では保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係の希薄化等により従来の活動が難しくなっていること等の課題があります。

世田谷区保護司会では、保護司適任者の確保に向けて積極的に取り組み、退任保護司を補うことができているものの、保護司数は定数を下回る状況が続いています。

区では、地域社会における息の長い支援を継続して実施していくため、関係機関とも連携を図る中で、保護司をはじめとする民間ボランティア人材の確保や活動場所等の環境整備に関する支援を行う必要があります。

#### <施策の方向性>

民間協力者や関係機関との連携を図ることにより、犯罪をした人等の立ち直りを支援します。

#### <施策の内容>

##### ① 更生保護団体等との連携・支援

- ・区ホームページ等を通じて、保護司の活動内容や必要性等について広く理解を得るために情報発信を行うとともに、定年退職予定の区職員を主な対象として呼びかけを行うなど、地域の核となる新たな人材の発掘や育成などの担い手確保に取り組みます。

【保健福祉政策課】

- ・更生保護サポートセンターの活動場所を提供するほか、保護司が自宅以外の場所でも面接ができるよう公共施設の会議室等を提供します。

【保健福祉政策課】

- ・世田谷区保護司会が行う更生保護活動や犯罪予防に資する研修等に対して、補助金を交付します。

【保健福祉政策課】

- ・再犯防止や更生保護に関わる関係機関や団体等と連携を図り、犯罪をした人等の立ち直りを支援します。

【保健福祉政策課】



## コラム：再犯防止に関わる民間協力者

### 世田谷区保護司会

保護司は、犯罪をした人等の立ち直りを地域で支える民間のボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。主に、保護観察を受けている人と定期的に面接を行い、生活上の助言や就労の援助などを通じて立ち直りを支援する「処遇活動」と、社会を明るくする運動をはじめとした、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める「地域活動」を行っています。

また、地域の更生保護の拠点として開設している「世田谷区更生保護サポートセンター」では、保護司による対象者との面接のほか、新任研修や関係団体との意見交換等を行っています。

### 世田谷区更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指し、女性の立場から犯罪をした人等の地域社会での立ち直りを支援しているボランティア団体です。更生保護活動をはじめ、青少年の健全育成、地域の子育て支援など、地域と連携しながら活動しています。

### 世田谷区BBS会

BBS会（Big Brothers and Sisters Movement の略）は、様々な問題を抱える少年を、兄や姉のような身近な存在として接しながら少年たちが自分自身で問題を解決し、健全に成長していくことを支援する青年ボランティアです。児童養護施設への訪問ボランティア活動や非行防止のための集会などを実施しています。

### 協力雇用主

協力雇用主は、犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。協力雇用主として犯罪をした人等の受け入れを行うには、保護観察所へ登録する必要があり、対象者を雇用（試行含む）した場合、奨励金等の助成金が支払われます。



## コラム：保護司をされている方の声

Aさん（元区立小学校校長）

定年退職をきっかけに、何か社会貢献をしたいと思っていたところ先輩保護司から声がかかりました。犯罪者対応と聞き、少し怖い気もしましたが、とてもやりがいのある仕事だと思い引き受けました。

保護観察の初仕事は半年後でした。先輩保護司からの助言を参考に保護観察を続け、刑期完了した時の安堵感は忘れられません。保護観察を行っている間も、地域での広報活動や刑務作業製品の販売などの活動を行っています。

“相手の話を親身になって聞いてあげられる人”それは、あなたです。保護司をやってみませんか。

Bさん（元世田谷区職員）

学生時代の旧友が先に保護司になり、その影響で自分もと思い、始めました。決心したのはNHK ドラマ「生きて、ふたたび 保護司・深谷善輔」を観て感動したからです。一緒に観ていた妻に恐る恐る切り出したところ、あっさり賛成され、背中を押されました。その後世田谷区保護司会に配属され、今は少しでも早く保護司会の活動を理解して何かお役に立てるよう努力することと、実際に更生保護の案件依頼があった場合に備えて勉強を続けることが大切と思っています。

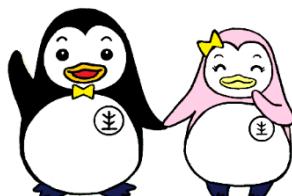
もしも、保護司をやれるか迷っている方がいらっしゃるなら、まず一步を踏み出しましょう。わからない事は保護観察所や先輩保護司に尋ねることです。きっと親切に対応して下さるはずです。

Cさん（元区立中学校校長、現大学教授）

皆様は退職後の第二の人生をどのように過ごそうとお考えでしょうか。今まで行けなかつた海外旅行に、趣味の時間になど考えているのではないでしょうか。

私は中学の教員を定年退職したとき、PTA会長から保護司を誘われました。保護司の方には初任校で元気過ぎる生徒たちの指導でお世話になっていましたので、恩返しのつもりでお受けしました。保護司は面接を通して、罪を犯した人の更生と社会復帰を後押しします。また、更生した人たちを差別することなく受け入れる心優しい社会づくりの活動も行います。ともにボランティア活動ですが、とてもやりがいのある仕事です。

私は保護司と同時に大学で働いています。古希となり、残りの人生は保護司として社会と関わり、少しでも貢献できればと考えています。皆様方とともに活動できることを楽しみにしています。



## (2) 広報・啓発活動の推進

### <現状と課題>

犯罪をした人等の社会復帰のためには、本人自らの努力を促すだけではなく、地域社会において孤立することのないよう区民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるよう支援することが重要です。

しかし、再犯防止や更生保護に関する取組みは、区民にとって必ずしも身近なものではなく、理解や関心が得にくいとともに、犯罪をした人等に対する偏見があるという課題があります。

立ち直りを支えるには、地域住民の理解と寛容が必要不可欠であり、本計画の策定を契機として、再犯防止や更生保護に関して周知・啓発を図り、より身近なものとして地域に浸透させていく必要があります。

### <施策の方向性>

広報・啓発活動の推進により、更生保護や再犯防止について、地域理解の促進に努めます。

### <施策の内容>

#### ① 再犯防止に関する普及啓発

- ・再犯防止に関するシンポジウムや区ホームページ等での普及啓発を通じて、犯罪をした人等が立ち直りに向けて抱える困難さなどへの地域理解の促進のほか、支援に携わる人の「立ち直りを支援する力」の向上を図ります。

【保健福祉政策課】

- ・職員の理解促進と対応力向上に向けて、各種相談に応じる区職員を対象に、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメントの充実等を目的とした研修を実施します。

【保健福祉政策課】

- ・犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進し、7月の強調月間を中心に、駅頭広報活動や講演会、作文コンテスト等を実施します。

【保健福祉政策課】

- ・刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に資するよう人権啓発活動や人権相談を実施します。

【人権・男女共同参画課】

- ・DVは犯罪行為を含む重大な人権侵害であるという認識を広め、相談体制の充実を図るとともに、暴力の未然防止と早期発見に向けた働きかけに取り組みます。

【人権・男女共同参画課】

## 第5章 計画の推進体制

区では、関係機関や地域団体との連携を深め、“社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会において、取組みの推進を図ります。

### <“社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会>

| 世田谷区             | 世田谷区保護司会（7）      |
|------------------|------------------|
| 世田谷区更生保護女性会      | 世田谷区BBS会         |
| 東京保護観察所          | 世田谷区民生委員児童委員協議会  |
| 世田谷区社会福祉協議会      | 青少年補導連絡会（4）      |
| 青少年地区委員会（28）     | 世田谷区子ども・青少年協議会   |
| 世田谷区私立幼稚園協会      | 世田谷区町会総連合会       |
| 世田谷地区人権擁護委員会     | 世田谷区赤十字奉仕団       |
| 世田谷区立小学校長会       | 世田谷区立中学校長会       |
| 世田谷区立小学校PTA連合協議会 | 世田谷区立中学校PTA連合協議会 |
| 世田谷区青少年委員会       | 世田谷区子ども育成者連絡協議会  |
| 世田谷少年センター        | 警察署少年係（4）        |
| 防犯協会（4）          | 母の会（4）           |
| 交通少年団（4）         | 世田谷区商店街連合会       |
| ロータリークラブ（4）      | ライオンズクラブ（7）      |
| 東京都石油商業組合世田谷支部   | 東京世田谷電設工業協同組合    |

※87機関・団体（順不同）

## 資料編

### 1 計画の策定経過

| 開催日                   | 内容                                                                          |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年12月14日            | “社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会<br>・再犯防止推進に向けた検討（意見聴取）                                |
| 令和5年 3月 2日            | 第1回世田谷区再犯防止推進計画検討委員会<br>・計画の概要、再犯防止を取り巻く状況<br>・計画の基本的な考え方<br>・犯罪をした者等への支援事例 |
| 令和5年 5月31日            | “社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会<br>・計画の基本的な考え方（意見聴取）                                  |
| 令和5年 6月 2日            | 第2回世田谷区再犯防止推進計画検討委員会<br>・計画（素案）                                             |
| 令和5年 9月 7日<br>～ 9月28日 | パブリックコメント                                                                   |
| 令和5年11月 7日            | 第3回世田谷区再犯防止推進計画検討委員会<br>・計画（案）                                              |
| 令和5年12月12日            | “社会を明るくする運動”世田谷区推進委員会<br>・計画（案）（意見聴取）                                       |

## 2 世田谷区再犯防止推進計画検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に向けた検討を行うため、世田谷区再犯防止推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項を検討する。

### (組織)

第3条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する別表第1に掲げる委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱し、任命した日から令和6年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、世田谷区保護司会会长の職にある者をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、世田谷区保健福祉政策部長の職にある者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (検討部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する事項の調査及び検討を補佐させるため、検討部会を置く。

2 検討部会は、別表第2に掲げる部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、保健福祉政策部長の職にある者をもって充てる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉政策部保健福祉政策課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則（令和5年3月31日4世保福政第1219号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 委員長    | 世田谷区保護司会会长             |
| 副委員長   | 世田谷区保健福祉政策部長           |
| 委員     | 世田谷区保護司会代表者（1名）        |
|        | 世田谷区更生保護女性会代表者（1名）     |
| 地域関係団体 | 世田谷区社会福祉協議会代表者（1名）     |
|        | 世田谷区民生委員児童委員協議会代表者（1名） |
| 学識経験者  | 学識経験者（1名）              |
| 関係機関   | 警視庁世田谷警察署生活安全課長        |
|        | 警視庁北沢警察署生活安全課長         |
|        | 警視庁玉川警察署生活安全課長         |
|        | 警視庁成城警察署生活安全課長         |
|        | 警視庁世田谷少年センター所長         |
|        | 法務省東京保護観察所代表者（1名）      |

別表第2（第7条関係）

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 部会長 | 保健福祉政策部長                  |
| 部会員 | 総合支所保健福祉センター生活支援課長（1名）    |
|     | 総合支所保健福祉センター保健福祉課長（1名）    |
|     | 総合支所保健福祉センター健康づくり課長（1名）   |
|     | 総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長（1名） |
|     | 危機管理部地域生活安全課長             |
|     | 生活文化政策部人権・男女共同参画課長        |
|     | 経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課長      |
|     | 保健福祉政策部次長                 |
|     | 保健福祉政策部生活福祉課長             |
|     | 高齢福祉部高齢福祉課長               |
|     | 障害福祉部障害施策推進課長             |
|     | 児童相談所副所長                  |
|     | 世田谷保健所健康推進課長              |
|     | 都市整備政策部居住支援課長             |
|     | 教育総合センター教育相談課長            |
|     | 世田谷区社会福祉協議会自立生活支援課長       |

### 3 世田谷区再犯防止推進計画検討委員会委員名簿

| 区分     | 所属機関・団体等           | 氏名     | 備考     |
|--------|--------------------|--------|--------|
| 学識経験者  | 國立館大学法学部教授         | 辰野 文理  |        |
| 民間協力団体 | 世田谷区保護司会会长         | 田中 博光  | 令和4年度  |
|        |                    | 鈴木 康司  | 令和5年度  |
|        | 世田谷区保護司会           | 渡部 淳   |        |
| 地域関係団体 | 世田谷区更生保護女性会会长      | 鈴木 清美  |        |
|        | 世田谷区社会福祉協議会事務局長    | 長岡 光春  |        |
|        | 世田谷区民生委員児童委員協議会副会長 | 重田 朗子  |        |
| 関係機関   | 警視庁世田谷警察署生活安全課長    | 太田原 徹也 |        |
|        | 警視庁北沢警察署生活安全課長     | 河原 健司  |        |
|        | 警視庁玉川警察署生活安全課長     | 小幡 康二  |        |
|        | 警視庁成城警察署生活安全課長     | 菊池 理彥  |        |
|        | 警視庁世田谷少年センター所長     | 渡邊 明宣  |        |
|        |                    | 峯島 智   | 令和5年9月 |
|        | 法務省東京保護観察所         | 高橋 知哉  | 令和4年度  |
|        |                    | 上野川 喜隆 | 令和5年度  |
| 世田谷区   | 世田谷区保健福祉政策部長       | 田中 耕太  |        |